

# 海面区画漁業権漁場計画

倉敷市～笠岡市

(免許番号 75～122号)

存続期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
申請期間	公示の日から120日間
免許予定日	令和6年4月1日

岡山県農林水産部水産課

1 免許番号 岡区第75号

7 関係地区 倉敷市（旧児島市）

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり、わかめ養殖業  
10月1日から翌年4月10日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島西地先

4 漁場の区域 基点第1259号、点ア、点イ、点ウ及び基点第1241号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1215号 倉敷市下津井1丁目祇園神社

基点第1241号 倉敷市六口島長谷鼻に設置した標識

基点第1242号 倉敷市上濃地島東端に設置した標識

基点第1259号 倉敷市六口島北端に設置した標識

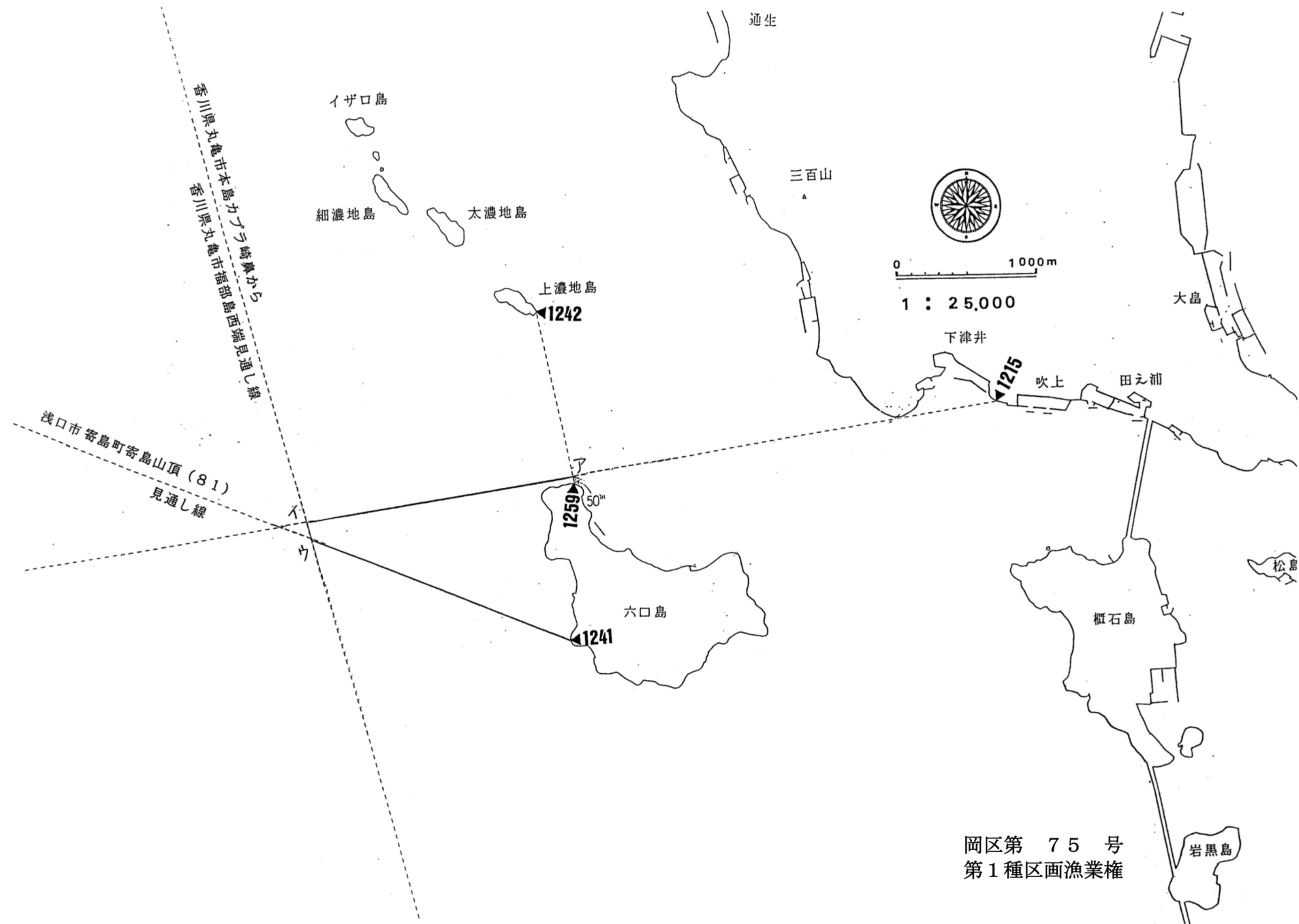
点ア 基点第1259号から基点第1242号見通し線上基点第1259号から50メートルの点

点イ 基点第1215号から点ア見通し延長線と、香川県丸亀市本島カブラ崎鼻から香川県丸亀市本島福部島（烏小島）西端見通し延長線との交差点

点ウ 基点第1241号から浅口市寄島町寄島山頂（81）見通し線と、香川県丸亀市本島カブラ崎鼻から香川県丸亀市本島福部島（烏小島）西端見通し延長線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権



香川県丸亀市本島カブラ崎鼻から  
香川県丸亀市福部島西端見通し線

浅口市寄島町寄島山頂(81)  
見通し線

岡区第 75 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第76号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市上水島地先
- 4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点イの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第1239号 倉敷市上水島南端に設置した標識
  - 基点第1244号 倉敷市太濃地島南端に設置した標識
  - 基点第1245号 倉敷市上水島北端に設置した標識
  - 基点第1265号 倉敷市上水島西端に設置した標識
  - 基点第1267号 倉敷市イザロ濃地島北端に設置した標識
  - 基点第1268号 倉敷市水島川崎通1丁目JFEスチール株式会社  
東南端に設置した標識
  - 基点第1270号 倉敷市上濃地島北西端に設置した標識
  - 基点第1273号 倉敷市水島川崎通1丁目JFEスチール株式会社  
西南端角に設置した標識
  - 基点第1455号 倉敷市下水島北端に設置した標識
  - 基点第1456号 倉敷市下水島東端に設置した標識
- 点ア 基点第1268号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻  
見通し線と、基点第1245号と基点第1267号  
を結んだ直線との交差点
- 点イ 点アから基点第1267号見通し線上点アから5  
00メートルの点
- 点ウ 点エから点ケ見通し延長線と、点イから真方位2  
18度見通し線との交差点
- 点エ 基点第1268号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻  
見通し線と、基点第1270号と基点第1455号

を結んだ直線との交差点

点オ 基点第1273号から真方位180度見通し線  
と、基点第1270号と基点第1455号を結んだ  
直線との交差点

点カ 基点第1456号から真方位71度見通し線と、  
基点第1265号から倉敷市玉島黒崎番所鼻見通し  
線との交差点

点キ 基点第1456号から真方位71度見通し線と、  
基点第1267号から基点第1245号見通し延長  
線との交差点

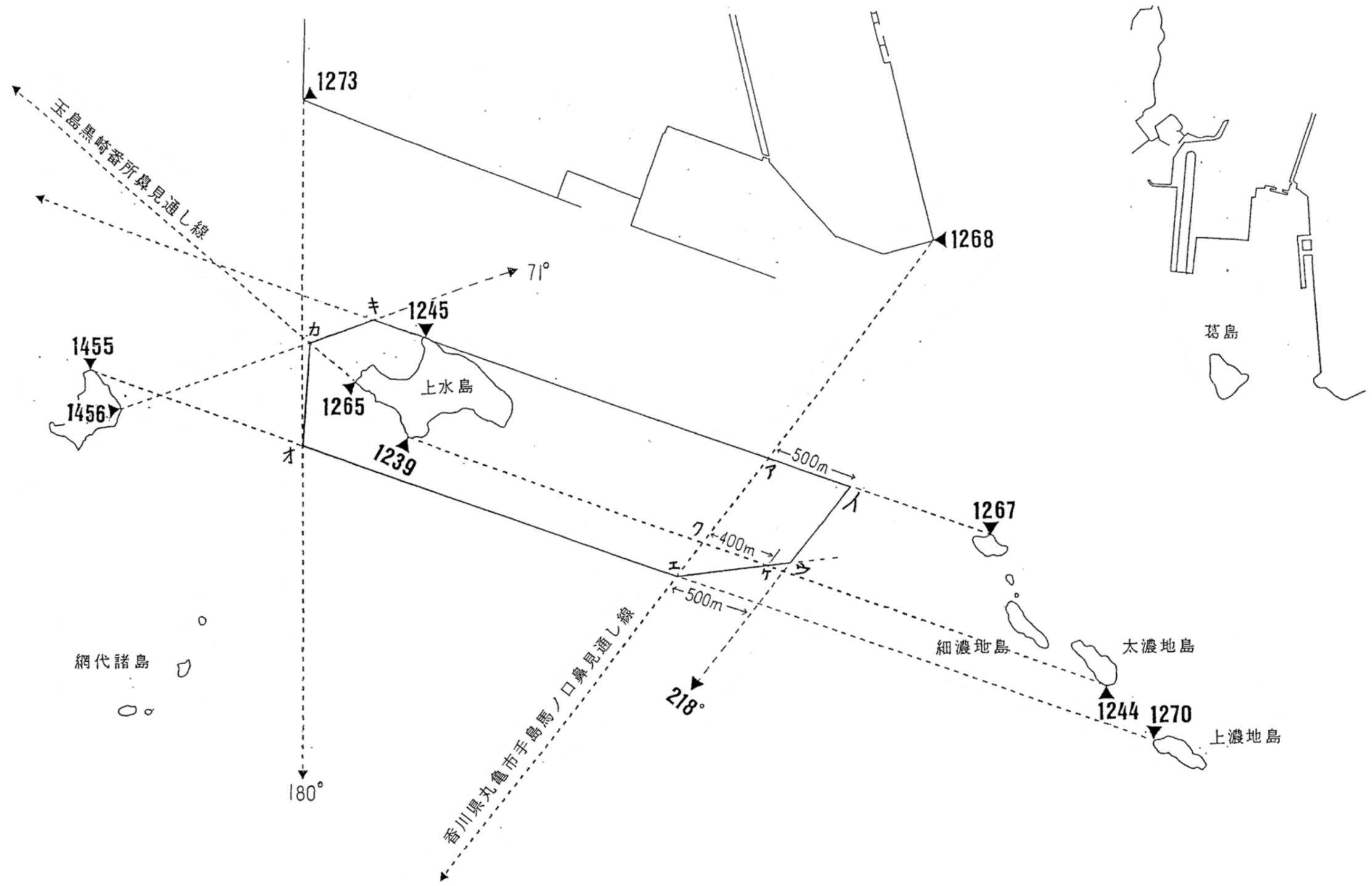
点ク 基点第1268号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻  
見通し線と、基点第1239号と基点第1244号  
を結んだ直線との交差点

点ケ 点クから基点第1244号見通し線上点クから4  
00メートルの点

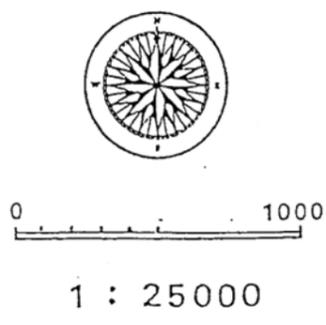
5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

7 関係地区 倉敷市（旧児島市）



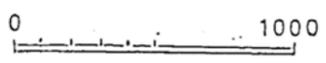
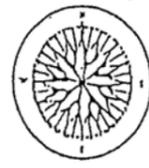
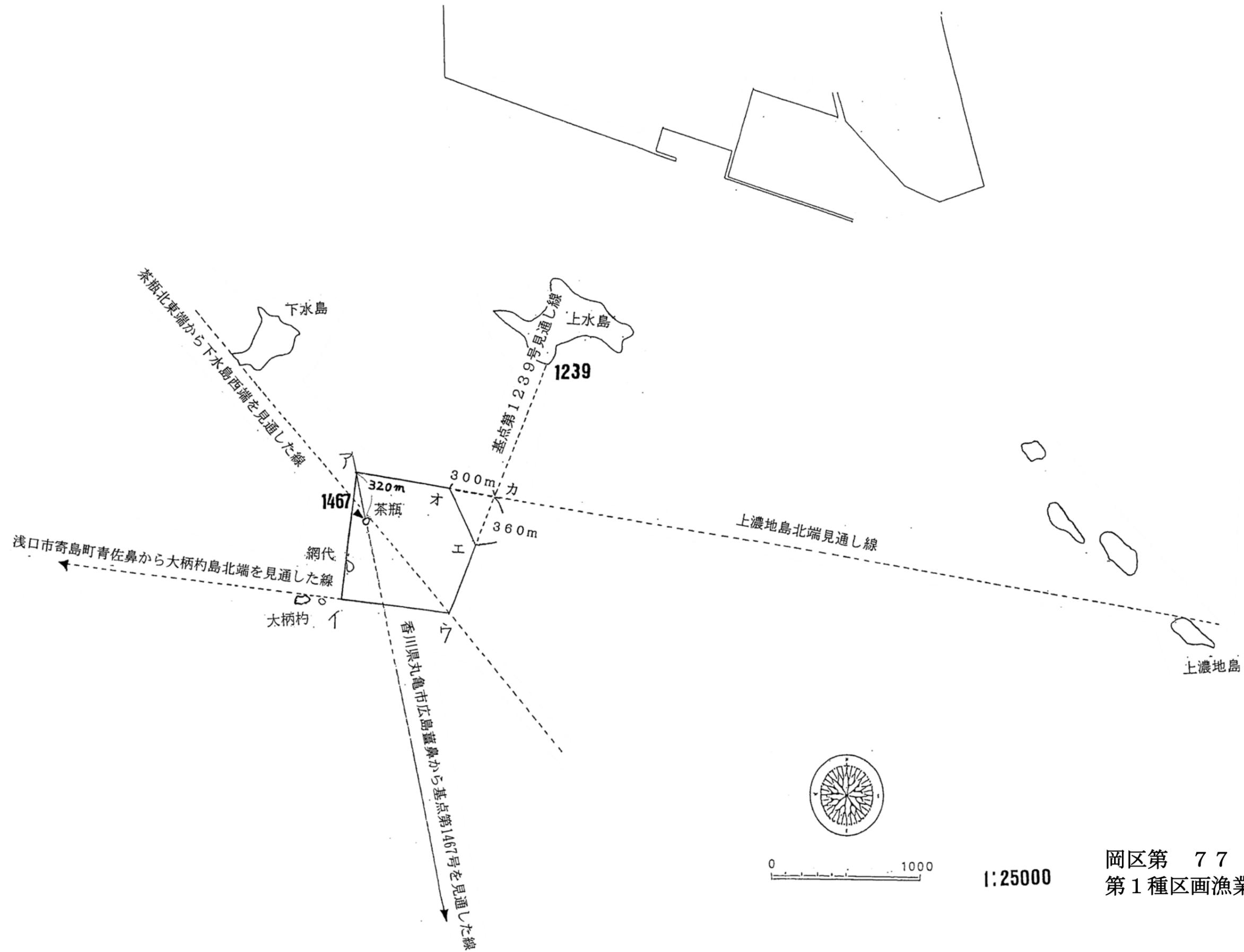
網代諸島



岡区第 76 号  
 第 1 種区画漁業権



- 1 免許番号 岡区第77号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市網代、茶瓶地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点カの各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1239号 倉敷市上水島南端に設置した標識  
基点第1467号 倉敷市茶瓶北端に設置した標識  
点ア 香川県丸亀市広島葦鼻から基点第1467号見通し延長線上基点第1467号から320メートルの点  
点イ 点アから倉敷市網代北西端見通し延長線と、浅口市寄島町青佐鼻から倉敷市大柄杓島北端見通し延長線との交差点  
点ウ 浅口市寄島町青佐鼻から倉敷市大柄杓島北端見通し延長線と、倉敷市茶瓶北東端から倉敷市下水島西端見通し延長線との交差点  
点エ 点カから点ウ見通し線上点カから360メートルの点  
点オ 点カから点ア見通し線上点カから300メートルの点  
点カ 基点第1239号から点ウ見通し線と点アから倉敷市上濃地島北端見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市（旧児島市）



1:25000

岡区第 77 号  
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第78号

0メートルの点  
点ウ 基点第1290号から真方位180度見通し線上  
基点第1290号から190メートルの点

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業  
10月1日から翌年6月30日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島味野、下の町、田の口、唐琴地先

5 制限又は条件  
(1) 各港の出入口に船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。  
(2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)及び(3)に掲げる区域を除いた区域

6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

(1) 基点第1201号及び基点第1257号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第1257号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識

(2) 基点第1201号及び基点第1203号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

点の位置

基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第1203号 倉敷市児島唐琴4丁目鶴石鼻防波堤突端に設置した標識

(3) 基点第1289号、点ア、点イ、点ウ及び基点第1290号を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1289号 倉敷市児島唐琴4丁目154-49地先に設置した標識

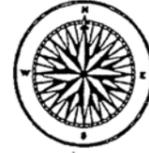
基点第1290号 倉敷市児島田の口5丁目4470-4地先に設置した標識

点ア 基点第1289号から真方位250度見通し線上  
基点第1289号から213メートルの点

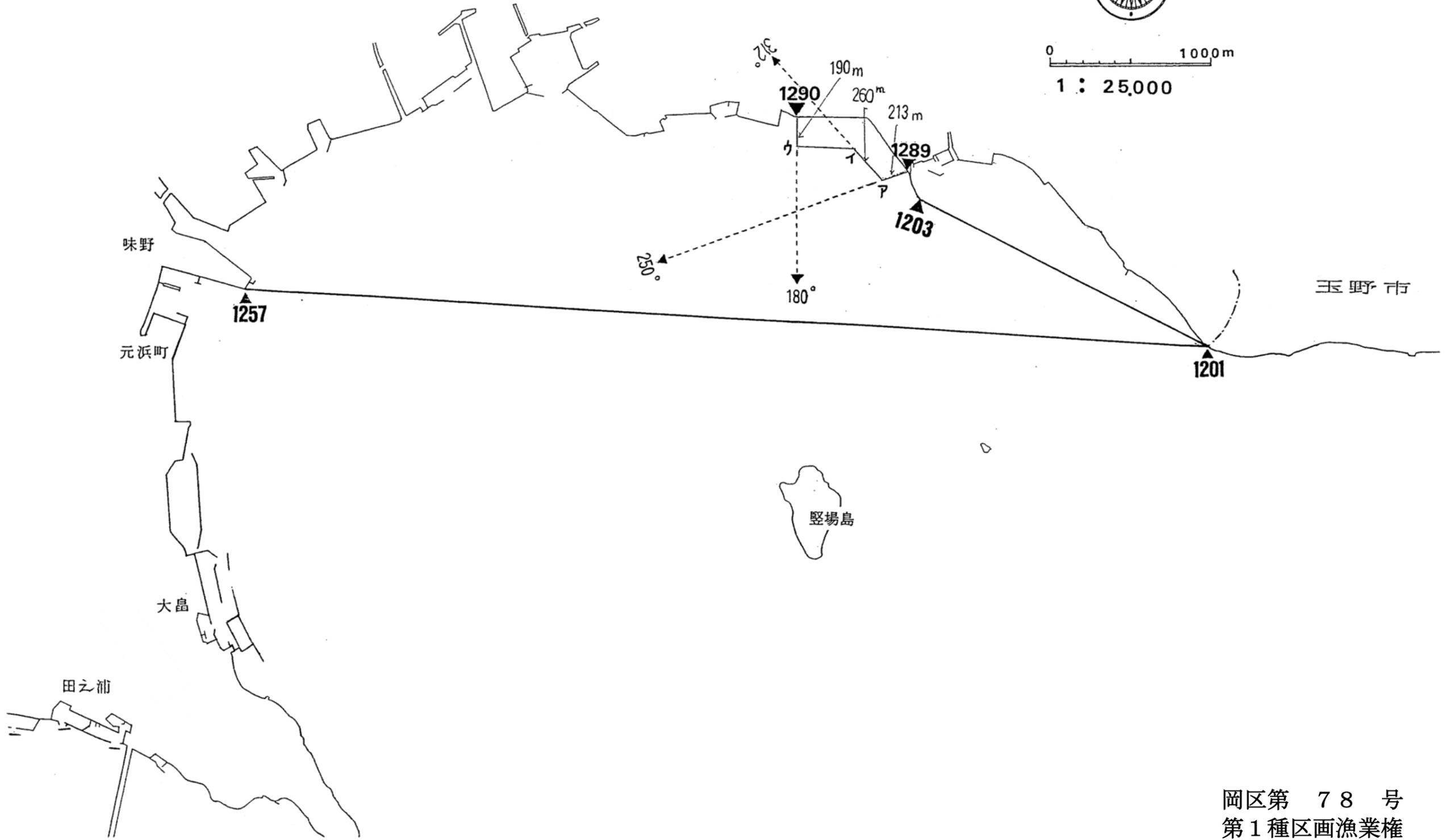
点イ 点アから真方位312度見通し線上点アから26

7 関係地区 倉敷市(旧児島市)

倉敷市



0 1000m  
1 : 25,000



岡区第 78 号  
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第79号

7 関係地区 倉敷市（旧児島市）

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 わかめ養殖業  
10月1日から翌年5月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島、大島地先

4 漁場の区域 基点第1284号、点ア、点イ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置

基点第1257号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識

基点第1279号 倉敷市堅場島西端に設置した標識

基点第1284号 倉敷市児島元浜町北東角防波堤基部に設置した標識

点ア 基点第1284号から基点第1279号見通し線と、基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線との交差点

点イ 基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線と、基点第1279号から点ウ見通し線との交差点

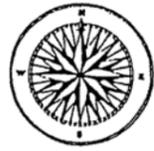
点ウ 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤北端（基部）

点エ 倉敷市児島元浜町88番地22地先児島ボートレース場北の側壁の東端に設置した標識

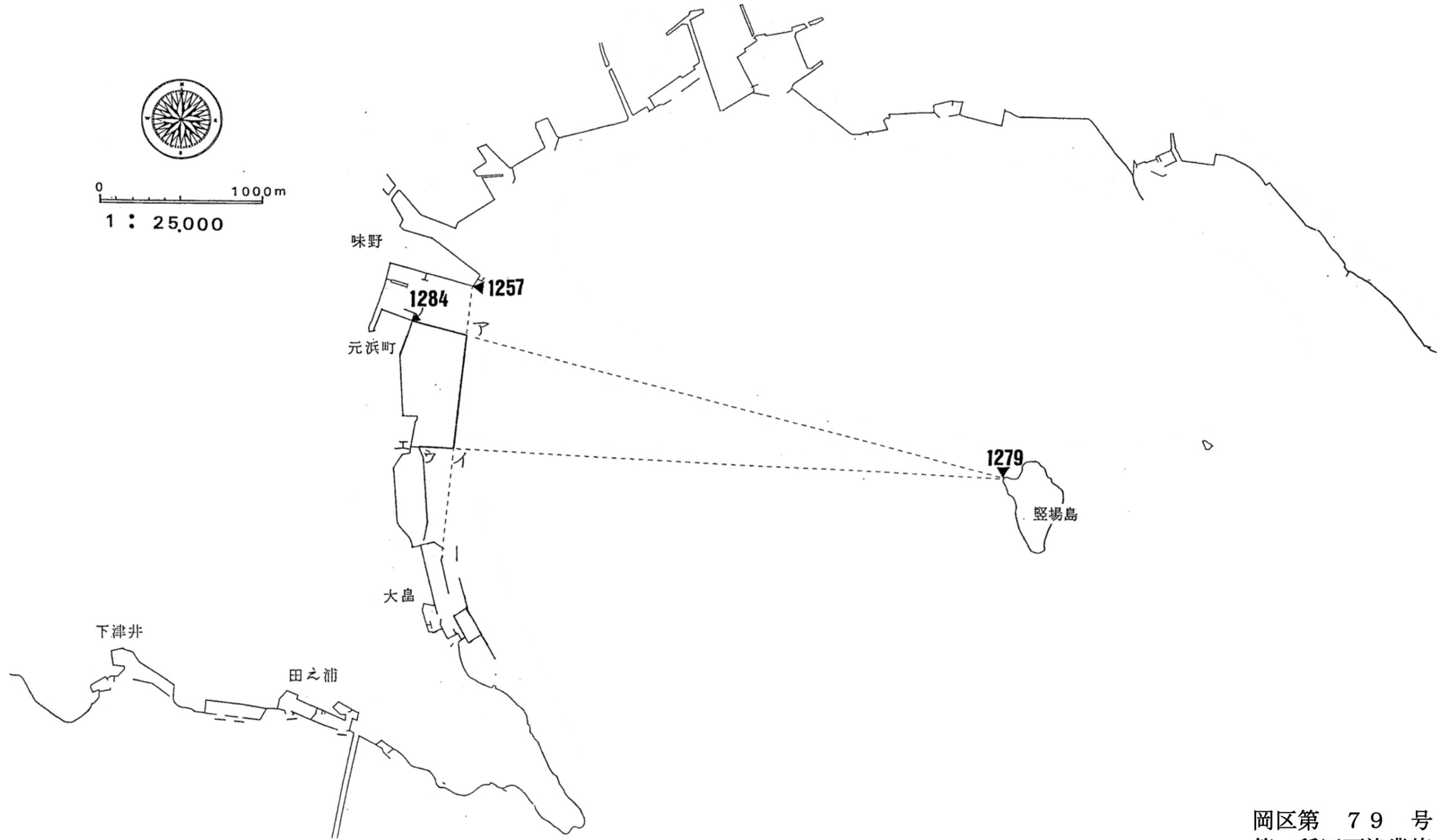
5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

倉敷市



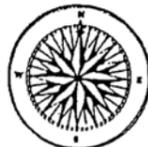
0 1000m  
1 : 25,000



岡区第 79 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第80号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業  
10月1日から翌年6月30日まで
  
- 3 漁場の位置 倉敷市児島唐琴地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1201号及び基点第1203号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。  
点の位置  
基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識  
基点第1203号 倉敷市児島唐琴4丁目鵜石鼻防波堤突端に設置した標識
  
- 5 制限又は条件  
(1) 各港の出入口に船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。  
(2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
  
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 7 関係地区 倉敷市(旧児島市)

倉敷市



0 1000m  
1 : 25,000



岡区第 80 号  
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第81号

団体漁業権

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 わかめ養殖業  
10月1日から翌年5月31日まで

7 関係地区 倉敷市（旧児島市）

3 漁場の位置 倉敷市大島地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ及び基点第1283号の各点を順次結んだ3直線と倉敷市児島元浜町児島ボートレース場一文字波止堤防とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1205号 倉敷市児島田の口6丁目雁山岬突端に設置した標識

基点第1257号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識

基点第1279号 倉敷市堅場島西端に設置した標識

基点第1283号 倉敷市児島元浜町児島ボートレース場一文字波止堤防南端に設置した標識

点ア 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤北端（基部）

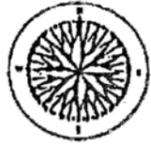
点イ 点アから基点第1279号見通し線と、基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線との交差点

点ウ 基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線と、基点第1205号から基点第1283号見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

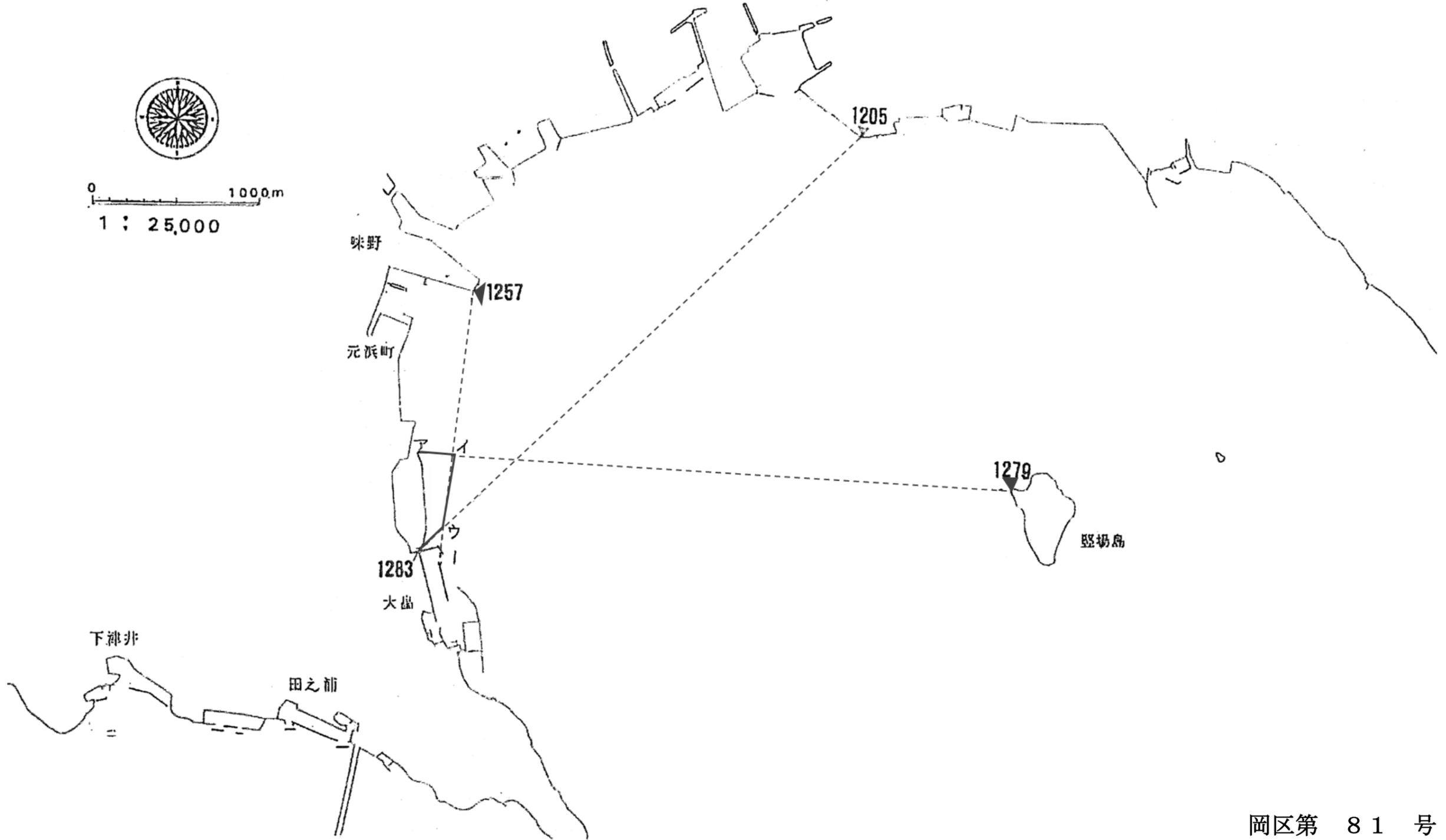
6 個別漁業権又は団体漁業権の別

倉敷市



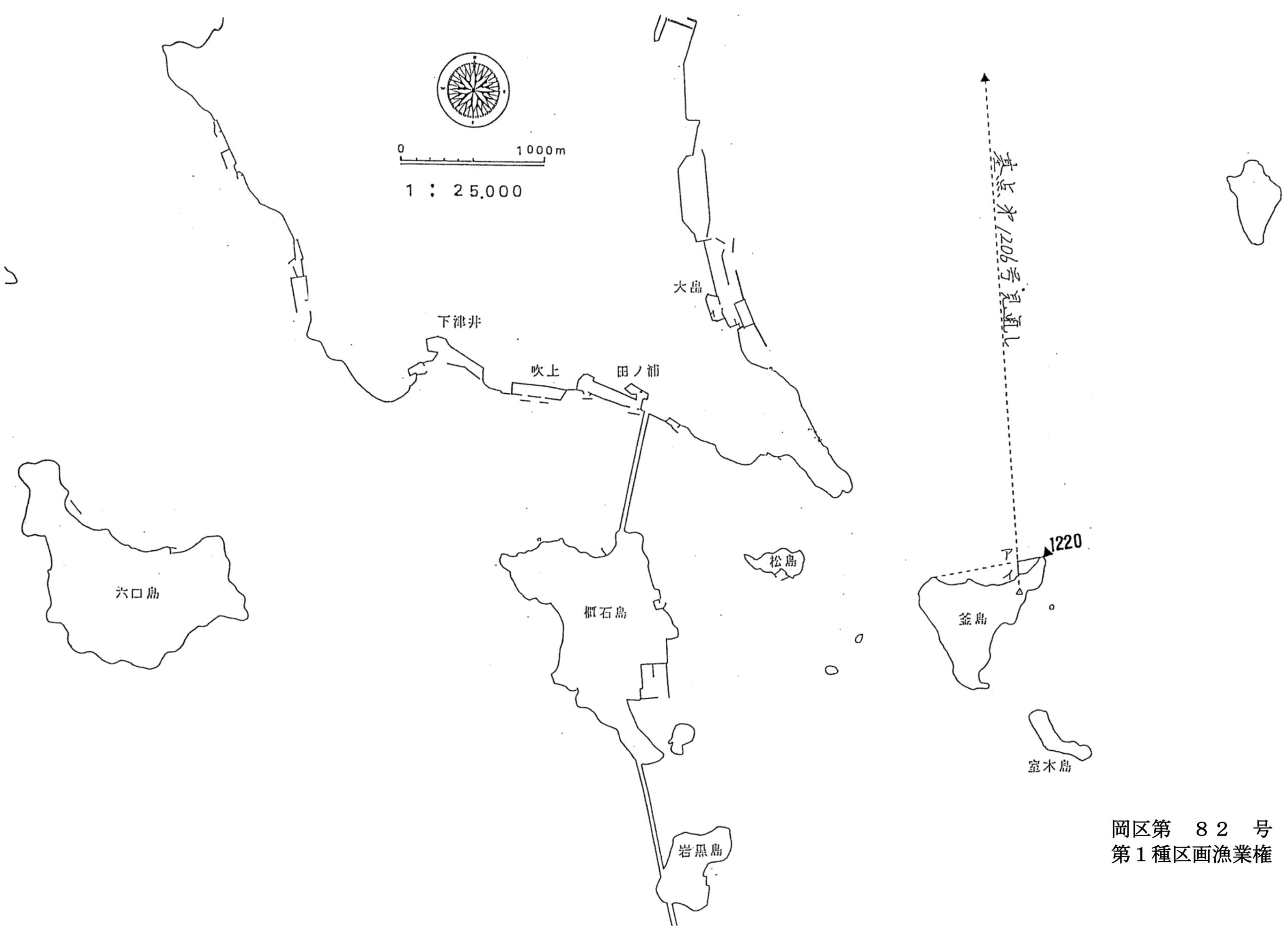
0 1000m

1 : 25,000



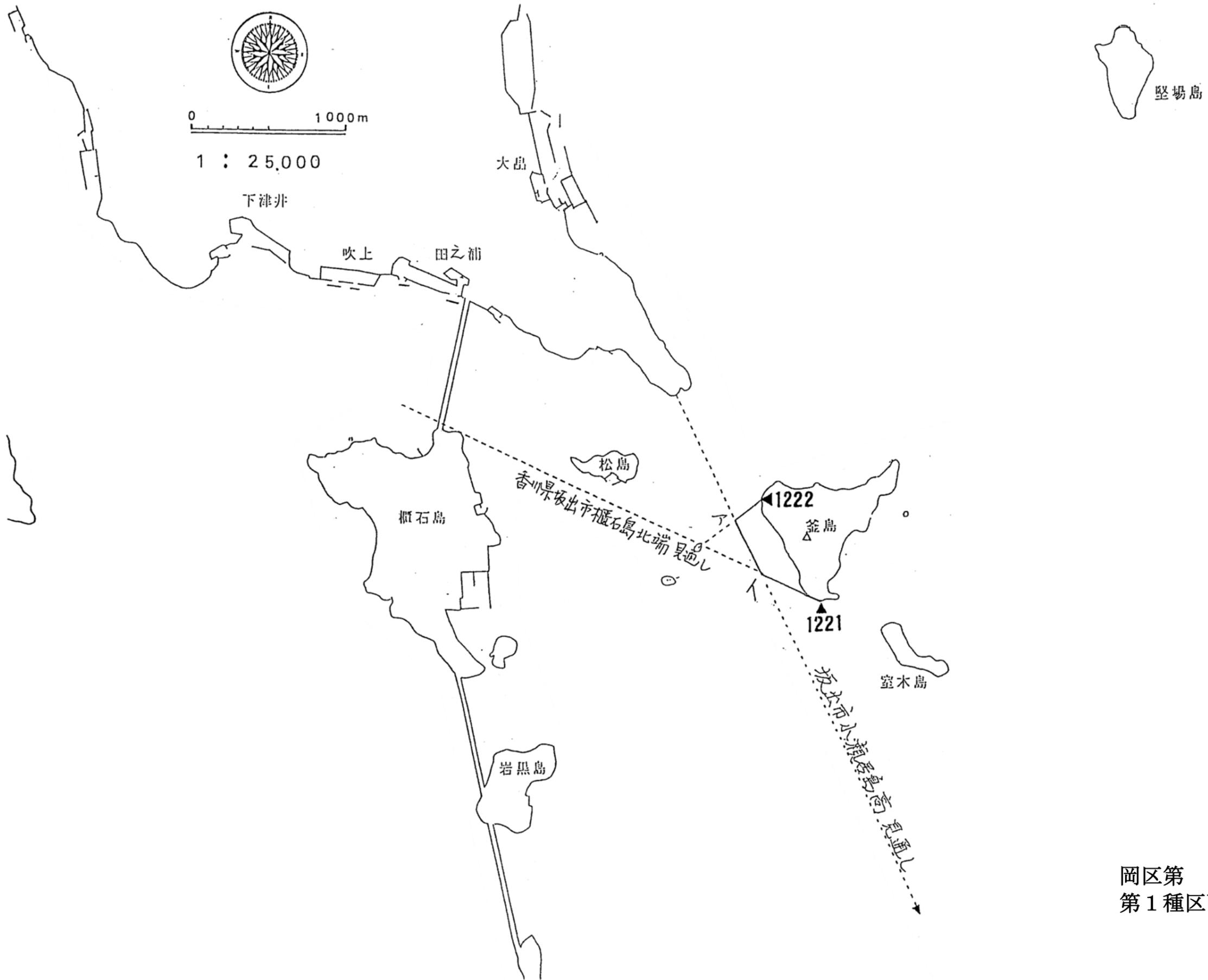
岡区第 81 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第82号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 わかめ、ひじき、こんぶ養殖業  
10月1日から翌年6月30日まで
  
- 3 漁場の位置 倉敷市釜島地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1220号、点ア及び点イの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1206号 倉敷市児島下の町9-18-34福山通運株式会社児島営業所岸壁南西端角に設置した標識  
基点第1220号 倉敷市釜島北東端に設置した標識  
点ア 基点第1220号から倉敷市釜島北西端見通し線と、倉敷市釜島東高(22)から基点第1206号見通し線との交差点  
点イ 倉敷市釜島東高(22)から基点第1206号見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
  
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
  
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 7 関係地区 倉敷市(旧児島市)



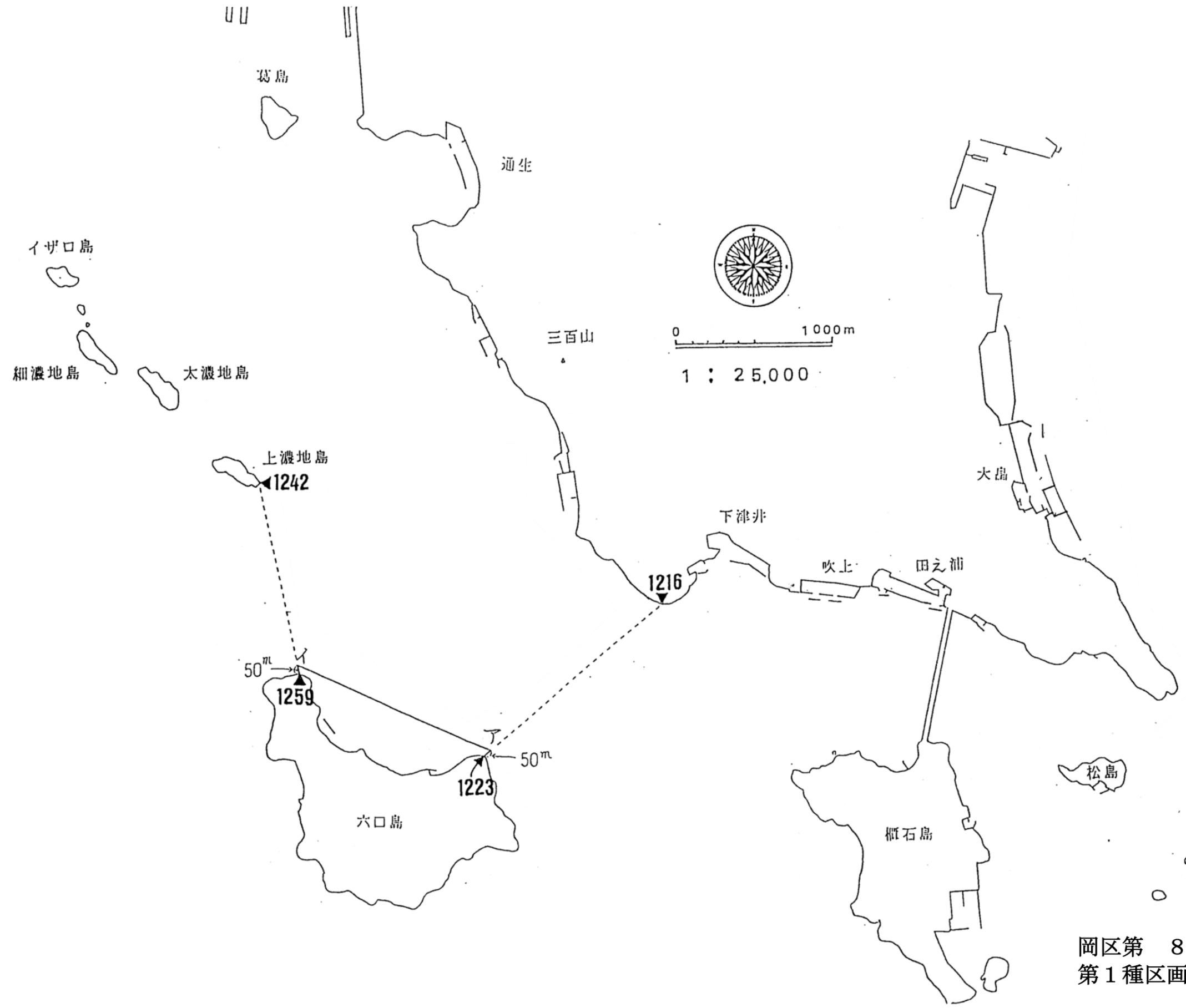
岡区第 82 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第83号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 わかめ、ひじき、こんぶ養殖業  
10月1日から翌年6月30日まで
  
- 3 漁場の位置 倉敷市釜島西地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1222号、点ア、点イ及び基点第1221号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1221号 倉敷市釜島南端に設置した標識  
基点第1222号 倉敷市釜島西端に設置した標識  
点ア 基点第1222号から香川県坂出市櫃石島大裸島高見通し線と、倉敷市大畠久須美鼻灯標から香川県坂出市小瀬居島高見通し線との交差点  
点イ 基点第1221号から香川県坂出市櫃石島北端見通し線と、倉敷市大畠久須美鼻灯標から香川県坂出市小瀬居島高見通し線との交差点
  
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
  
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 7 関係地区 倉敷市（旧児島市）



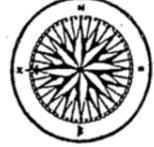
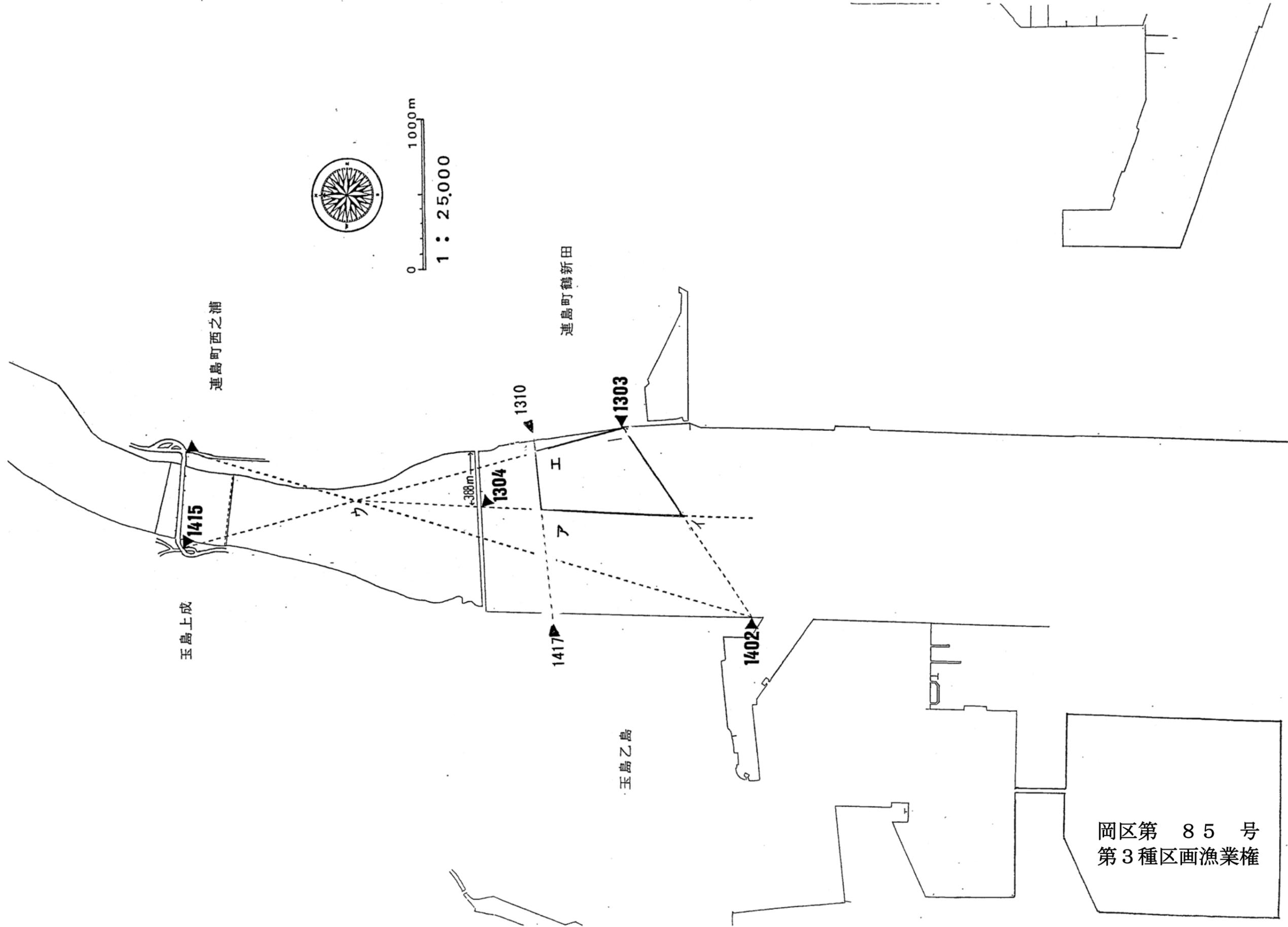
岡区第 83 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第84号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 あかがい、あさり垂下式養殖業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 倉敷市六口島地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1223号、点ア、点イ及び基点第1259号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1216号 倉敷市下津井4丁目灯籠崎（西ノ崎）突端に設置した標識  
基点第1223号 倉敷市六口島北東端に設置した標識  
基点第1242号 倉敷市上濃地島東端に設置した標識  
基点第1259号 倉敷市六口島北端に設置した標識  
点ア 基点第1223号から基点第1216号見通し線上基点第1223号から50メートルの点  
点イ 基点第1259号から基点第1242号見通し線上基点第1259号から50メートルの点
  
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 6 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡区第 84 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第85号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種区画漁業 はまぐり、あさり養殖業  
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市連島町鶴新田地先（高梁川下流）
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、基点第1303号、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田西岡崎大がんぎ石地藏  
基点第1304号 倉敷市連島町鶴新田水島大橋下流側東端から388メートルの点  
基点第1310号 倉敷市連島町鶴新田船溜まりの石積防波堤基部  
基点第1402号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東国土交通省が設置した標識  
基点第1415号 倉敷市玉島上新霞橋西詰に設置した標識  
基点第1417号 倉敷市玉島乙島高崎公会堂内の水道記念碑  
点ア 点ウから基点第1304号見通し延長線と、基点第1310号から基点第1417号見通し線との交差点  
点イ 基点第1304号から点ア見通し延長線と、基点第1303号から基点第1402号見通し線との交差点  
点ウ 基点第1402号から倉敷市玉島上新霞橋東詰見通し線と、基点第1303号から基点第1415号見通し線との交差点  
点エ 基点第1310号から基点第1417号見通し線上基点1310号から80メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
個別漁業権
- 6 関係地区 倉敷市連島



0 1000m

1 : 25,000

玉島上成

連島町西之浦

連島町鶴新田

玉島乙島

1415

388m

1304

1310

工

ア

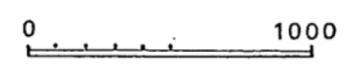
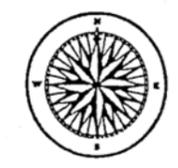
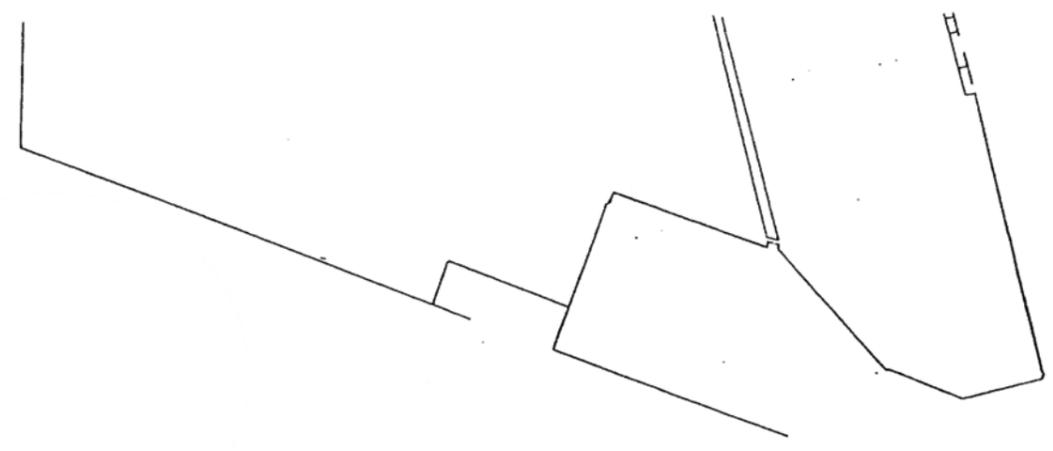
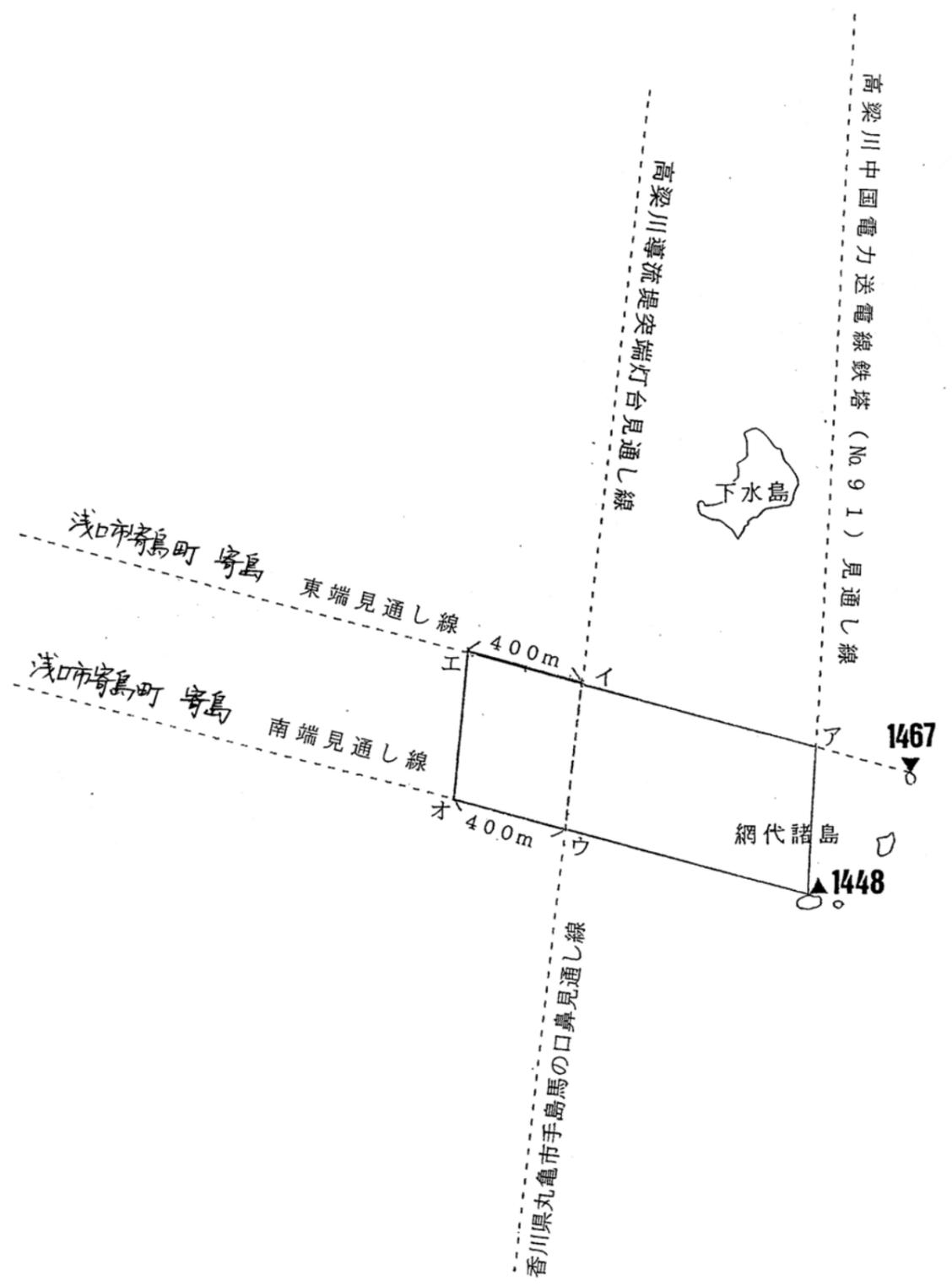
1303

1417

1402

岡区第 85 号  
第 3 種区画漁業権

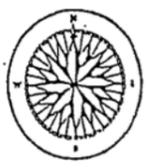
- 1 免許番号 岡区第86号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市大柄杓島地先
- 4 漁場の区域 点ア、基点第1448号、点オ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1448号 倉敷市大柄杓島北端に設置した標識  
基点第1467号 倉敷市茶瓶北端に設置した標識  
点ア 基点第1448号から高梁川中国電力送電線鉄塔見通し線と、基点第1467号から浅口市寄島町寄島東端見通し線との交差点  
点イ 基点第1467号から浅口市寄島町寄島東端見通し線と、高梁川導流堤突端灯台から香川県丸亀市手島馬の口鼻見通し線との交差点  
点ウ 基点第1448号から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、高梁川導流堤突端灯台から香川県丸亀市手島馬の口鼻見通し線との交差点  
点エ 点イから浅口市寄島町寄島東端見通し線上点イから400メートルの点  
点オ 点ウから浅口市寄島町寄島南端見通し線上点ウから400メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市玉島黒崎



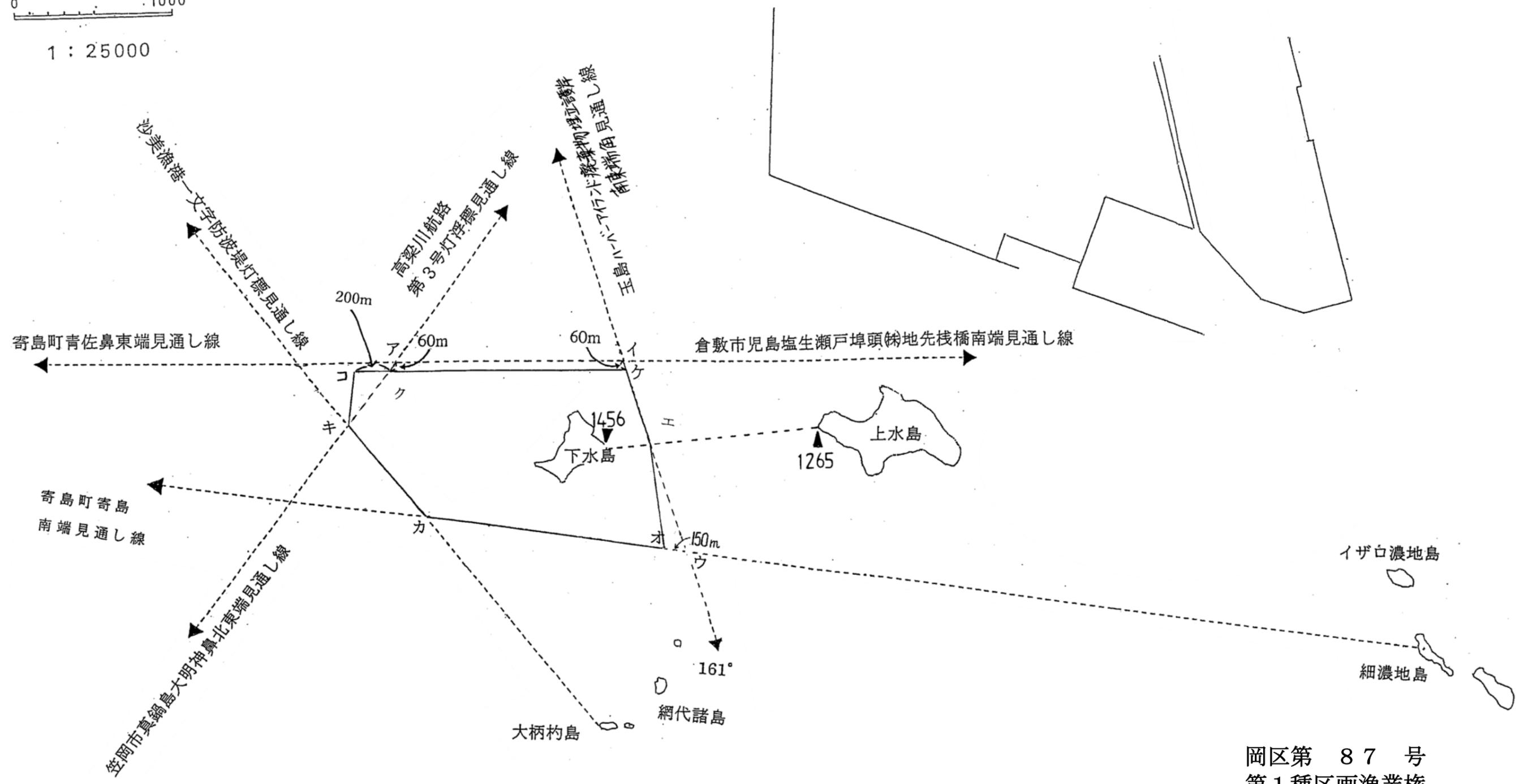
1 : 25000

岡区第 86 号  
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第87号  
灯標見通し線と、真鍋島大明神鼻北東端から高梁川航路第3号灯  
浮標見通し線との交差点
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
10月1日から翌年4月10日まで  
点ク 点アから点キ見通し線上点アから60メートルの点  
点ケ 点イから点ウ見通し線上点イから60メートルの点  
点コ 点ケから点ク見通し延長線上点クから200メートルの点
- 3 漁場の位置 倉敷市下水島地先
- 4 漁場の区域 点エ、点オ、点カ、点キ、点コ、点ケ及び点エの各点を順  
次結んだ6直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点1265号 倉敷市上水島西端に設置した標識  
基点1456号 倉敷市下水島東端に設置した標識  
点ア 倉敷市児島塩生瀬戸埠頭株式会社地先棧橋南端から浅口市寄島  
町青佐鼻東端見通し線と、真鍋島大明神鼻北東端から高梁川航路  
第3号灯浮標見通し線との交差点  
点イ 倉敷市児島塩生瀬戸埠頭株式会社地先棧橋南端から浅口市寄島  
町青佐鼻東端見通し線と、倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイラン  
ド廃棄物埋立護岸南東端角から真方位161度見通し線との交差  
点  
点ウ 倉敷市細濃地島島頂から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、倉  
敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド廃棄物埋立護岸南東端角か  
ら真方位161度見通し線との交差点  
点エ 倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド廃棄物埋立護岸南東端  
角から真方位161度見通し線と、基点1265号から基点14  
56号の見通し線との交差点  
点オ 点ウから浅口市寄島町寄島南端見通し線上点ウから150メー  
トルの点  
点カ 倉敷市細濃地島島頂から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、倉  
敷市大柄杓島西端から倉敷市玉島黒崎沙美漁港東防波堤突端灯標  
見通し線との交差点  
点キ 倉敷市大柄杓島西端から倉敷市玉島黒崎沙美漁港東防波堤突端
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市玉島黒崎

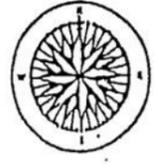


0 1000  
1 : 25000



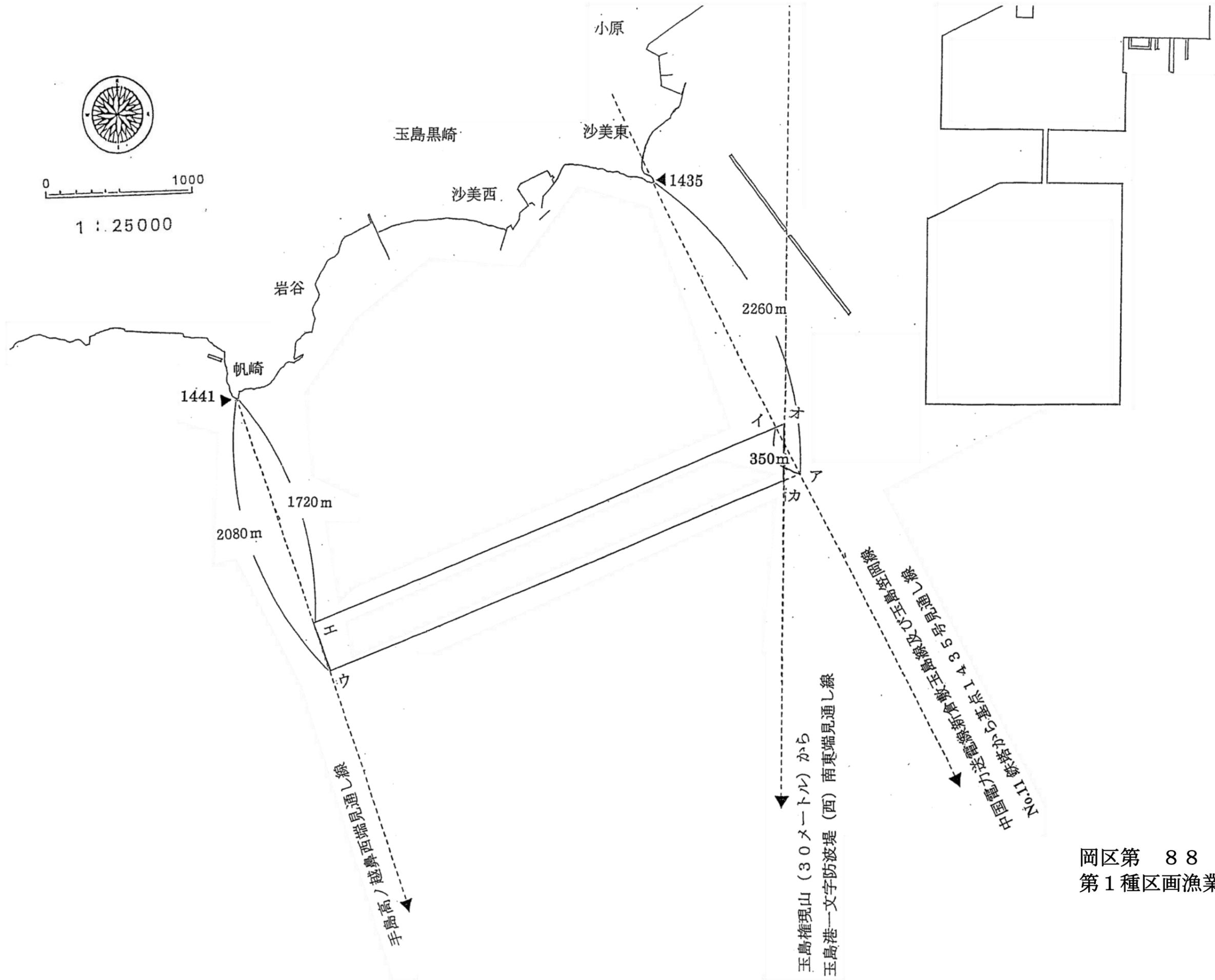
岡区第 87 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第88号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先
- 4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識  
基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識  
点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.1  
1鉄塔から基点第1435号見通し延長線上基点第1435号から2, 260メートルの点  
点イ 点アから基点第1435号見通し線上点アから350メートルの点  
点ウ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から2, 080メートルの点  
点エ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から1, 720メートルの点  
点オ 点エから点イ見通し延長線と、倉敷市玉島柏島権現山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点  
点カ 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市玉島黒崎



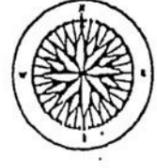
0 1000

1 : 25000



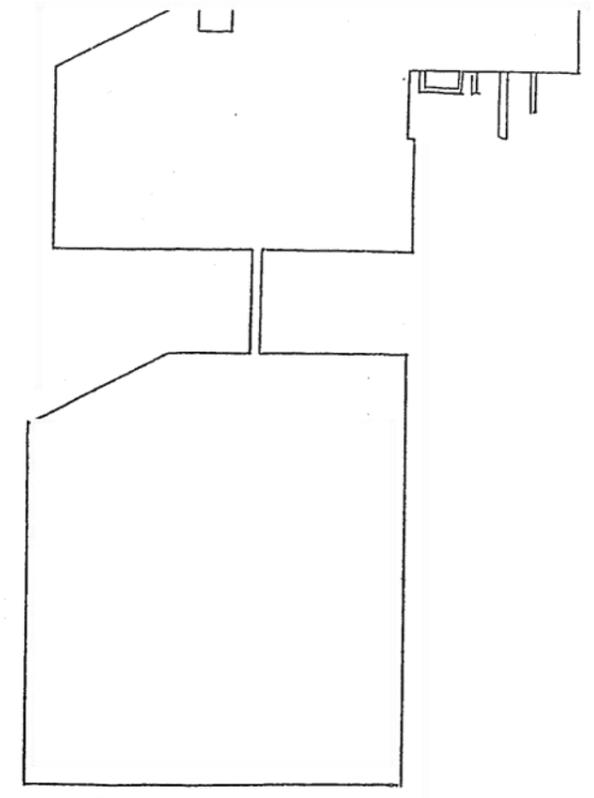
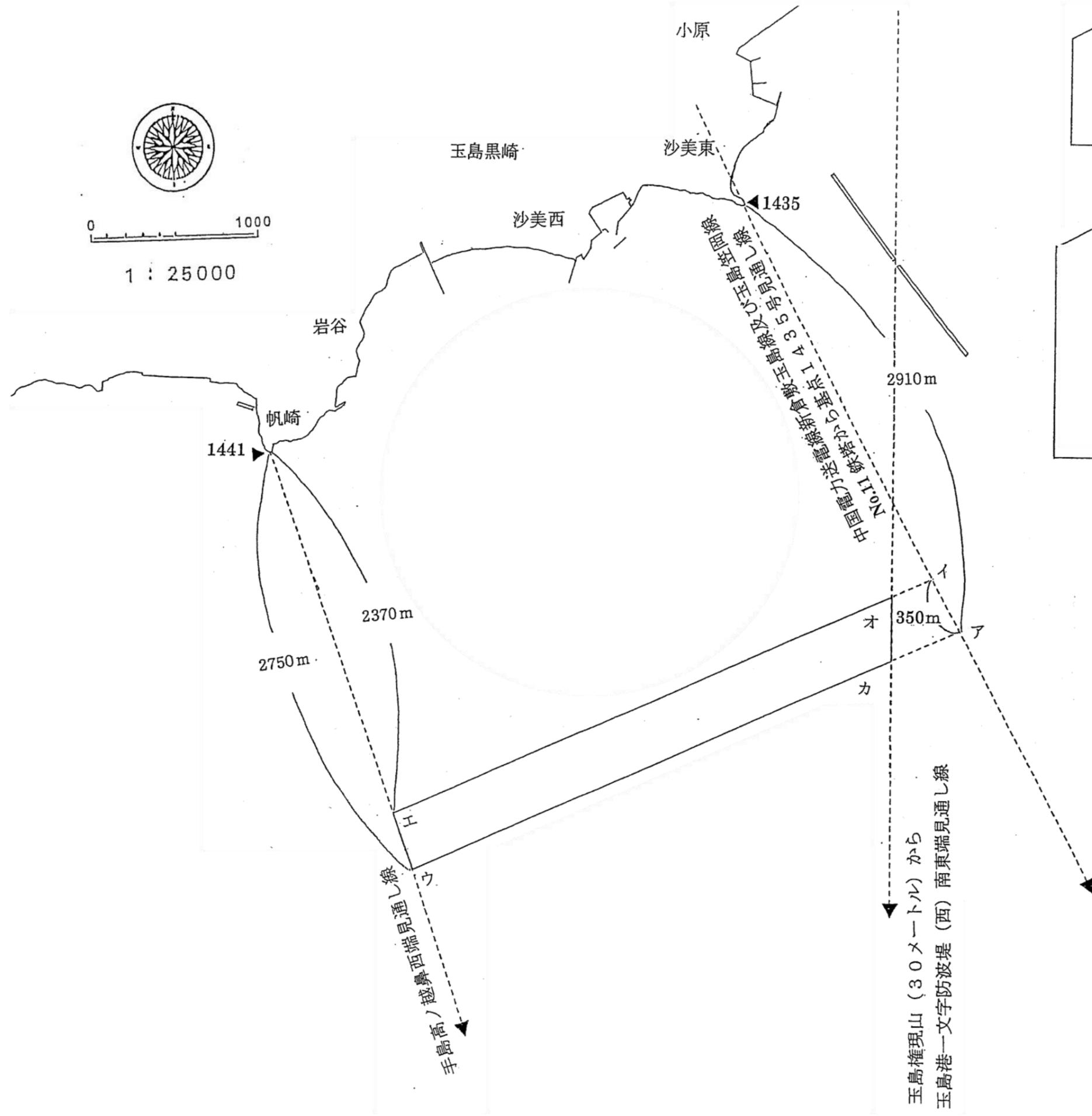
岡区第 88 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第89号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先
- 4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識  
基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識  
点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.1  
1鉄塔から基点第1435号見通し延長線上基点第1435号から2,910メートルの点  
点イ 点アから基点第1435号見通し線上点アから350メートルの点  
点ウ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から2,750メートルの点  
点エ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から2,370メートルの点  
点オ 点イから点エ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点  
点カ 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市玉島黒崎



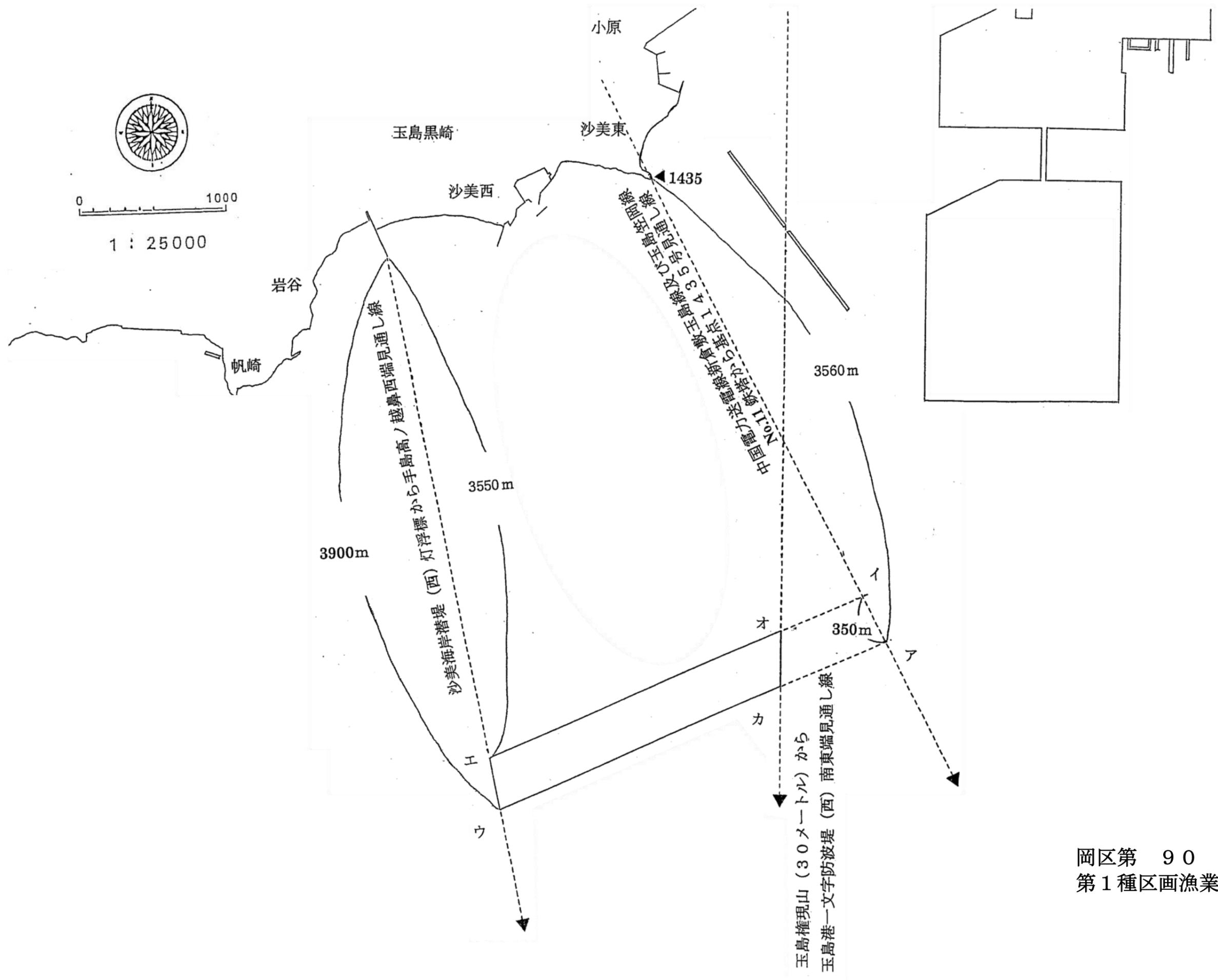
0 1000

1 : 25000



岡区第 89 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第90号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先
- 4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識  
点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.1  
1 鉄塔から基点第1435号見通し延長線上基点第  
1435号から3,560メートルの点  
点イ 点アから基点第1435号見通し線上点アから3  
50メートルの点  
点ウ 玉島黒崎沙美海岸潜堤(西)灯浮標から手島高ノ  
越鼻西端見通し線上玉島黒崎沙美海岸潜堤(西)灯  
浮標から3,900メートルの点  
点エ 玉島黒崎沙美海岸潜堤(西)灯浮標から手島高ノ  
越鼻西端見通し線上玉島黒崎沙美海岸潜堤(西)灯  
浮標から3,550メートルの点  
点オ 点イから点エ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山  
(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通  
し延長線との交差点  
点カ 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山  
(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通  
し延長線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市玉島黒崎



岡区第 90 号  
第1種区画漁業権

玉島権現山 (30メートル) から  
玉島港一文字防波堤 (西) 南東端見通し線

1 免許番号 岡区第91号

し線上基点第1439号から301メートルの点

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業  
1月1日から12月31日まで

5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
個別漁業権

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎沙美西地先

6 関係地区 倉敷市玉島黒崎

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第1438号、基点第1446号、点ア、点イ及び基点第1440号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第1438号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識

基点第1440号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識

基点第1446号 倉敷市玉島黒崎沙美漁港防波堤南西端

点ア 基点1435号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線と、基点第1446号から香川県丸亀市手島東端見通し線との交差点

点イ 基点1435号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線と、基点第1440号から香川県丸亀市手島高頂見通し線との交差点

(2) 点ウ、エ、オ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

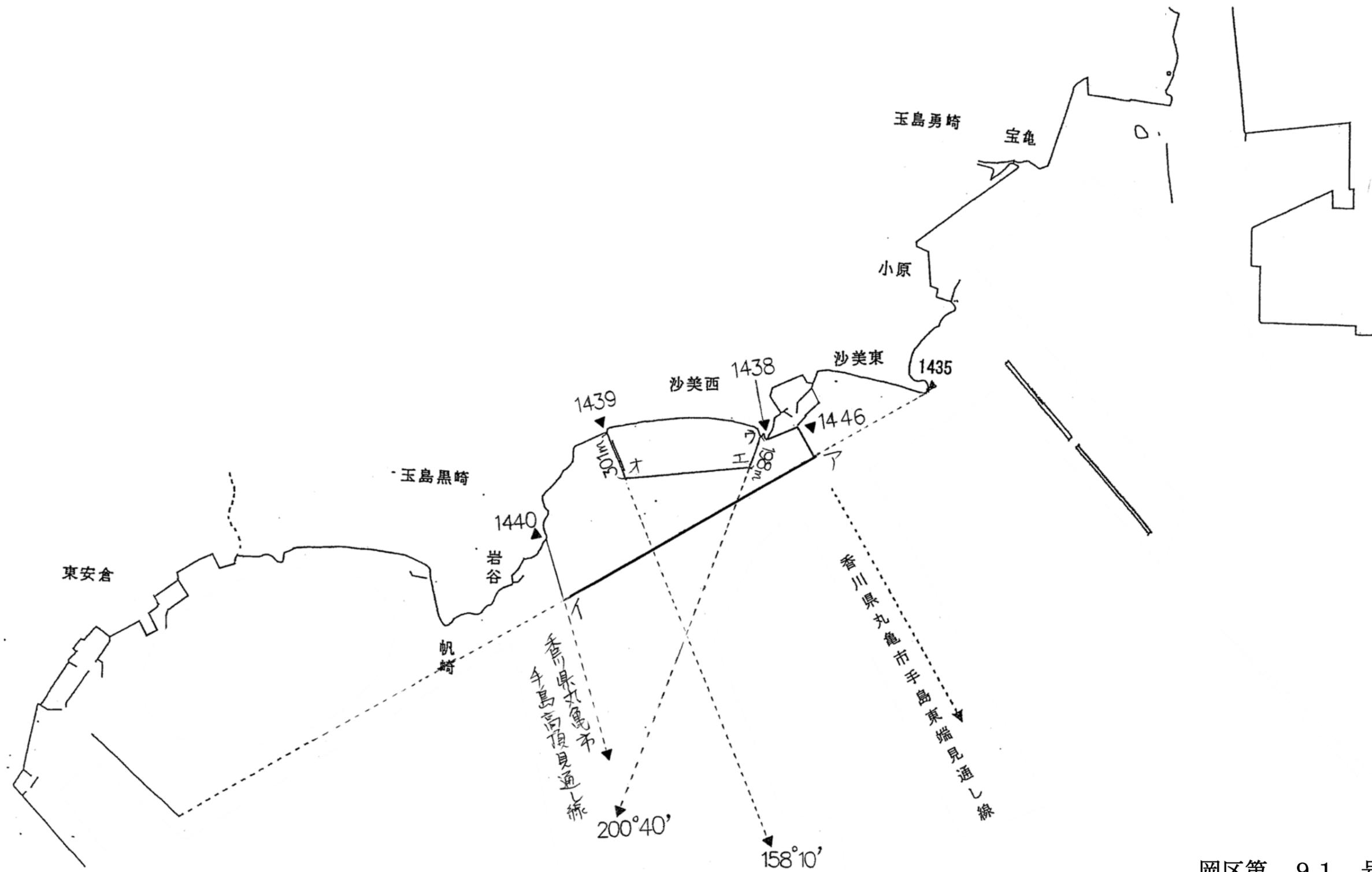
点の位置

基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識

点ウ 倉敷市玉島黒崎550番地先諏訪鼻西側突端

点エ 点ウから真方位200度40分見通し線上点ウから198メートルの点

点オ 基点第1439号から真方位158度10分見通



岡区第 91 号  
第 3 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第92号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
4月1日から10月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎南浦地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1442号 倉敷市玉島黒崎傍示ノ鼻南端に設置した標識

基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

基点第1505号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識

基点第1507号 基点第1505号から寄島干拓堤防上北へ200メートルの地点に設置した標識

点ア 基点第1501号から香川県丸亀市広島町小手島東端見通し線と、基点第1507号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線との交差点

点イ 点アから倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線上点アから200メートルの点

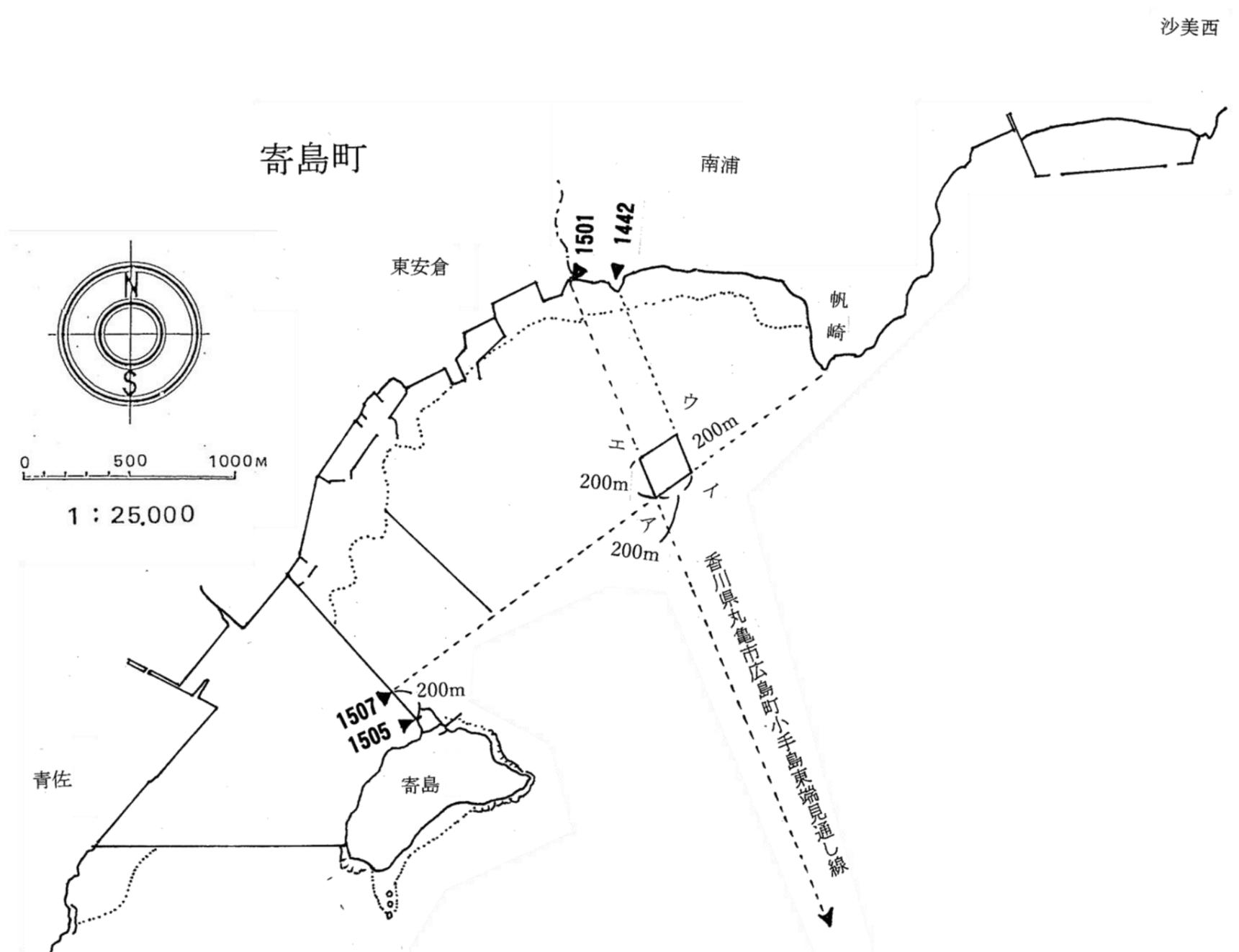
点ウ 点イから基点1442号見通し線上点イから200mの点

点エ 点アから基点第1501号見通し線上点アから200メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

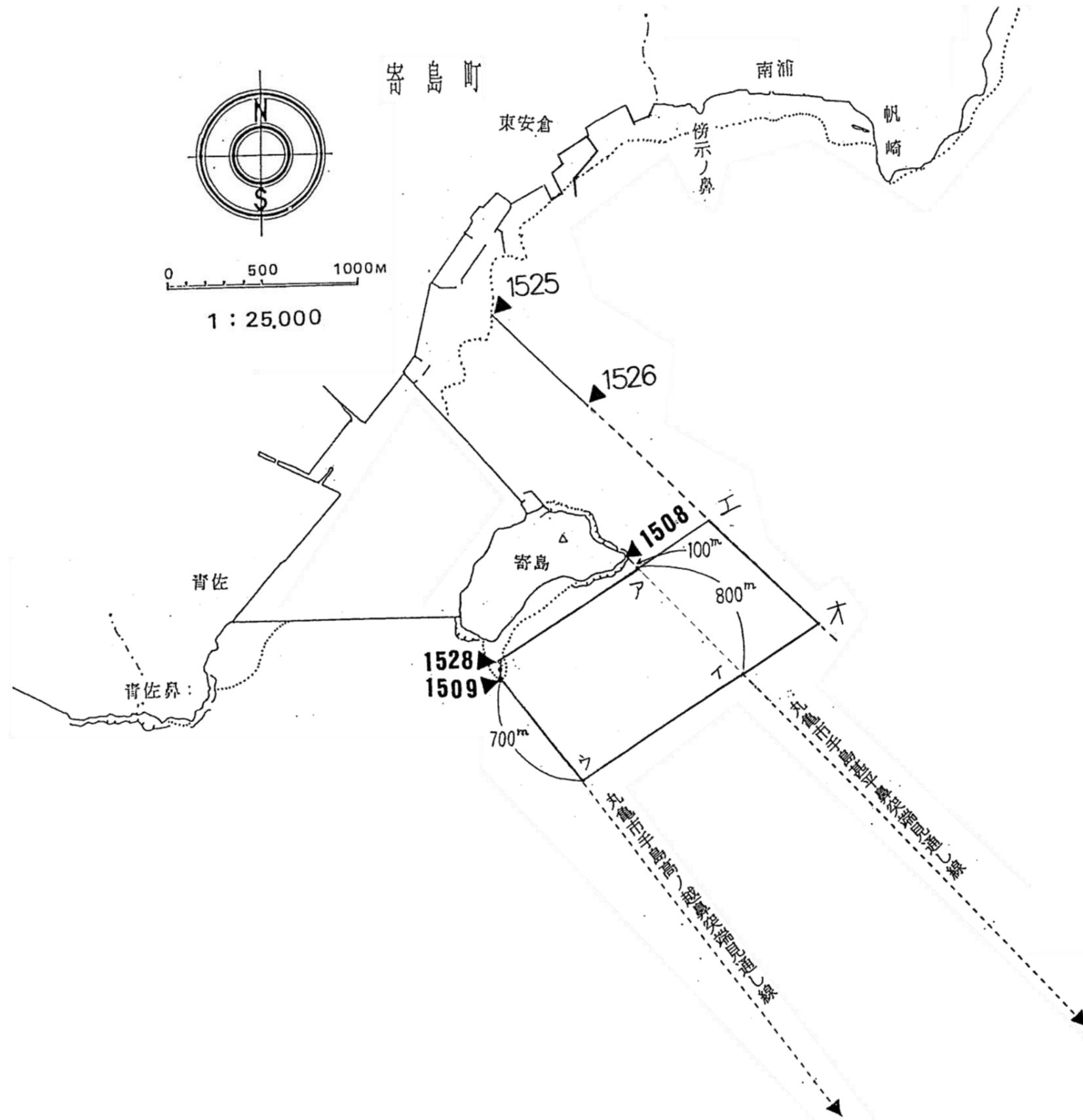
6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

7 関係地区 倉敷市玉島黒崎、浅口市寄島町



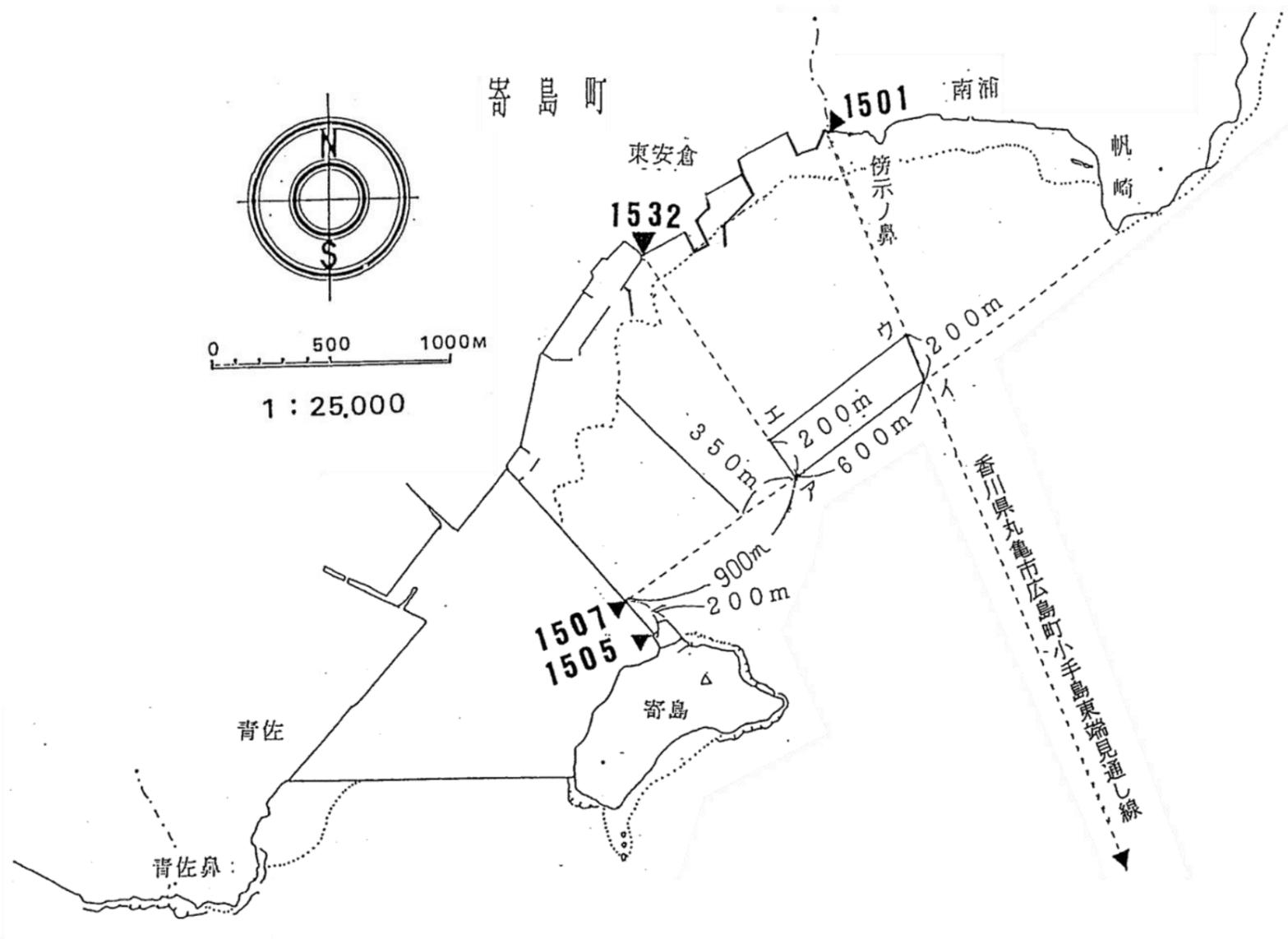
岡区第 92 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第93号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先
- 4 漁場の区域 点エ、点オ、点ウ、基点第1509号、基点第1528号  
及び点エの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1508号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識  
基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識  
基点第1525号 浅口市寄島町一文字防波堤北端に設置した標識  
基点第1526号 浅口市寄島町一文字防波堤南端に設置した標識  
基点第1528号 浅口市寄島町三郎島北端に設置した標識  
点ア 基点第1508号から香川県丸亀市手島甚平鼻突  
端見通し線上基点第1508号から100メートル  
の点  
点イ 基点第1508号から香川県丸亀市手島甚平鼻突  
端見通し線上基点第1508号から900メートル  
の点  
点ウ 基点第1509号から香川県丸亀市手島高ノ越鼻  
突端見通し線上基点第1509号から700メー  
トルの点  
点エ 基点第1525号から基点第1526号見通し延  
長線と基点第1528号から点ア見通し延長線との  
交差点  
点オ 基点第1525号から基点第1526号見通し延  
長線と点ウから点イ見通し延長線との交差点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 6 関係地区 浅口市寄島町



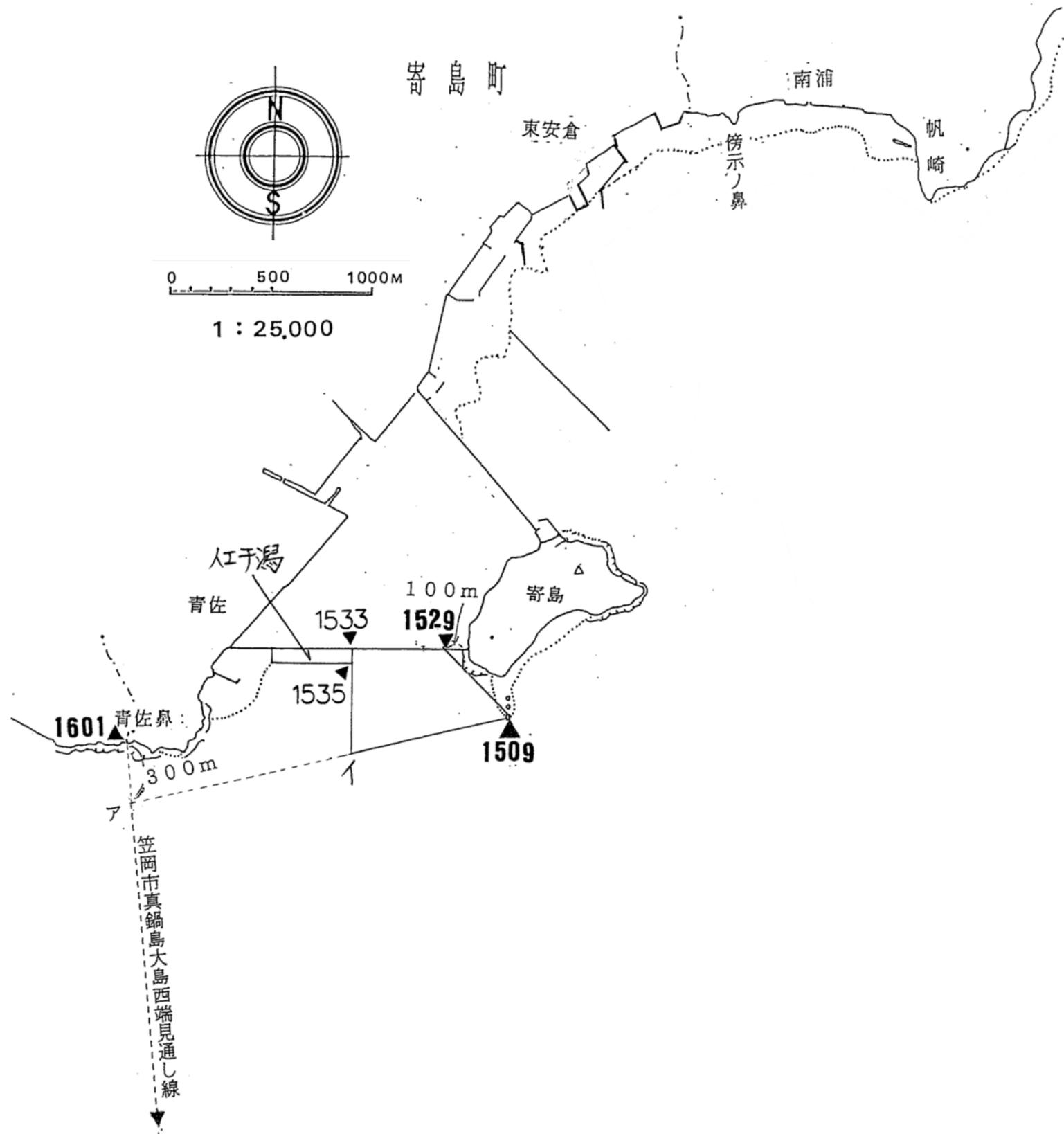
岡区第 93 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第94号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
4月1日から10月31日まで
- 3 漁場の位置 浅口市寄島町安倉地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識  
基点第1505号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識  
基点第1507号 基点第1505号から寄島干拓堤防上北へ200メートルの地点に設置した標識  
基点第1532号 浅口市寄島町中安倉東防波堤基部に設置した標識  
点ア 基点第1507号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線上基点第1507号から900メートルの点（浅口市寄島町一文字防波堤南端から350メートルの点）  
点イ 基点第1501号から香川県丸亀市広島町小手島東端見通し線と、基点第1507号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線との交差点  
点ウ 点イから基点第1501号見通し線上点イから200メートルの点  
点エ 点アから基点第1532号見通し線上点アから200メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 7 関係地区 浅口市寄島町



岡区第 94 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第95号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 あさり、あかがい、とりがい垂下式養殖業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1529号、基点第1509号、点イ及び基点第1533号を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識  
基点第1529号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から100メートルの地点に設置した標識  
基点第1533号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤東基部  
基点第1535号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南東端  
基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識  
点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島大島西端見通し線上基点第1601号から300メートルの点  
点イ 基点第1509号から点ア見通し線と、基点第1533号から基点第1535号見通し延長線との交差点
  
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 6 関係地区 浅口市寄島町



岡区第 95 号  
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第96号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種区画漁業 はまぐり、あさり養殖業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 倉敷市玉島乙島地先（高梁川下流）
  
- 4 漁場の区域 基点第1402号、点ア、点イ、点ウ及び基点第1402号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田西岡崎大がんぎ石地藏  
基点第1310号 倉敷市連島町鶴新田船溜まりの石積防波堤基部  
基点第1402号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東国土交通省が設置した標識  
基点第1415号 倉敷市玉島上新霞橋西詰に設置した標識  
基点第1417号 倉敷市玉島乙島高崎公会堂内の水道記念碑  
点ア 基点第1402号から基点第1303号見通し線上基点第1402号から700メートルの点  
点イ 基点第1415号から点ア見通し線と、基点第1417号から基点第1310号見通し線との交差点  
点ウ 基点第1417号から基点第1310号見通し線上基点1417号から75メートルの点
  
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
個別漁業権
  
- 6 関係地区 倉敷市玉島乙島、柏島、勇崎

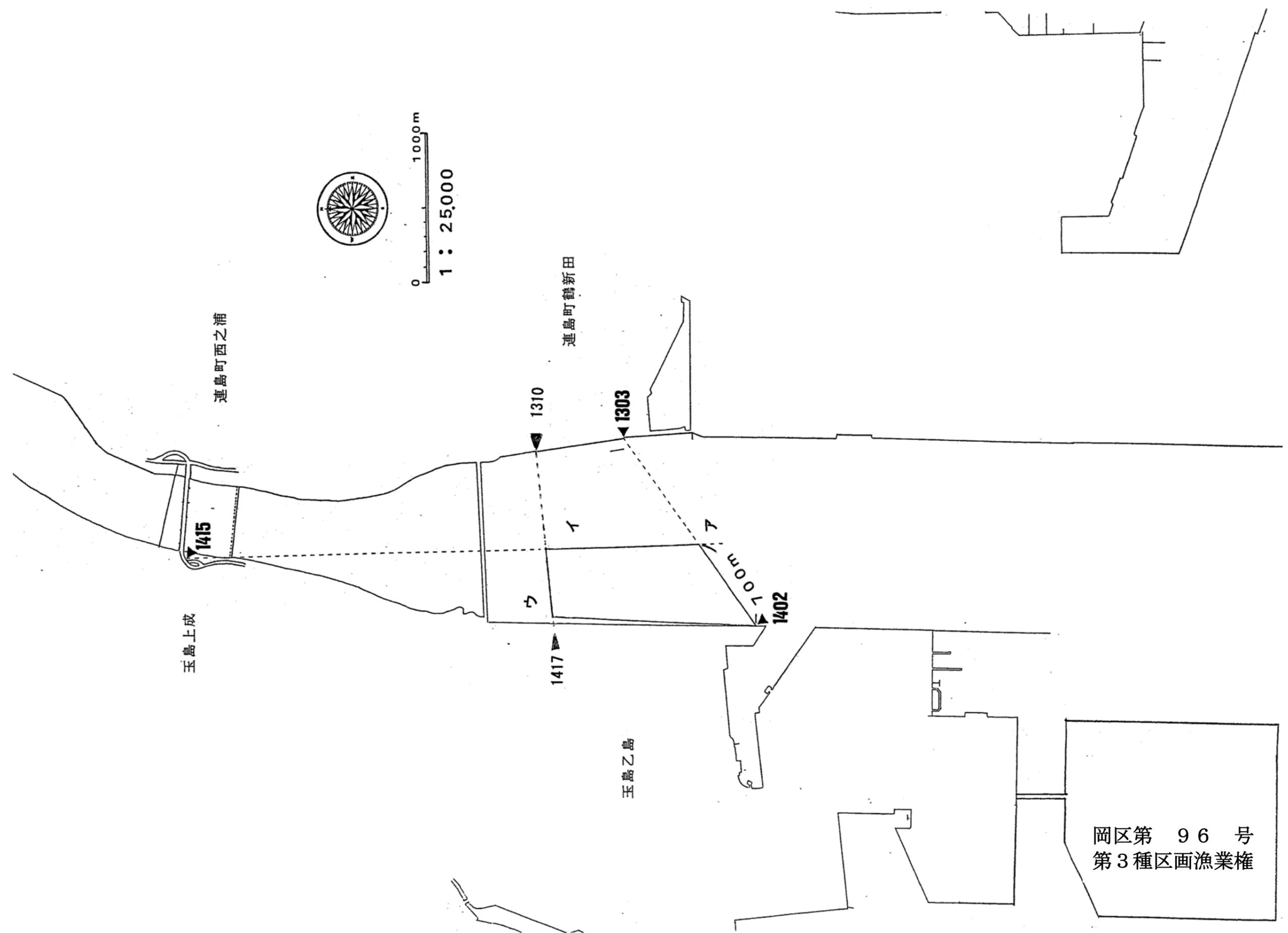
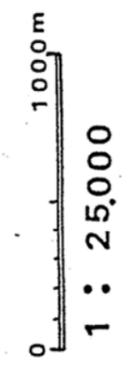
岡区第 96 号  
第3種区画漁業権

玉島乙島

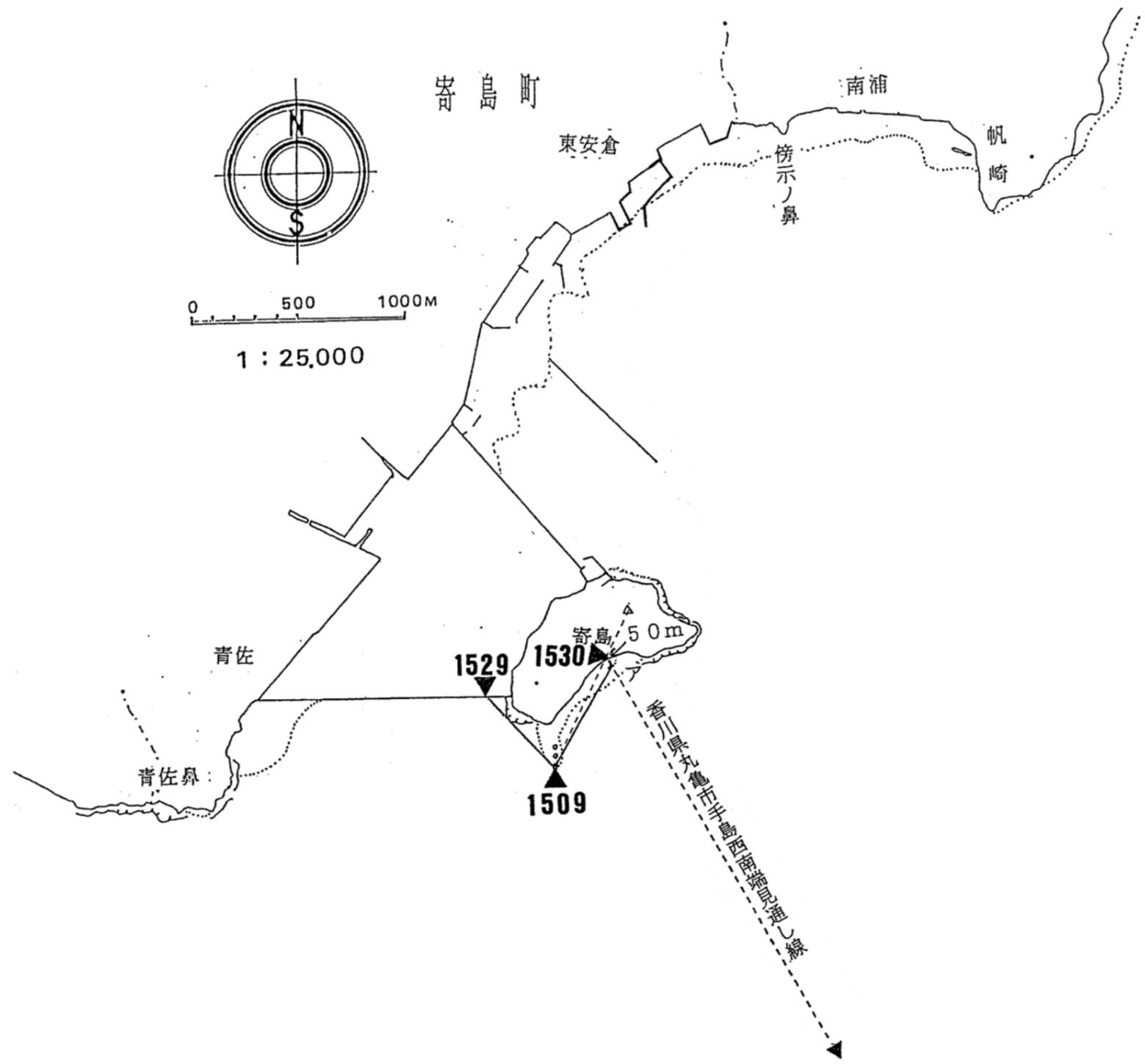
玉島上成

連島町西之浦

連島町鶴新田

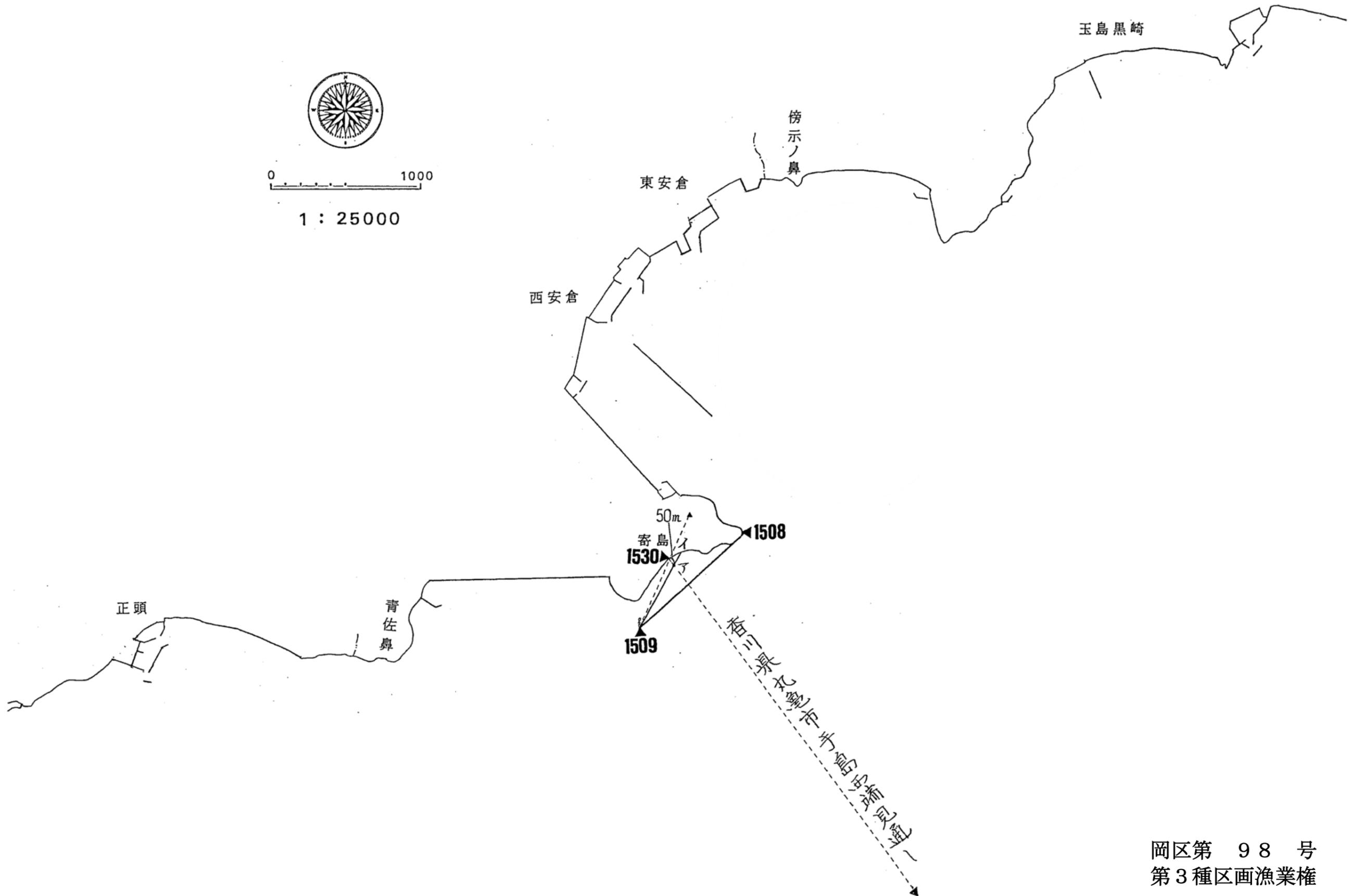


- 1 免許番号 岡区第97号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種区画漁業 あさり養殖業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1529号、基点第1509号、点ア及び基点第1530号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識  
基点第1529号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から100メートルの地点に設置した標識  
基点第1530号 基点第1509号から浅口市寄島町寄島高頂見通し線と最大高潮時海岸線との交差点  
点ア 基点第1530号から香川県丸亀市手島西南端見通し線上基点第1530号から50メートルの点
  
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
個別漁業権
  
- 6 関係地区 浅口市寄島町



岡区第 97 号  
第3種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第98号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先
  
- 4 漁場の区域 点イ、基点第1509号及び基点第1508号を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1508号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識  
基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識  
基点第1530号 基点第1509号から浅口市寄島町寄島高頂見通し線と最大高潮時海岸線との交差点  
点ア 基点第1530号から香川県丸亀市手島西端見通し線上基点第1530号から50メートルの点  
点イ 基点第1509号から点ア見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点
  
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
個別漁業権
  
- 6 関係地区 浅口市寄島町



岡区第 98 号  
第3種区画漁業権

1 免許番号 岡区第99号

基点第1536号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南  
西端

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業  
1月1日から12月31日まで

5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
個別漁業権

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先

6 関係地区 浅口市寄島町

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた  
区域

(1) 基点第1529号、基点第1509号、点ア、点イ及び基点第160  
1号を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置

基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第1529号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から100メ  
ートルの地点に設置した標識

基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識

点ア 基点第1509号から香川県丸亀市豊島高ノ越鼻  
突端見通し線上基点第1509号から700メート  
ルの点

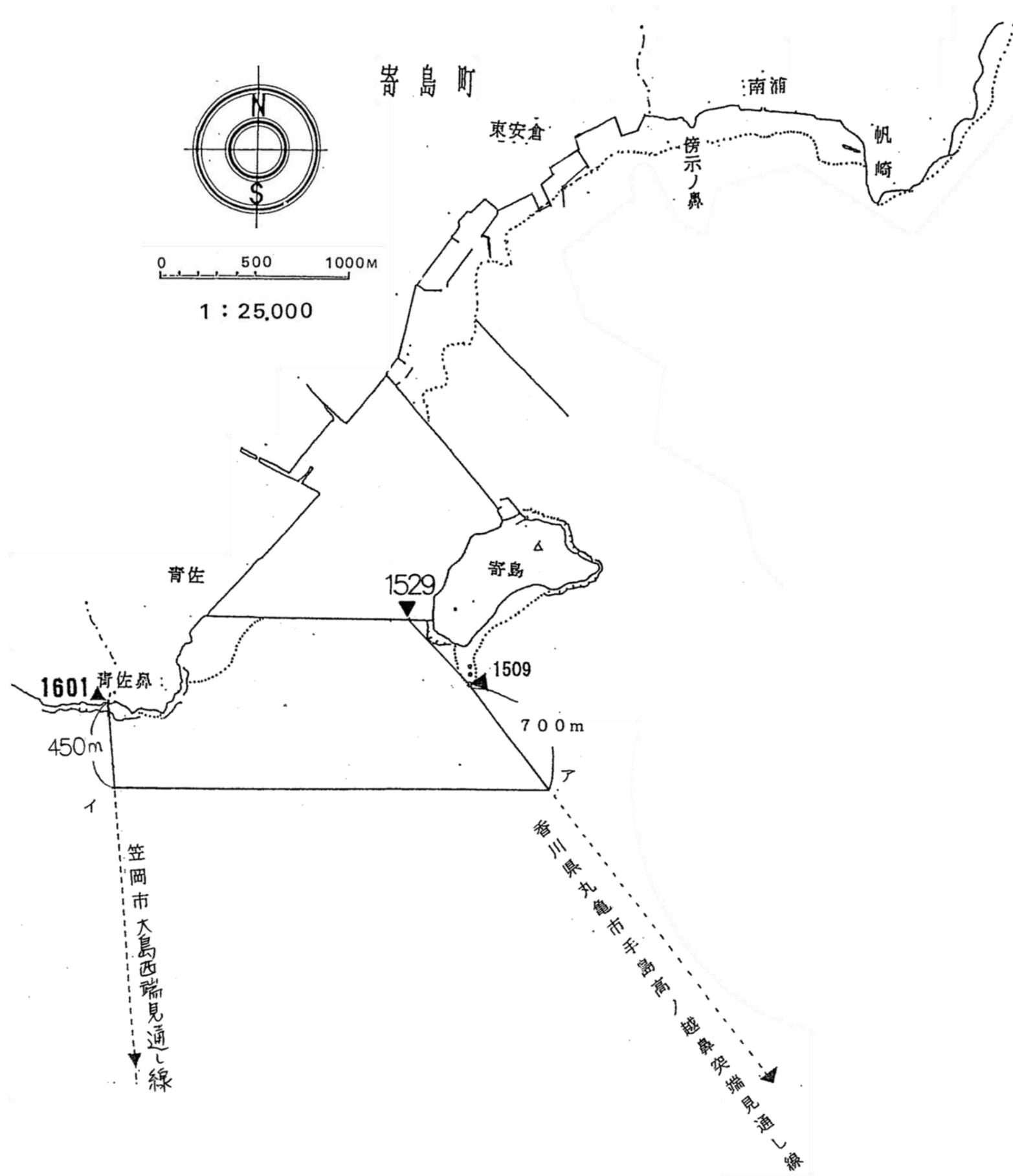
点イ 基点第1601号から笠岡市大島西端見通し線上  
基点第1601号から450メートルの点

(2) 基点第1533号、第1534号、第1536号、基点第1535号  
及び基点第1533号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置

基点第1533号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤東  
基部

基点第1534号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤西  
基部

基点第1535号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南  
東端



岡区第 99 号  
第 3 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第100号

7 関係地区 笠岡市

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
9月20日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中、西大島地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

点ア 基点第1606号から笠岡市北木島布越鼻東端見  
通し線上基点第1606号から650メートルの点

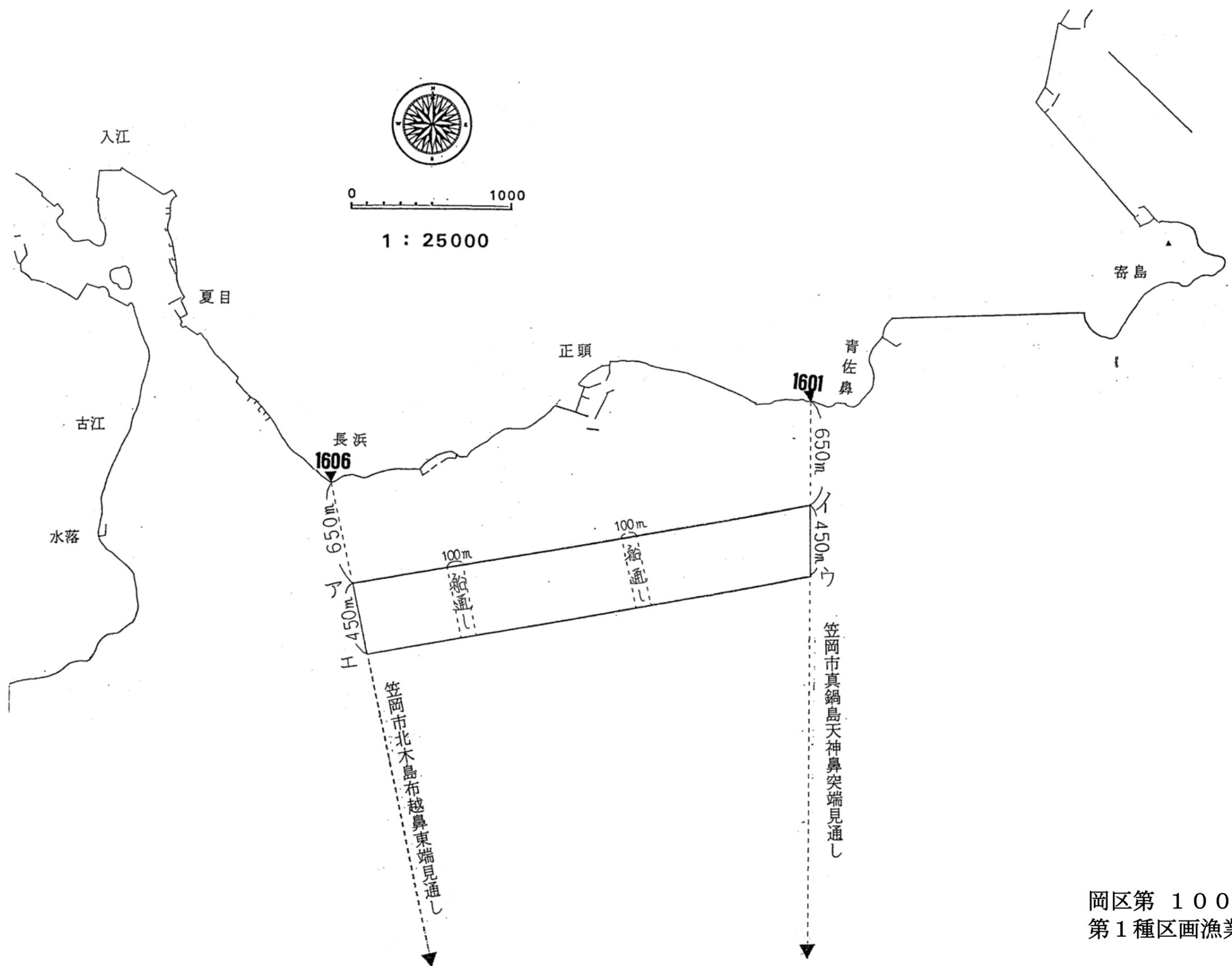
点イ 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻突端見  
通し線上基点第1601号から650メートルの点

点ウ 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻突端見  
通し線上基点第1601号から1,100メートル  
の点

点エ 基点第1606号から笠岡市北木島布越鼻東端見  
通し線上基点第1606号から1,100メートル  
の点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権



1606  
 長浜  
 650m  
 450m

笠岡市北木島布越鼻東端見通し

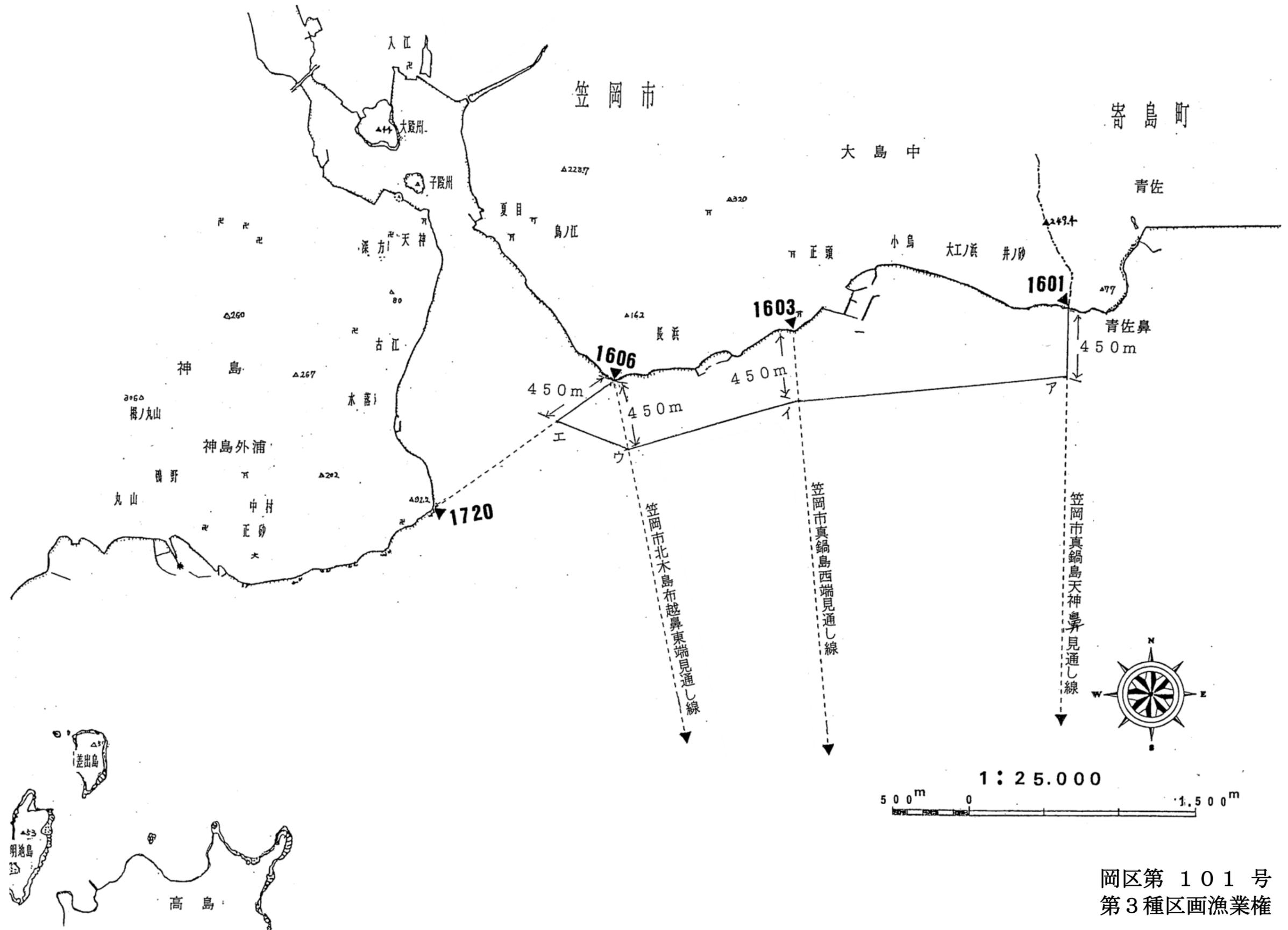
100m  
 船通し

100m  
 船通し

1601  
 青佐鼻  
 650m  
 450m  
 笠岡市真鍋島天神鼻突端見通し

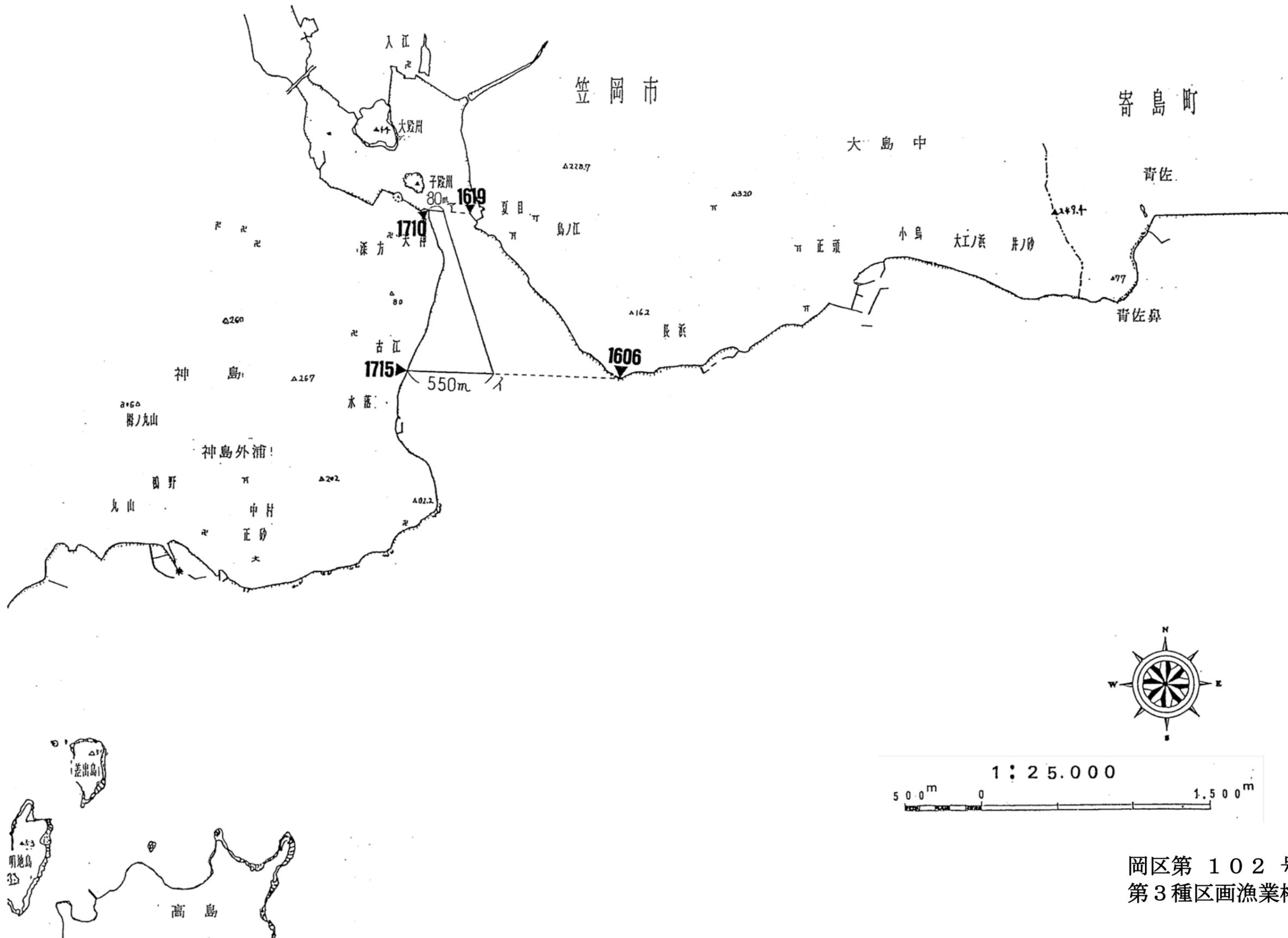
岡区第 100 号  
 第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第101号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市大島中、西大島地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1601号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第1606号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識  
基点第1603号 笠岡市大島中正頭長ぞわいに設置した標識  
基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識  
基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識  
点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第1601号から450メートルの点  
点イ 基点第1603号から笠岡市真鍋島西端見通し線上基点第1603号から450メートルの点  
点ウ 基点第1606号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第1606号から450メートルの点  
点エ 基点第1606号から基点第1720号見通し線上基点第1606号から450メートルの点
  
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
個別漁業権
  
- 6 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



岡区第 101 号  
第 3 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第102号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種区画漁業 もがい養殖業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市神島天神、古江地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1710号、点ア、点イ及び基点第1715号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識  
基点第1619号 笠岡市西大島夏目船溜り防波堤突端に設置した標識  
基点第1710号 笠岡市神島天神社常夜灯から基点第1619号見通し線と最大高潮時海岸線との交差点  
基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した標識  
点ア 基点第1710号から基点第1619号見通し線上基点第1710号から80メートルの点  
点イ 基点第1715号から基点第1606号見通し線上基点第1715号から550メートルの点
  
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 6 関係地区 笠岡市神島、入江、横島、美の浜、富岡



岡区第 102 号  
第 3 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第103号

団体漁業権

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
9月20日から翌年3月31日まで

7 関係地区 笠岡市神島、入江、横島、美の浜、富岡、白石島

3 漁場の位置 笠岡市神島御崎地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点オ、点カ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識

基点第1731号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識

点ア 基点第1731号から真方位180度見通し線上

基点第1731号から200メートルの点

点イ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線

上基点第1730号から100メートルの点

点ウ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線

上基点第1730号から400メートルの点

点エ 基点第1731号から真方位180度見通し線上

基点第1731号から500メートルの点

点オ 点ウから点エ見通し延長線上点エから250メー

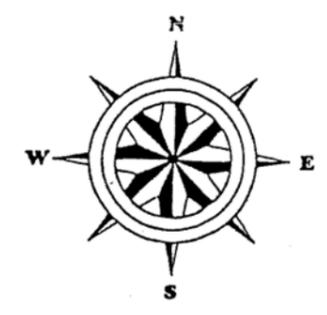
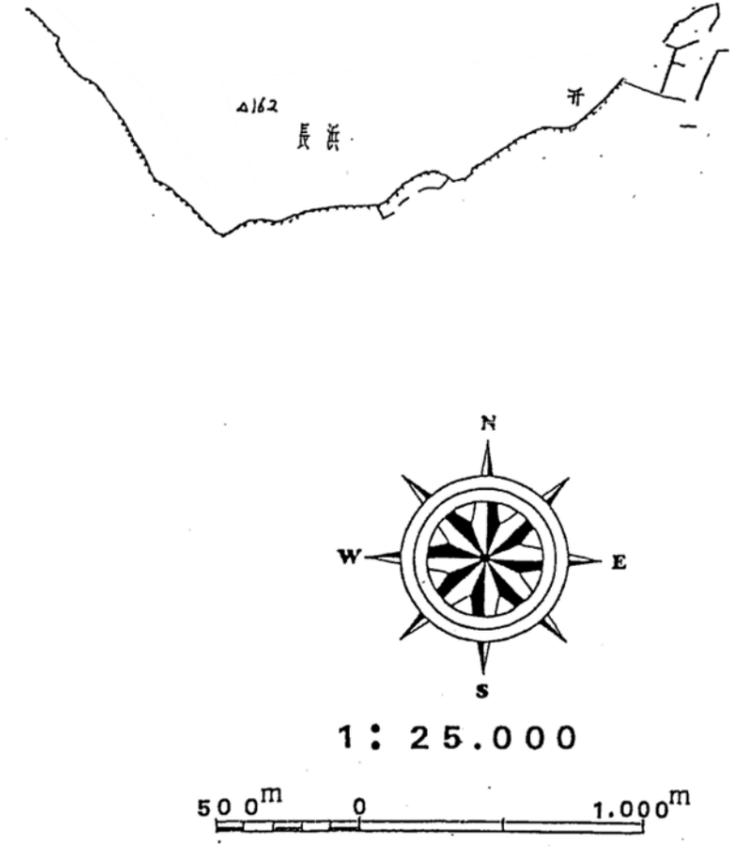
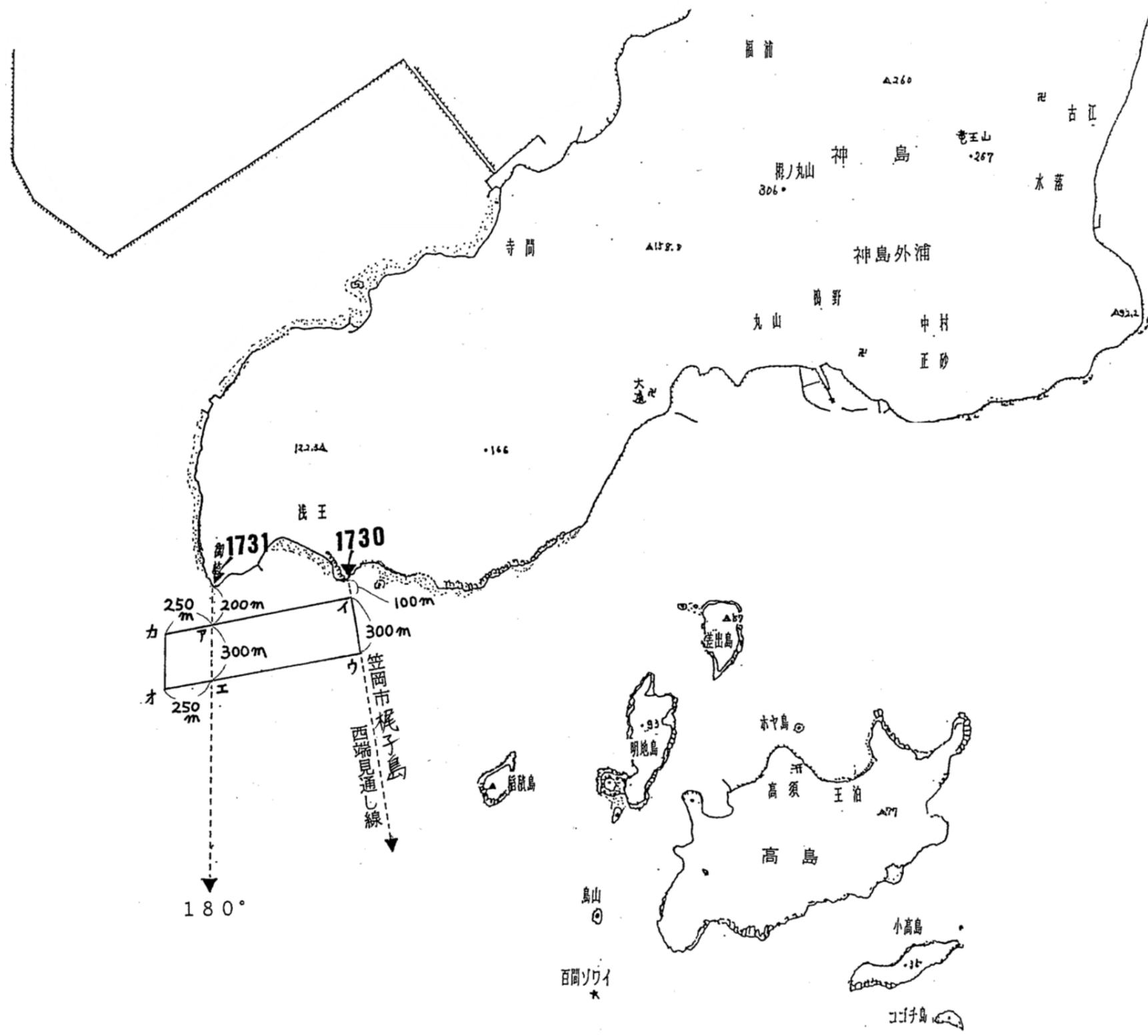
トルの点

点カ 点イから点ア見通し延長線上点アから250メー

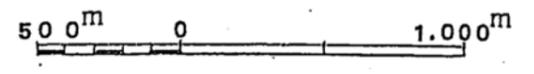
トルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別

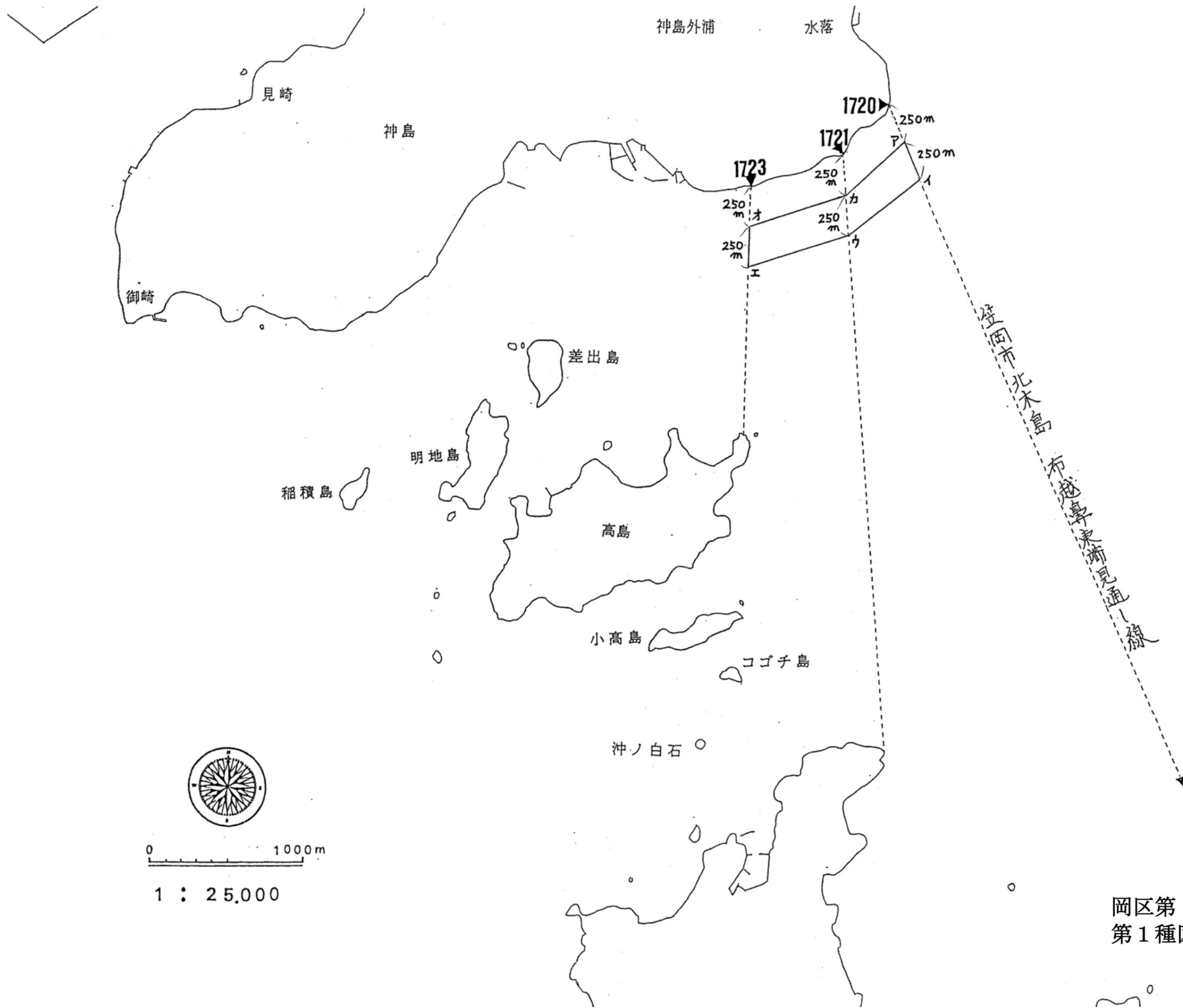


1:25,000



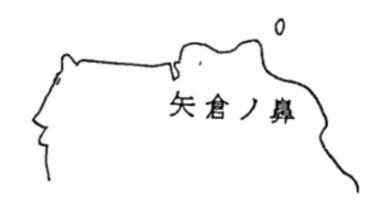
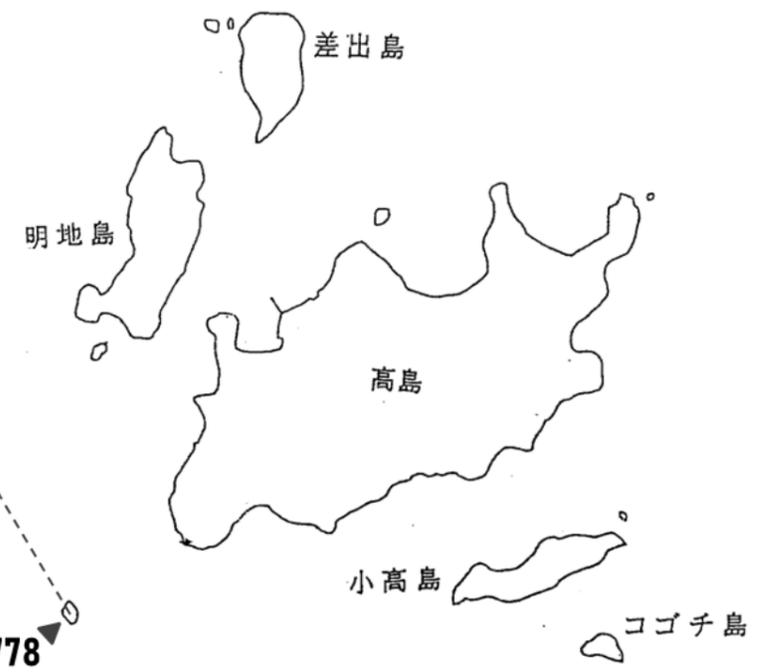
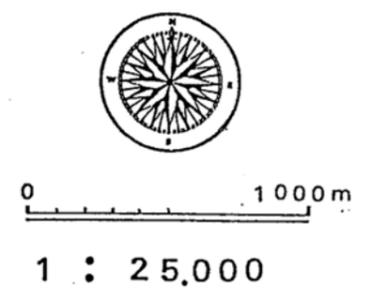
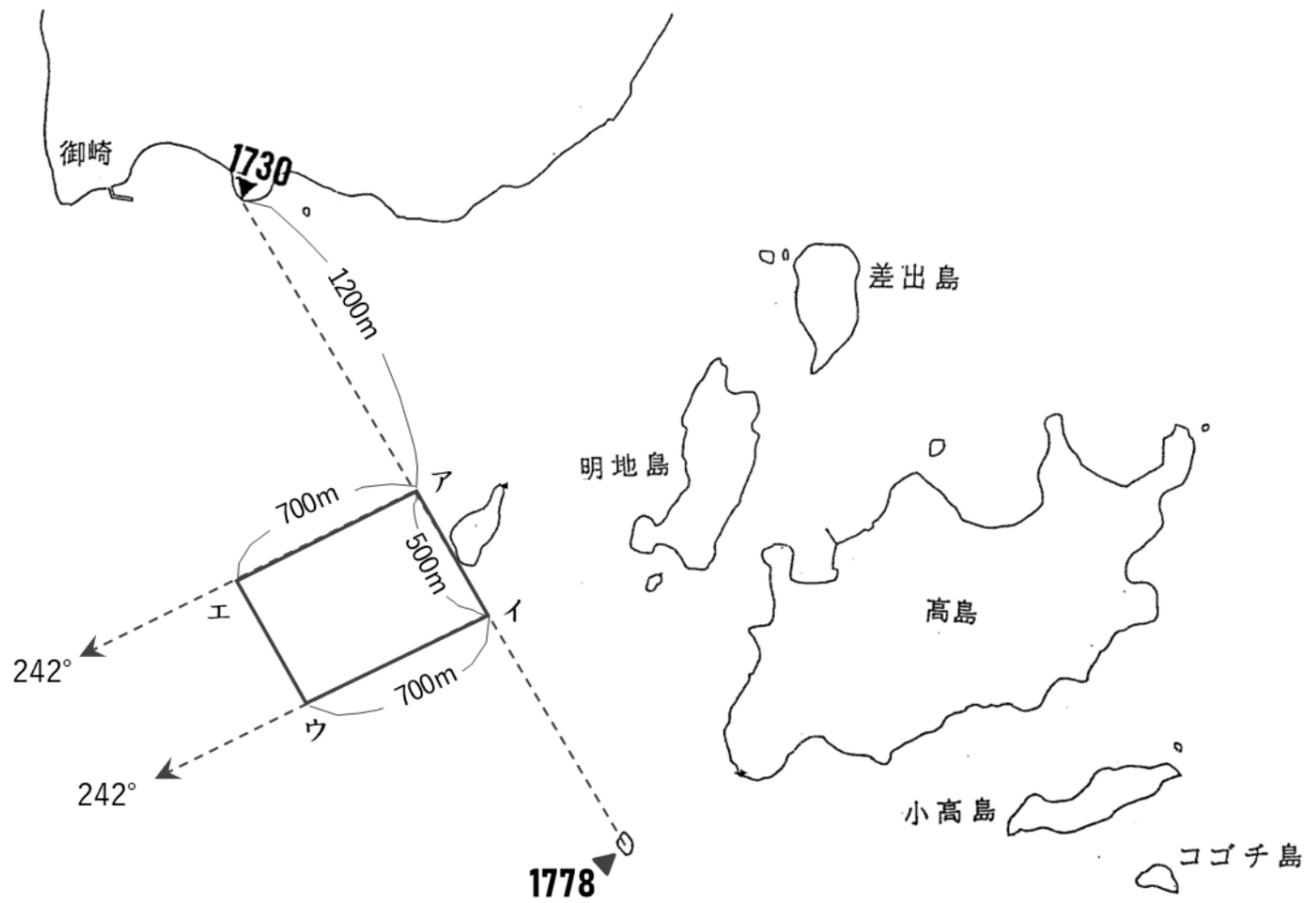
岡区第103号  
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第104号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
9月20日から翌年3月31日まで  
第1種区画漁業 あおのり養殖業  
2月1日から7月31日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市神島外浦藤の浦地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識  
基点第1721号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識  
基点第1723号 笠岡市神島外浦岡崎鼻（22番札所）に設置した標識  
点ア 基点第1720号から笠岡市北木島布越鼻東端見  
通し線上基点第1720号から250メートルの点  
点イ 基点第1720号から笠岡市北木島布越鼻東端見  
通し線上基点第1720号から500メートルの点  
点ウ 基点第1721号から笠岡市白石島仕切鼻見通し  
線上基点第1721号から500メートルの点  
点エ 基点第1723号から笠岡市高島台の鼻見通し線  
上基点第1723号から500メートルの点  
点オ 基点第1723号から笠岡市高島台の鼻見通し線  
上基点第1723号から250メートルの点  
点カ 基点第1721号から笠岡市白石島仕切鼻見通し  
線上基点第1721号から250メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 104 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第105号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
9月20日から翌年3月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市稲積島北西地先
  
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線  
によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識  
基点第1778号 笠岡市高島南西百間ゾワイ燈標  
点ア 基点第1730号から基点第1778号見通し線上基点第1730号から1,200メートルの点  
点イ 基点第1730号から基点第1778号見通し線上基点第1730号から1,700メートルの点  
点ウ 点イから真方位242度見通し線上点イから700メートルの点  
点エ 点アから真方位242度見通し線上点アから700メートルの点
  
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
  
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 105 号  
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第106号

7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
9月20日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島北地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第1724号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤燈台

基点第1766号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識

基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識

点ア 基点第1766号から基点第1724号見通し線上基点第1766号から200メートルの点

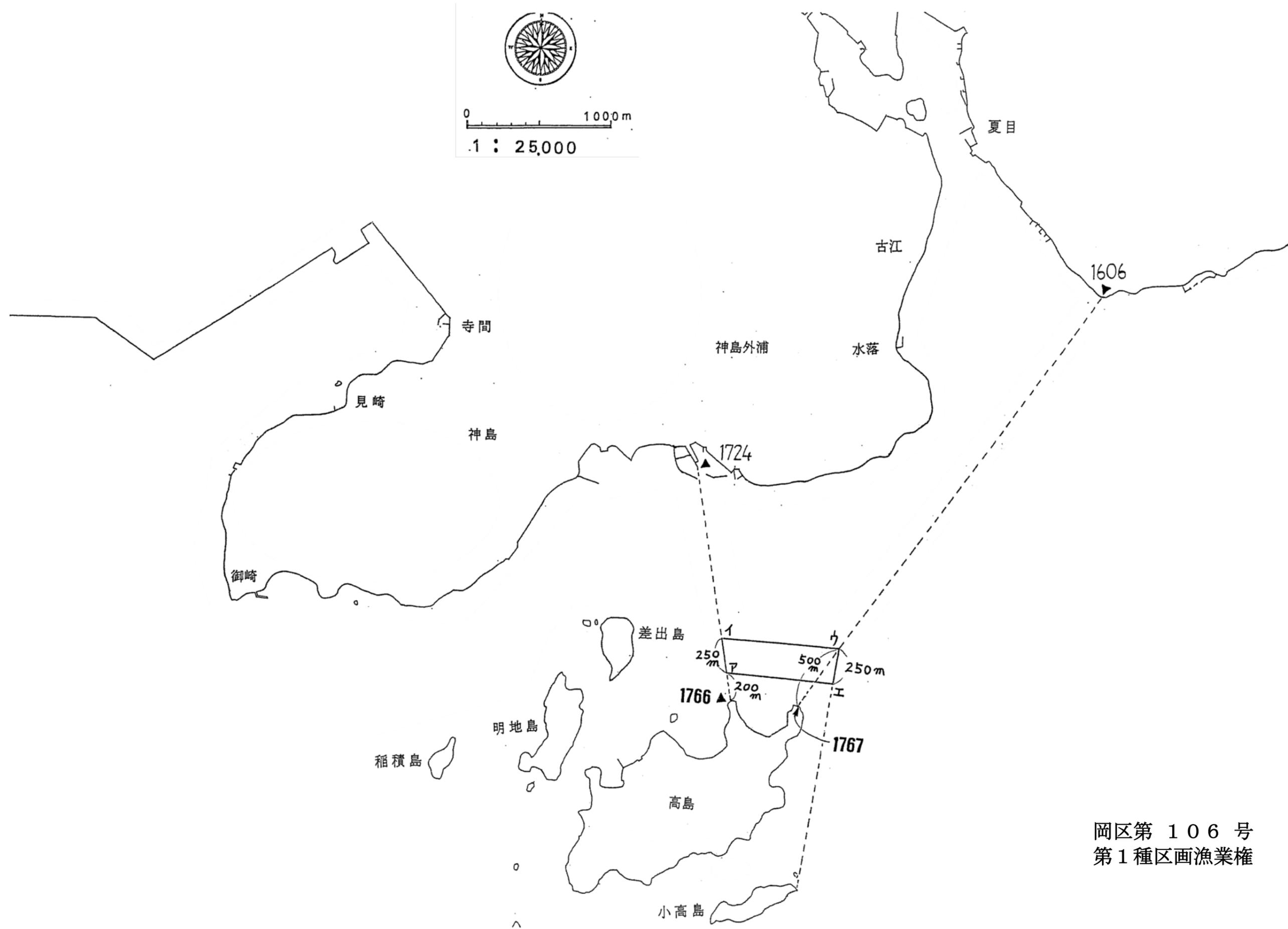
点イ 基点第1766号から基点第1724号見通し線上基点第1766号から450メートルの点

点ウ 基点第1767号から基点第1606号見通し線上基点第1767号から500メートルの点

点エ 点ウから笠岡市小高島東端見通し線上点ウから250メートルの点

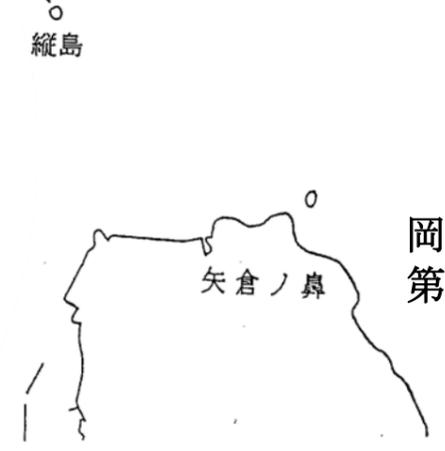
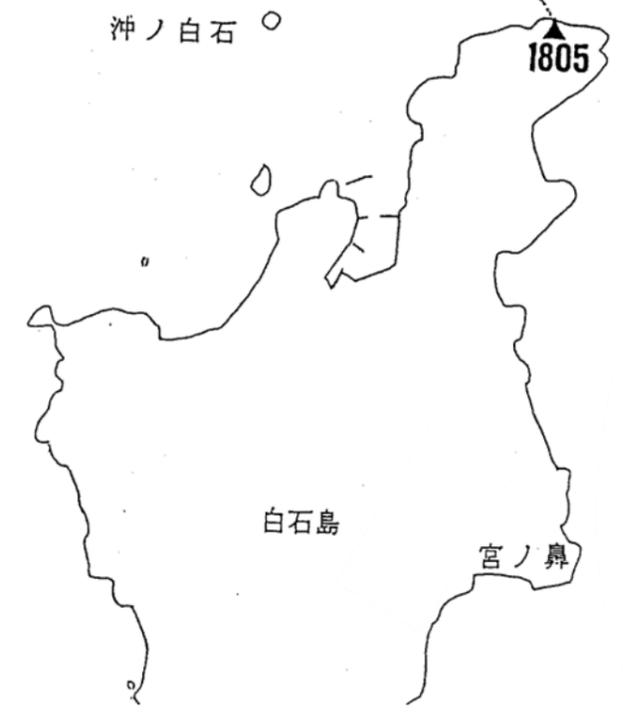
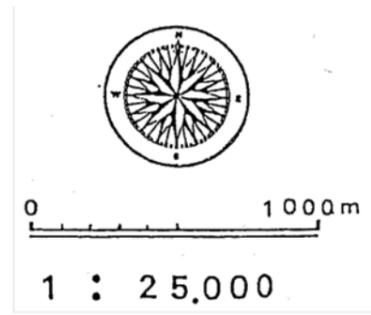
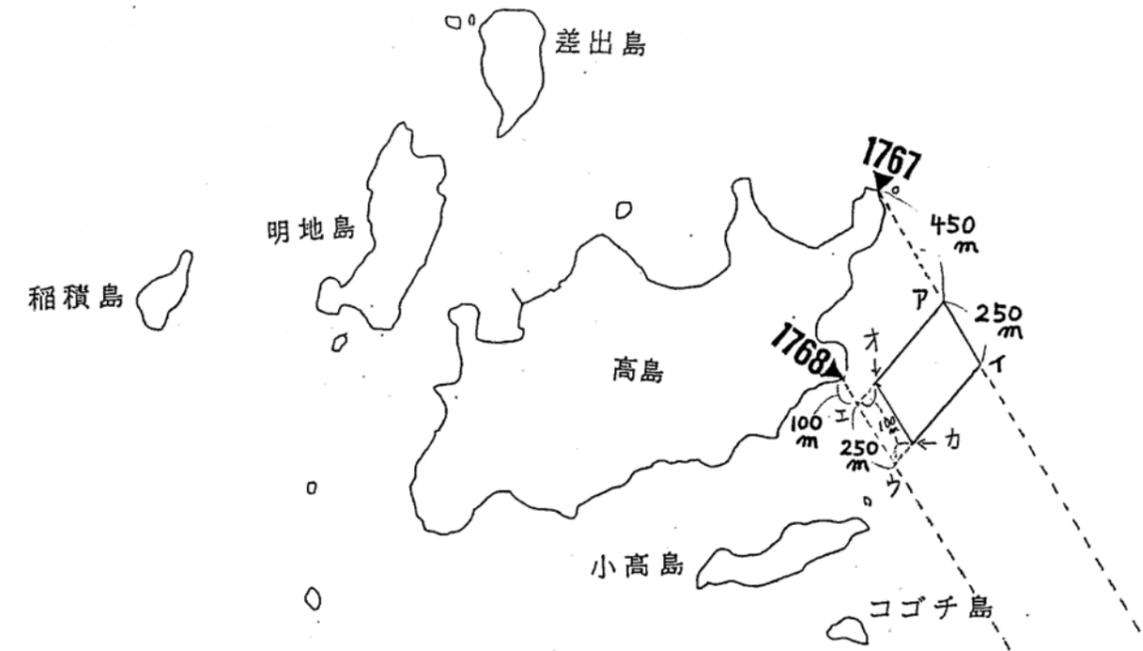
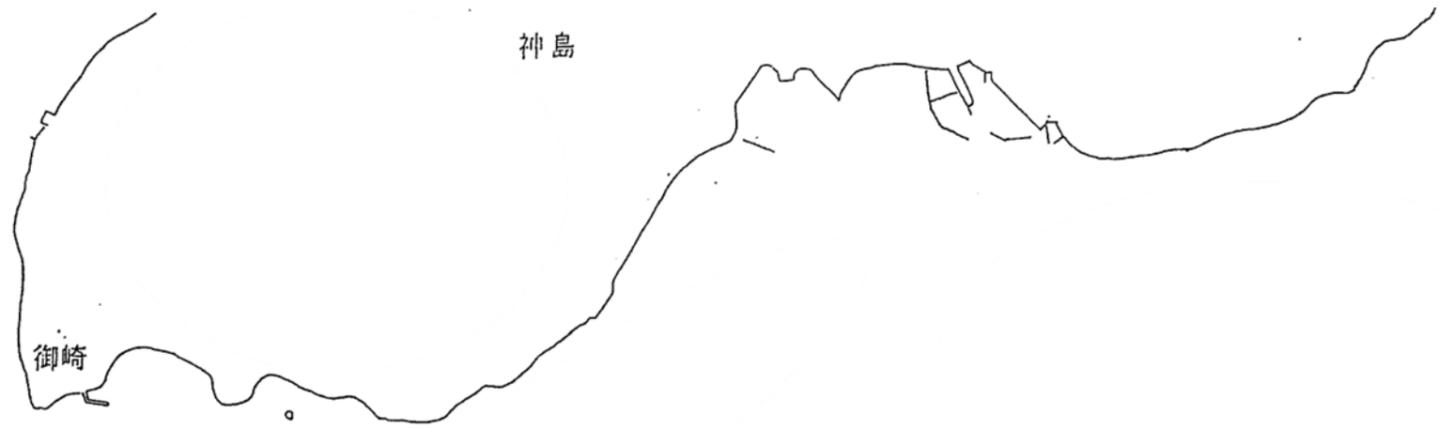
5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権



岡区第 106 号  
第 1 種区画漁業権

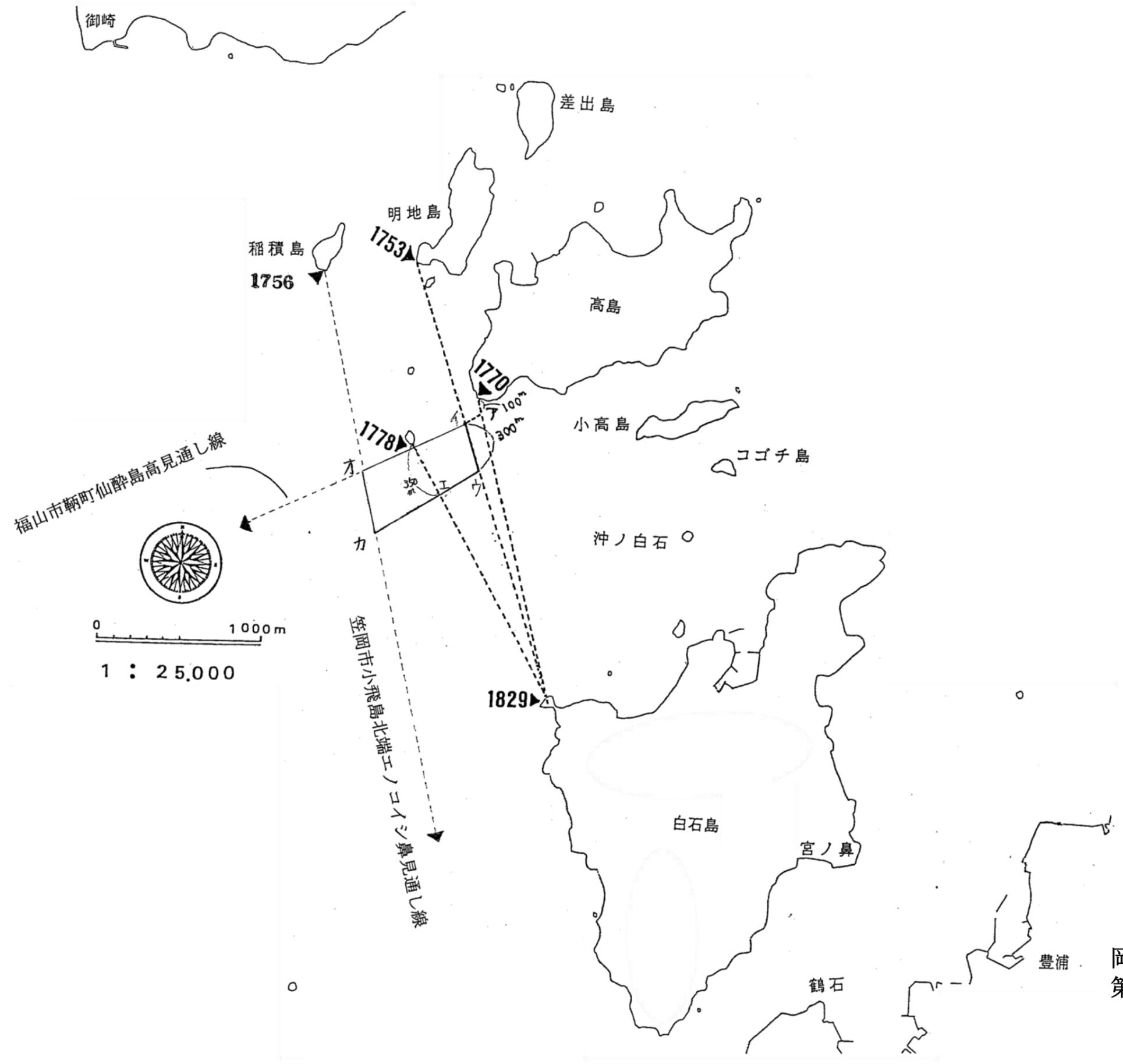
- 1 免許番号 岡区第107号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
9月20日から翌年3月31日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市高島東南地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点カ、点オ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識  
基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識  
基点第1805号 笠岡市白石島仕切鼻東端から西200メートルの点に設置した標識  
点ア 基点第1767号から笠岡市縦島高見通し線上基点第1767号から450メートルの点  
点イ 基点第1767号から笠岡市縦島高見通し線上基点第1767号から700メートルの点  
点ウ 基点第1768号から基点第1805号見通し線上基点第1768号から350メートルの点  
点エ 基点第1768号から基点第1805号見通し線上基点第1768号から100メートルの点  
点オ 点エから点ア見通し線上点エから100メートルの点  
点カ 点ウから点イ見通し線上点ウから100メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 107 号  
第 1 種区画漁業権

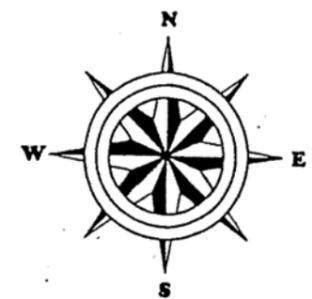
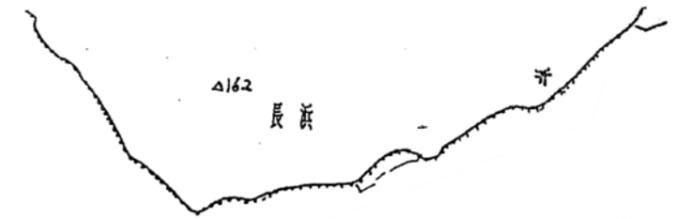
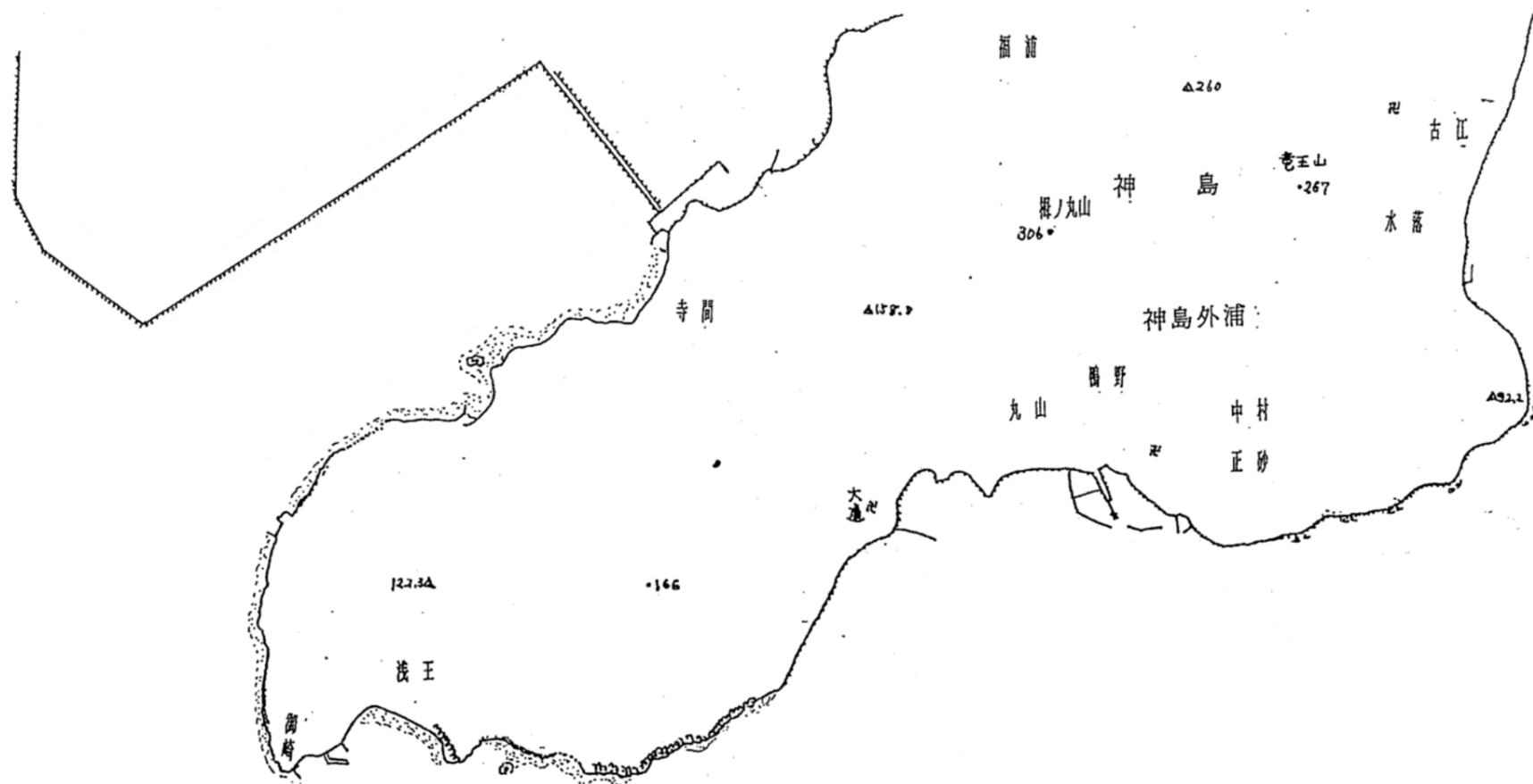
布越

- 1 免許番号 岡区第108号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
9月20日から翌年3月31日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市高島南西地先
- 4 漁場の区域 点イ、点ウ、点カ、点オ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1753号 笠岡市明地島南西端（シロ石）に設置した標識  
基点第1756号 笠岡市稲積島南端に設置した標識  
基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識  
基点第1778号 笠岡市高島南西百間ゾワイ燈標  
基点第1829号 笠岡市白石島小山頂上に設置した標識  
点ア 基点第1770号から基点第1829号見通し線上基点第1770号から100メートルの点  
点イ 基点第1753号から基点第1829号見通し線と、点アから福山市鞆町仙酔島高見通し線との交差点  
点ウ 点イから基点第1829号見通し線上点イから300メートルの点  
点エ 基点第1778号から基点第1829号見通し線上基点第1778号から350メートルの点  
点オ 点アから福山市鞆町仙酔島高見通し線と、基点第1756号から笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻見通し線との交差点  
点カ 点ウから点エ見通し線と、基点第1756号から笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島

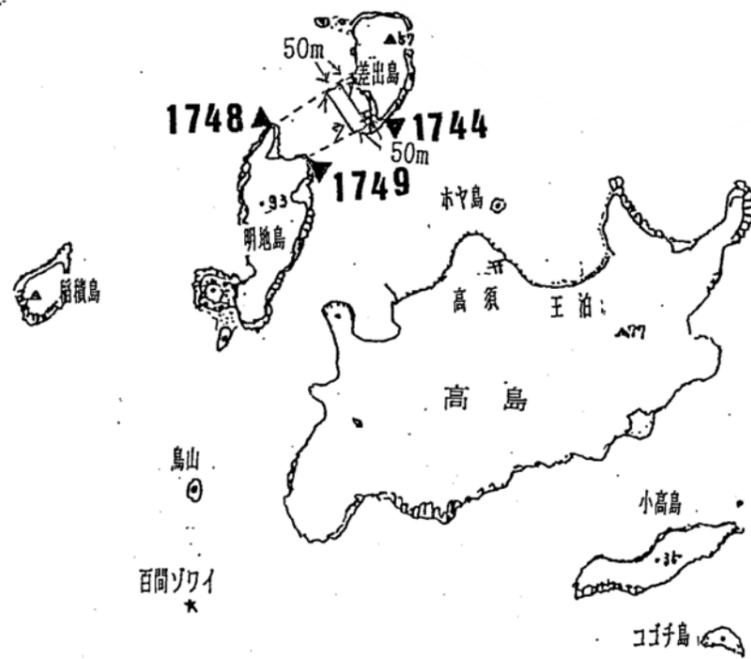
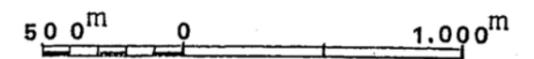


岡区第 108 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第109号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業  
10月1日から翌年6月30日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市差出島地先
  
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1744号 笠岡市差出島南端に設置した標識  
基点第1748号 笠岡市明地島北端に設置した標識  
基点第1749号 笠岡市明地島北東端に設置した標識  
点ア 笠岡市差出島赤石から基点第1748号見通し線  
上笠岡市差出島赤石から50メートルの点  
点イ 笠岡市差出島赤石から基点第1748号見通し線  
上笠岡市差出島赤石から100メートルの点  
点ウ 基点第1744号から基点第1749号見通し線  
上基点第1744号から100メートルの点  
点エ 基点第1744号から基点第1749号見通し線  
上基点第1744号から50メートルの点
  
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
  
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島

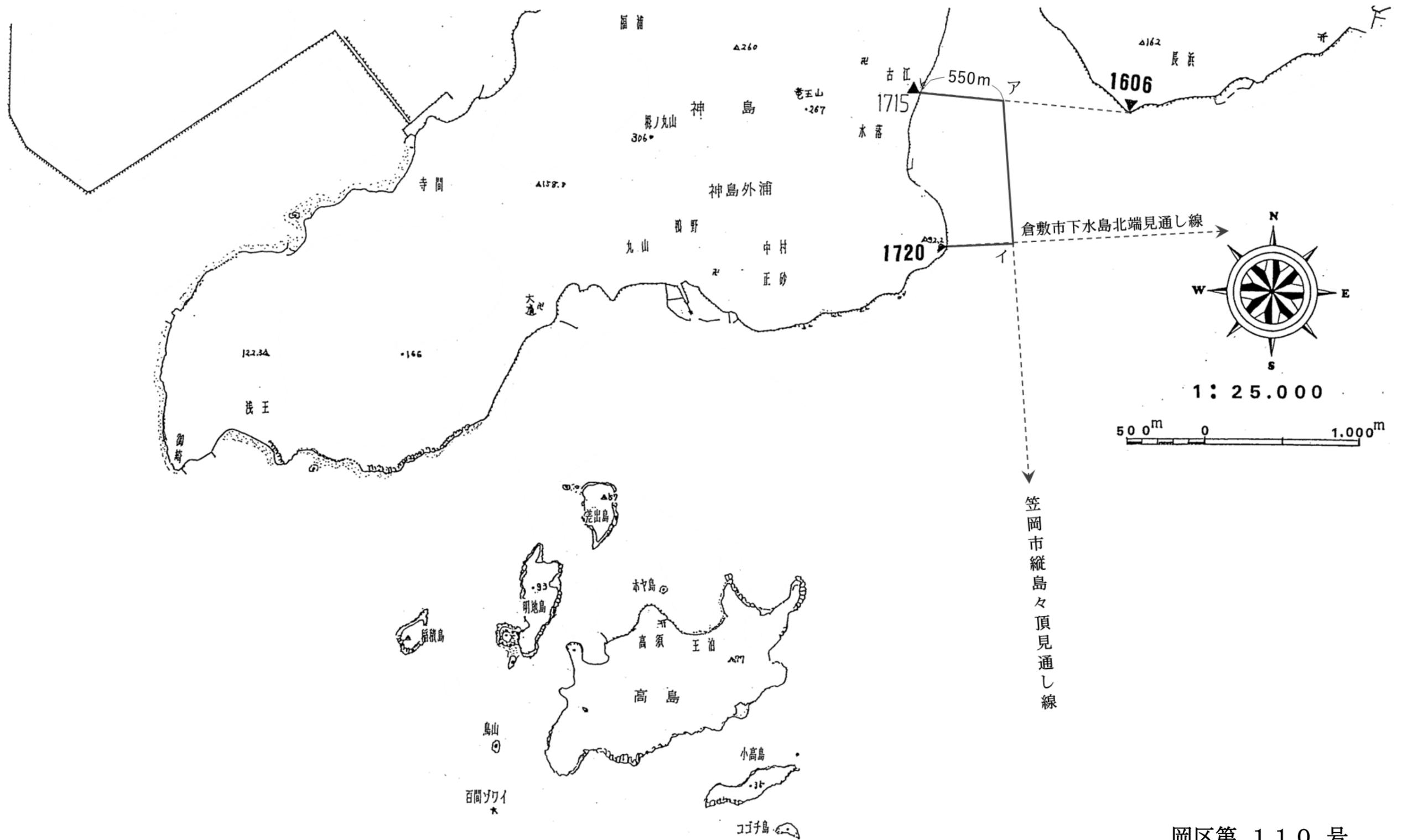


1:25.000



岡区第 109 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第110号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
10月1日から翌年3月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市神島外浦地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1715号、点ア、点イ及び基点第1720号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識  
基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した標識  
基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識  
点ア 基点第1715号から基点第1606号見通し線上基点第1715号から550メートルの点  
点イ 基点第1720号から倉敷市下水島北端見通し線と、点アから笠岡市縦島島頂見通し線との交差点
  
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
  
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
個別漁業権
  
- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 110 号  
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第111号

6 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦大道地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1725号 笠岡市神島外浦外浦大道（護岸堤西端）鼻に設置した標識

基点第1727号 笠岡市神島外浦城山南東麓に設置した標識

基点第1748号 笠岡市明地島北端に設置した標識

基点第1772号 笠岡市高島汐口鼻東（台の鼻大岩）に設置した標識

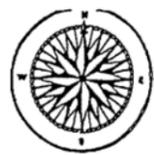
点ア 基点第1727号地先石積防波堤東端から基点第1772号見通し線上基点第1727号地先石積防波堤東端から175メートルの点

点イ 点アから基点第1772号見通し線上点アから250メートルの点

点ウ 基点第1727号から基点第1748号見通し線上基点第1727号から650メートルの点

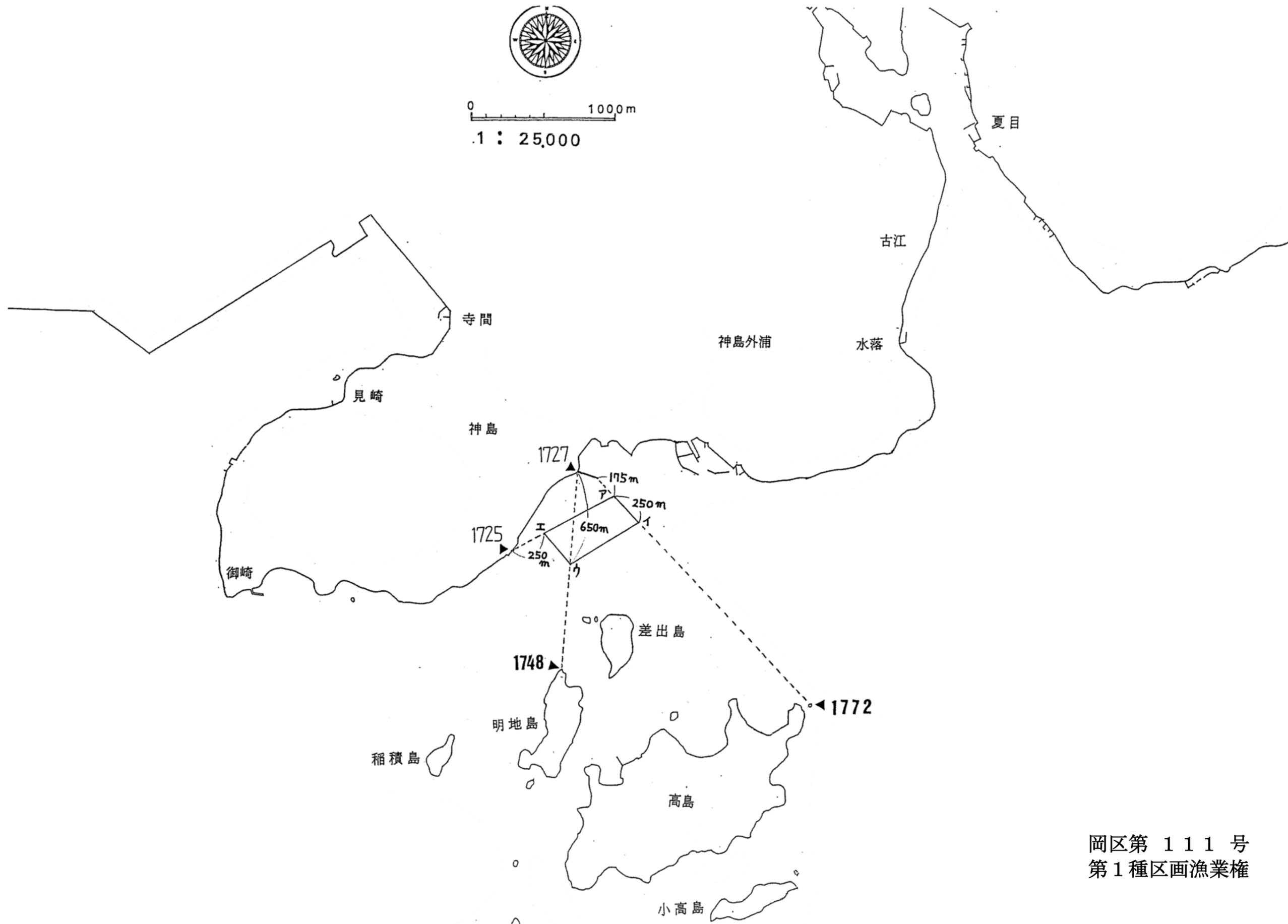
点エ 基点第1725号から点ア見通し線上基点第1725号から250メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権



0 1000m

1 : 25,000



岡区第 111 号  
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第112号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦江の浜地先

4 漁場の区域 点エ、点オ、点カ、点キ及び点エの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識

基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識

点ア 基点第1755号から笠岡市神島オソノミ山頂見  
通し線と最大高潮時海岸線との交差点

点イ 点アから基点第1755号見通し線上点アから1  
00メートルの点

点ウ 点アから基点第1755号見通し線上点アから3  
50メートルの点

点エ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線  
上基点第1730号から350メートルの点

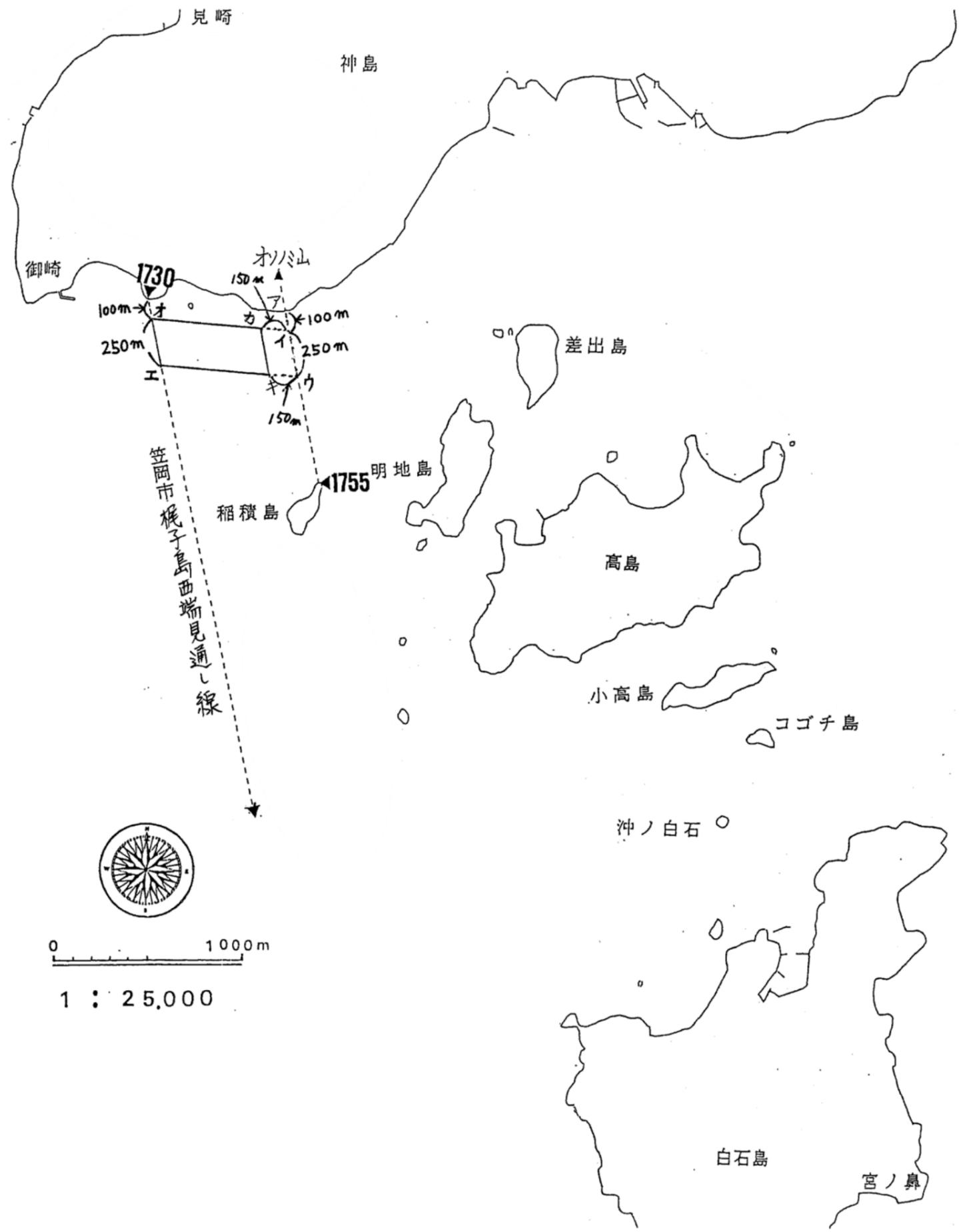
点オ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線  
上基点第1730号から100メートルの点

点カ 点イから点オ見通し線上点イから150メートル  
の点

点キ 点ウから点エ見通し線上点ウから150メートル  
の点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

6 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



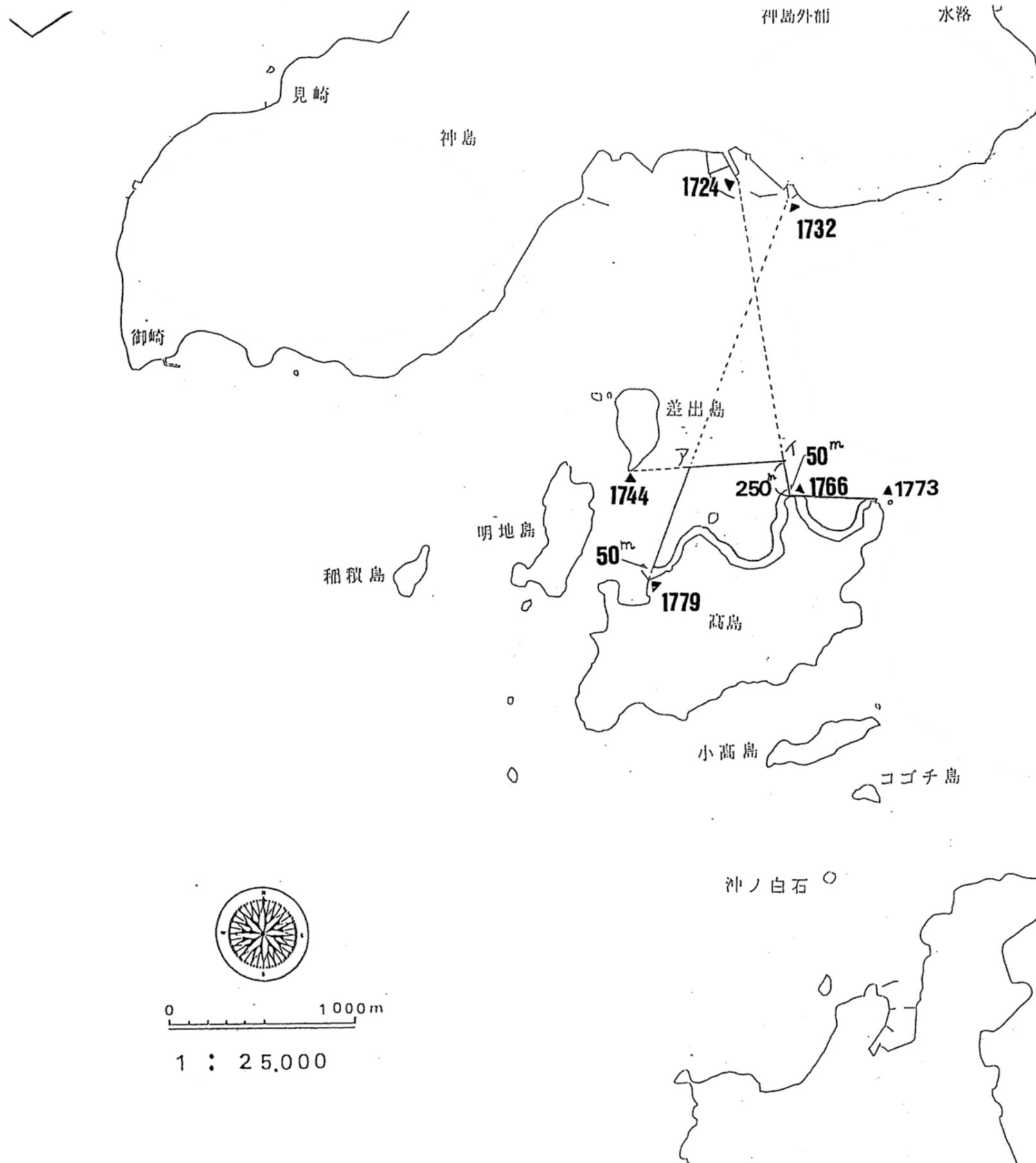
岡区第 112 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第113号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市高島高須、王泊地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1779号、点ア、点イ、基点第1766号及び基点第1773号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの区域を除く。

点の位置

- 基点第1724号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤燈台
- 基点第1732号 笠岡市神島外浦中村西防波堤突端に設置した標識
- 基点第1744号 笠岡市差出島南端に設置した標識
- 基点第1766号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識
- 基点第1773号 笠岡市高島汐口鼻北端に設置した標識
- 基点第1779号 笠岡市高島黒土港北防波堤基部に設置した標識
- 点ア 点イから基点第1744号見通し線と、基点第1732号から基点第1779号見通し線との交差点
- 点イ 基点第1766号から基点第1724号見通し線上基点第1766号から250メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 6 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 113 号  
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第114号

上基点第1837号から500メートルの点

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
9月20日から翌年3月31日まで

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

3 漁場の位置 笠岡市白石島西之浦地先

6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

4 漁場の区域 基点第1819号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点カ及び基点第1837号の各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

7 関係地区 笠岡市白石島

点の位置

基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識

基点第1756号 笠岡市稲積島南端に設置した標識

基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

基点第1819号 笠岡市弁天島西端に設置した標識

基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第1836号 笠岡市白石島亀石に設置した標識

基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ア 基点第1819号から基点第1827号見通し延長線と、基点第1836号から笠岡市鳥山見通し線との交差点

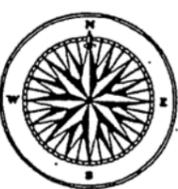
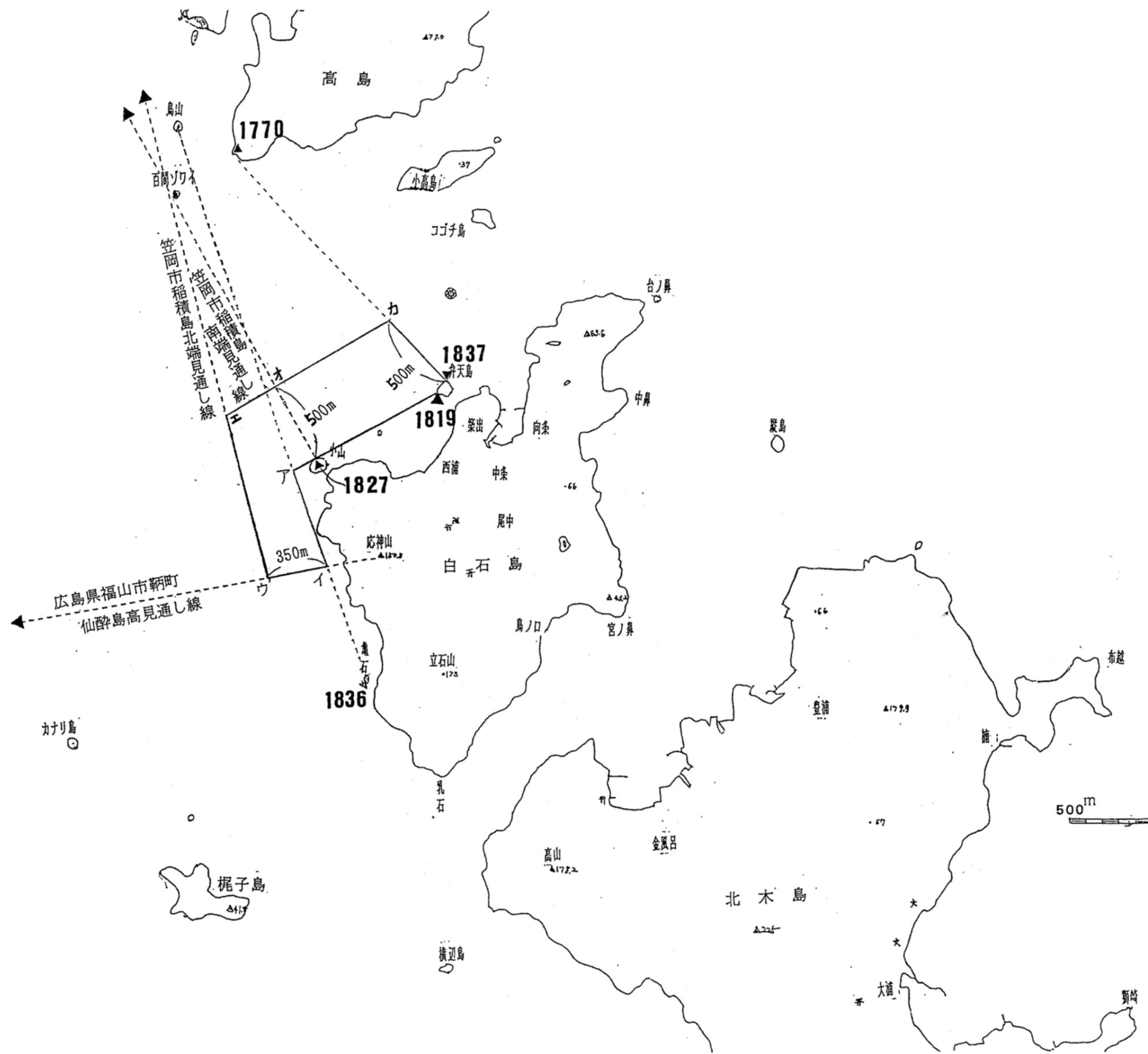
点イ 笠岡市白石島応神山山頂から福山市鞆町仙酔島高見通し線と、基点第1836号から笠岡市鳥山見通し線との交差点

点ウ 点イから福山市鞆町仙酔島高見通し線上点イから350メートルの点

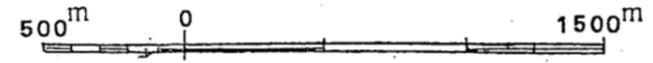
点エ 点ウから基点第1755号見通し線と、点カから点オ見通し延長線との交差点

点オ 基点第1827号から基点第1756号見通し線上基点第1827号から500メートルの点

点カ 基点第1837号から基点第1770号見通し線

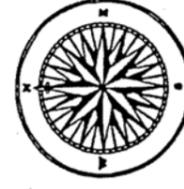
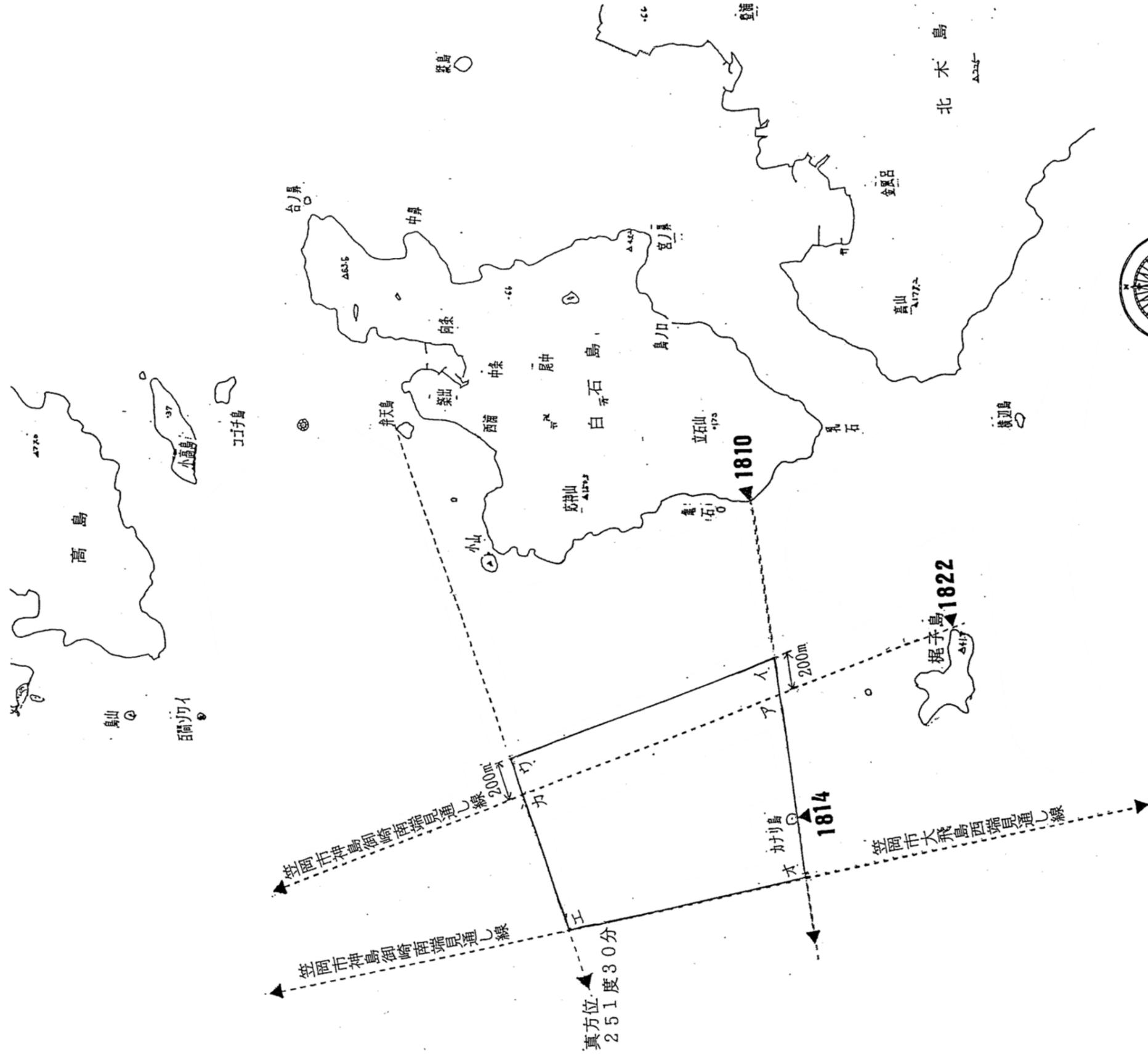


1 : 25.000

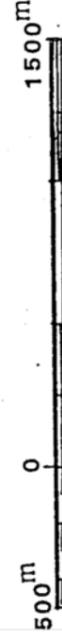


岡区第 114 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第115号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 のり養殖業  
9月20日から翌年3月31日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市カナリ島北部地先
- 4 漁場の区域 点イ、点オ、点エ、点ウ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1810号 笠岡市白石島ヒラタ鼻に設置した標識  
基点第1814号 笠岡市カナリ島南端に設置した標識  
基点第1822号 笠岡市梶子島東端に設置した標識  
点ア 基点第1814号から基点第1810号見通し線と、基点第1822号から笠岡市神島御崎南端見通し線との交差点  
点イ 点アから基点第1810号見通し線上点アから200メートルの点  
点ウ 点カから笠岡市弁天島北西端見通し線上点カから200メートルの点  
点エ 笠岡市弁天島北端から真方位251度30分見通し線と、笠岡市神島御崎南端から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点  
点オ 基点第1810号から基点第1814号見通し延長線と、笠岡市神島御崎南端から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点  
点カ 笠岡市弁天島北端から真方位251度30分見通し線と、笠岡市神島御崎南端から基点第1822号見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 7 関係地区 笠岡市白石島

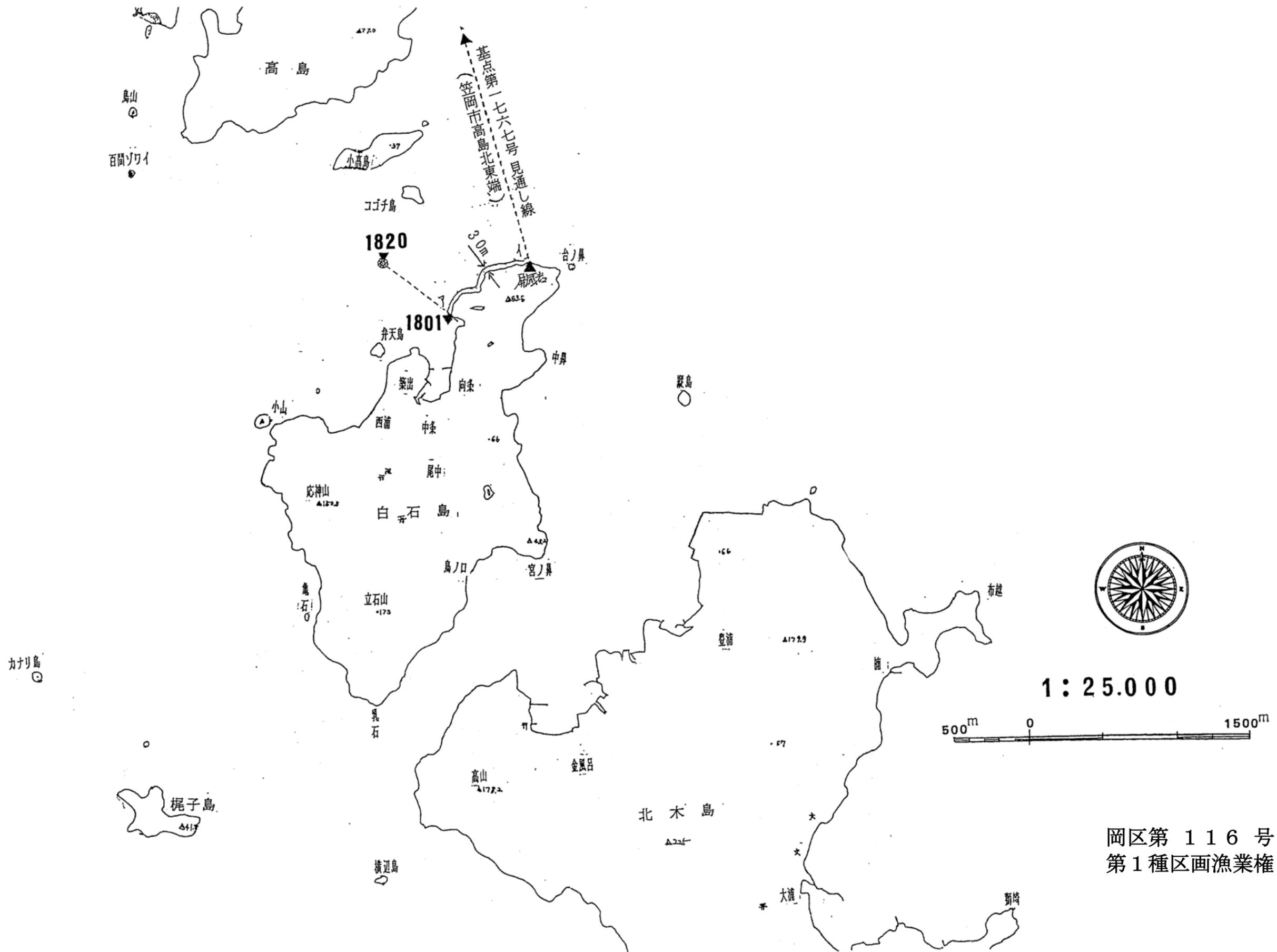


1:25,000



岡区第 115 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第116号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業  
10月1日から翌年6月30日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市白石島北東地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1801号及び点アを結んだ直線、笠岡市白石島屏風岩及び点イを結んだ直線及び基点第1801号と笠岡市白石島屏風岩の間における最大高潮時海岸線から沖出し30メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識  
基点第1801号 笠岡市白石島水場の浜北モチの木南端に設置した標識  
基点第1820号 笠岡市沖ノ白石燈台  
点ア 基点第1801号から基点第1820号見通し線上基点第1801号から30メートルの点  
点イ 笠岡市白石島屏風岩から基点第1767号見通し線上笠岡市白石島屏風岩から30メートルの点
  
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
  
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 7 関係地区 笠岡市白石島



岡区第 116 号  
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第117号

7 関係地区 笠岡市白石島

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業  
10月1日から翌年6月30日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第1838号、点ア、点イ及び基点第1819号の各  
点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ  
た区域

点の位置

基点第1819号 笠岡市弁天島西端に設置した標識

基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第1828号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識

基点第1834号 笠岡市白石島西之浦先西端に設置した標識

基点第1838号 笠岡市弁天島南端に設置した標識

点ア 基点第1838号から基点第1828号見通し線  
と、基点第1834号から笠岡市小高島西端見通し  
線との交差点

点イ 基点第1819号から基点第1827号見通し線  
と、基点第1834号から笠岡市小高島西端見通し  
線との交差点

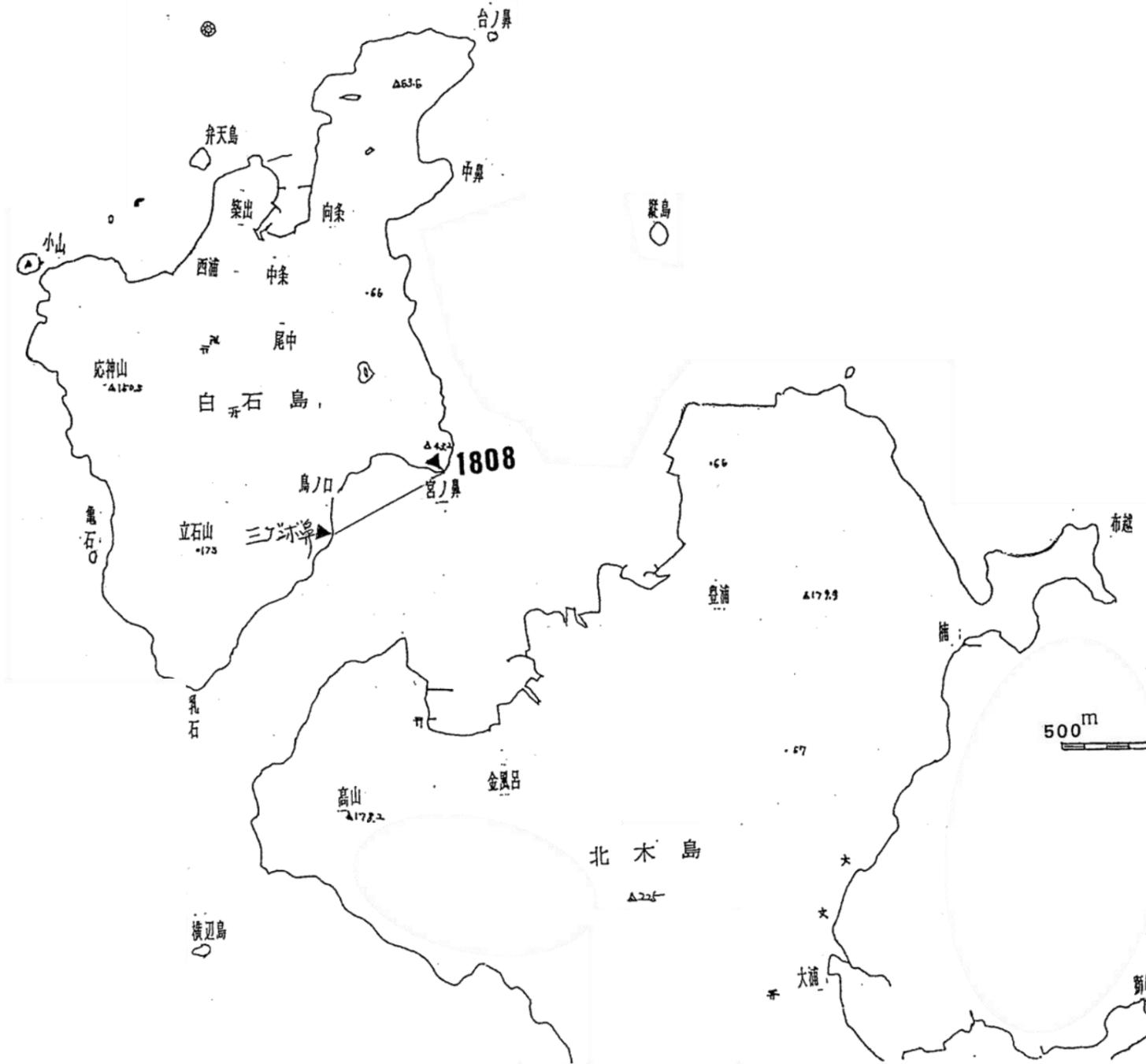
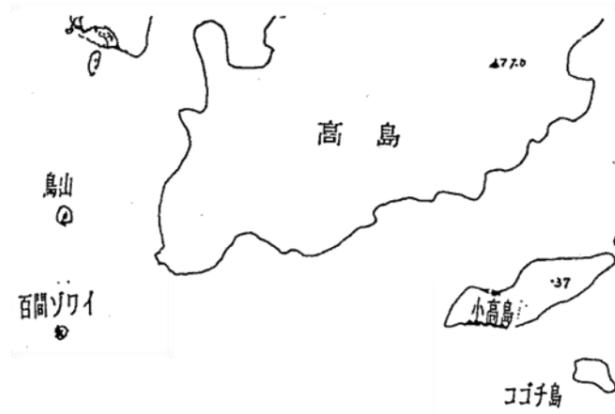
5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

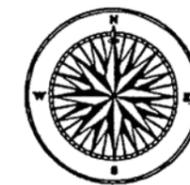


岡区第 117 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第118号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市白石島鳥ノ口地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1808号及び笠岡市白石島三ゲンボ鼻を結んだ直  
線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識
  
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 6 関係地区 笠岡市白石島



カナリ島



1 : 25.000



岡区第 118 号  
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第119号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第1817号、第1838号、点ア及び基点第1834号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1817号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識

基点第1828号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識

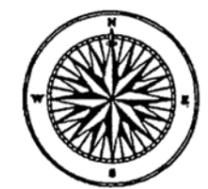
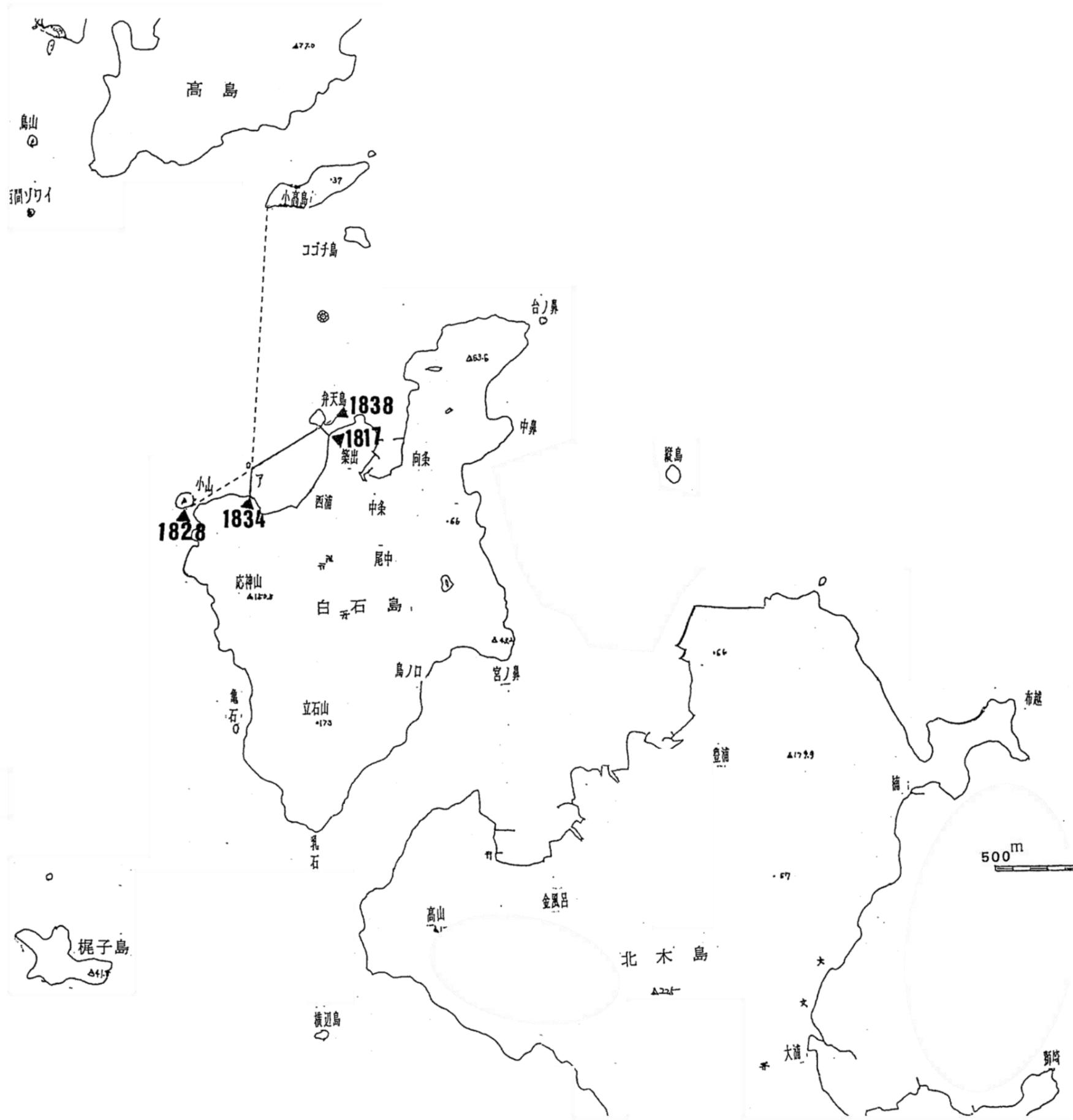
基点第1834号 笠岡市白石島西之浦先西端に設置した標識

基点第1838号 笠岡市弁天島南端に設置した標識

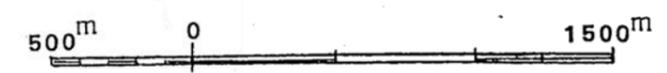
点ア 基点第1838号から基点第1828号見通し線と、基点第1834号から笠岡市小高島西端見通し線との交差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

6 関係地区 笠岡市白石島



1 : 25.000



岡区第 119 号  
第 1 種区画漁業権



1 免許番号 岡区第120号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町豊浦地先

4 漁場の区域 基点第1877号、点ア、点イ及び基点第1878号の各  
点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ  
た区域

点の位置

基点第1877号 笠岡市北木島八幡鼻突端に設置した標識

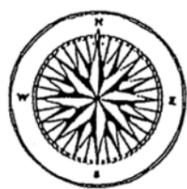
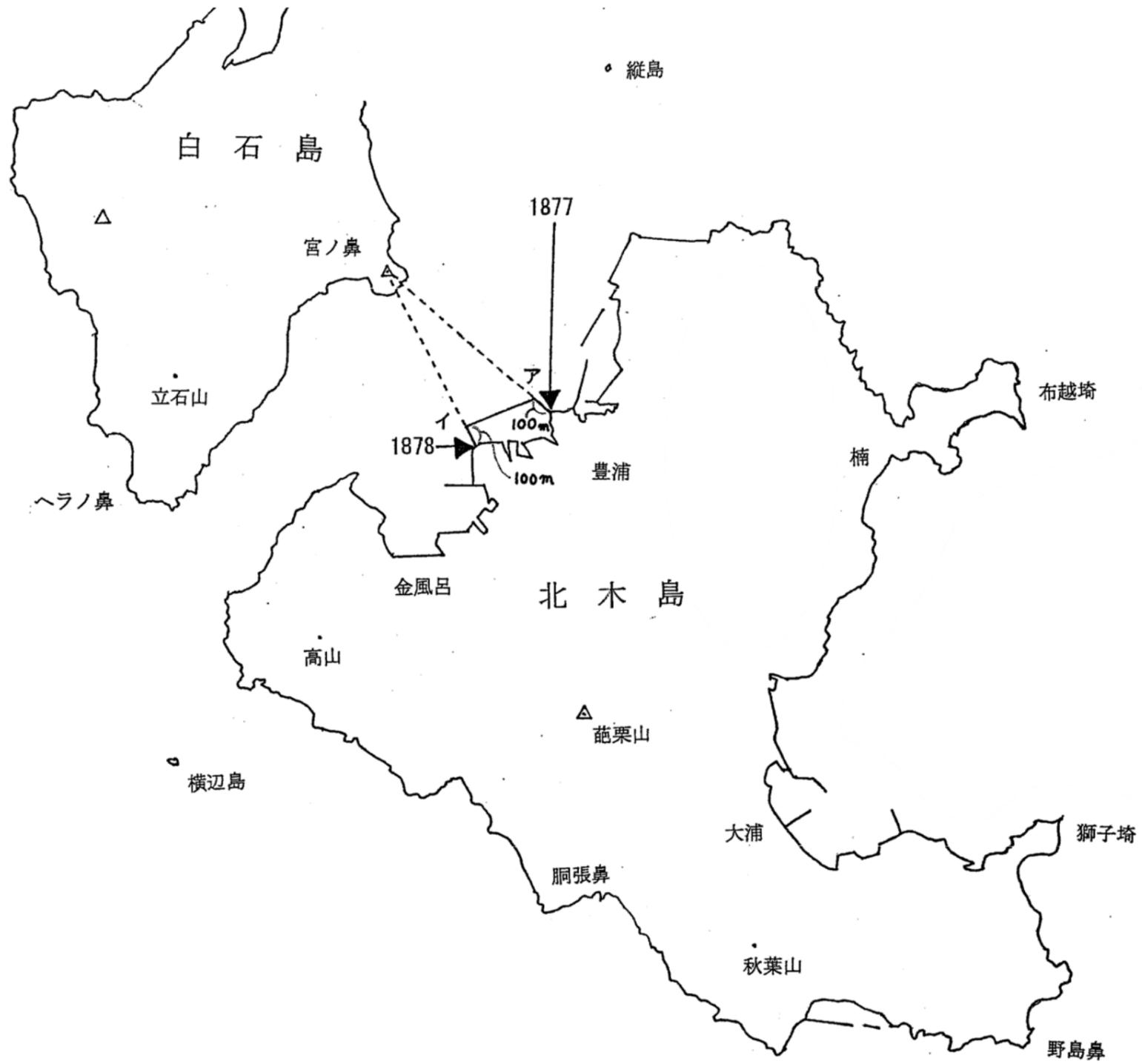
基点第1878号 笠岡市北木島町木崎鼻突端に設置した標識

点ア 基点第1877号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通  
し線上基点第1877号から100メートルの点

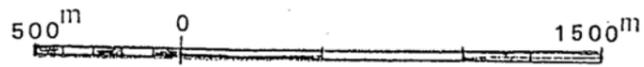
点イ 基点第1878号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通  
し線上基点第1878号から100メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

6 関係地区 笠岡市北木島町



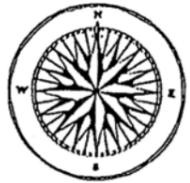
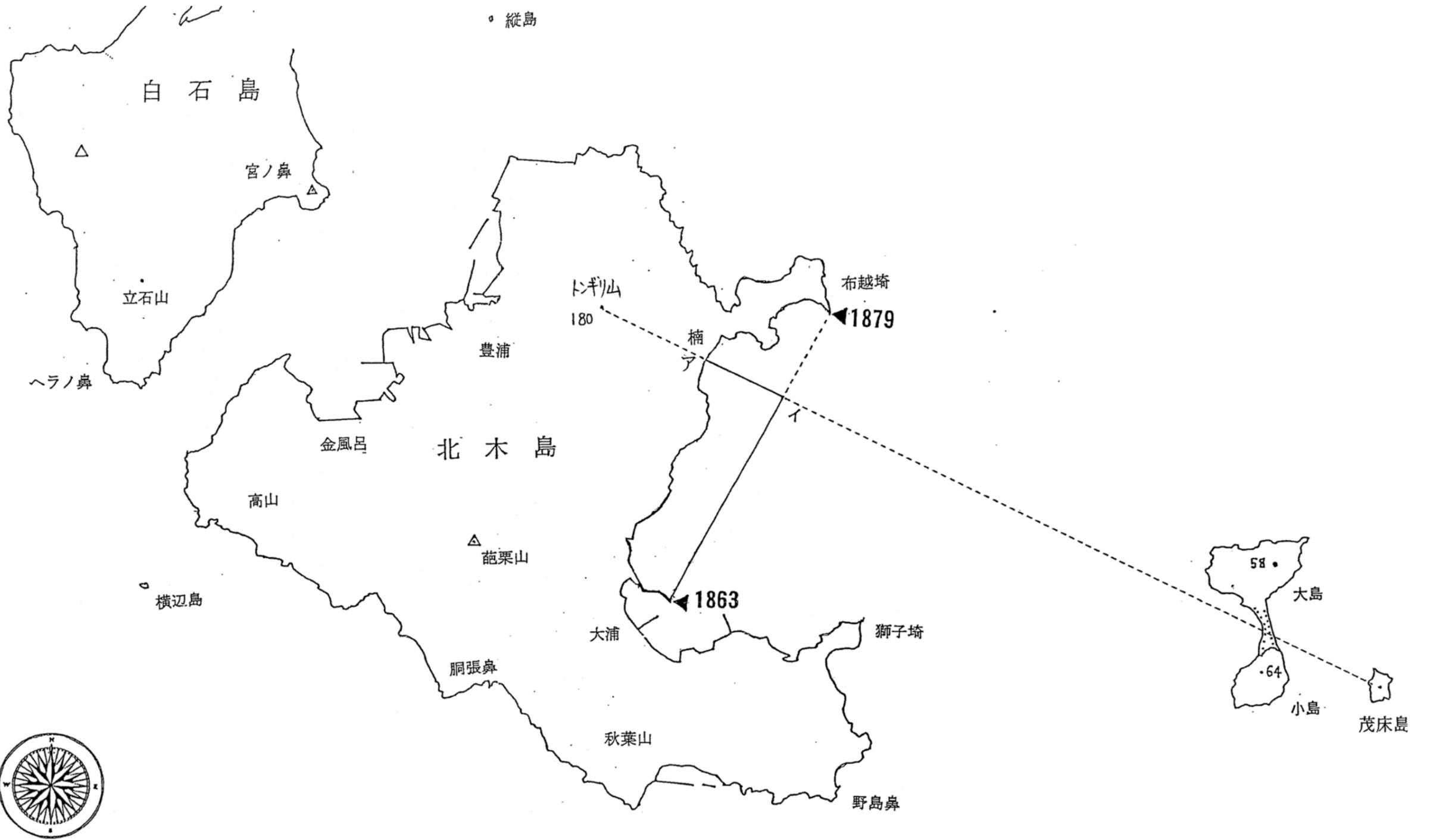
1 : 25.000



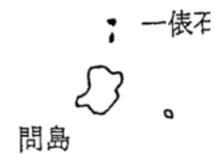
岡区第 120 号  
第 1 種区画漁業権



- 1 免許番号 岡区第121号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市北木島東地先
  
- 4 漁場の区域 点ア、点イ及び基点第1863号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1863号 笠岡市北木島町大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識  
基点第1879号 笠岡市北木島布越南東端に設置した標識  
点ア 笠岡市北木島トンギリ山（180）から笠岡市茂床島島頂見通し線と、笠岡市北木島最大高潮時海岸線との交差点  
点イ 笠岡市北木島トンギリ山（180）から笠岡市茂床島島頂見通し線と、基点第1863号から基点第1879号見通し線との交差点
  
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 6 関係地区 笠岡市北木島町

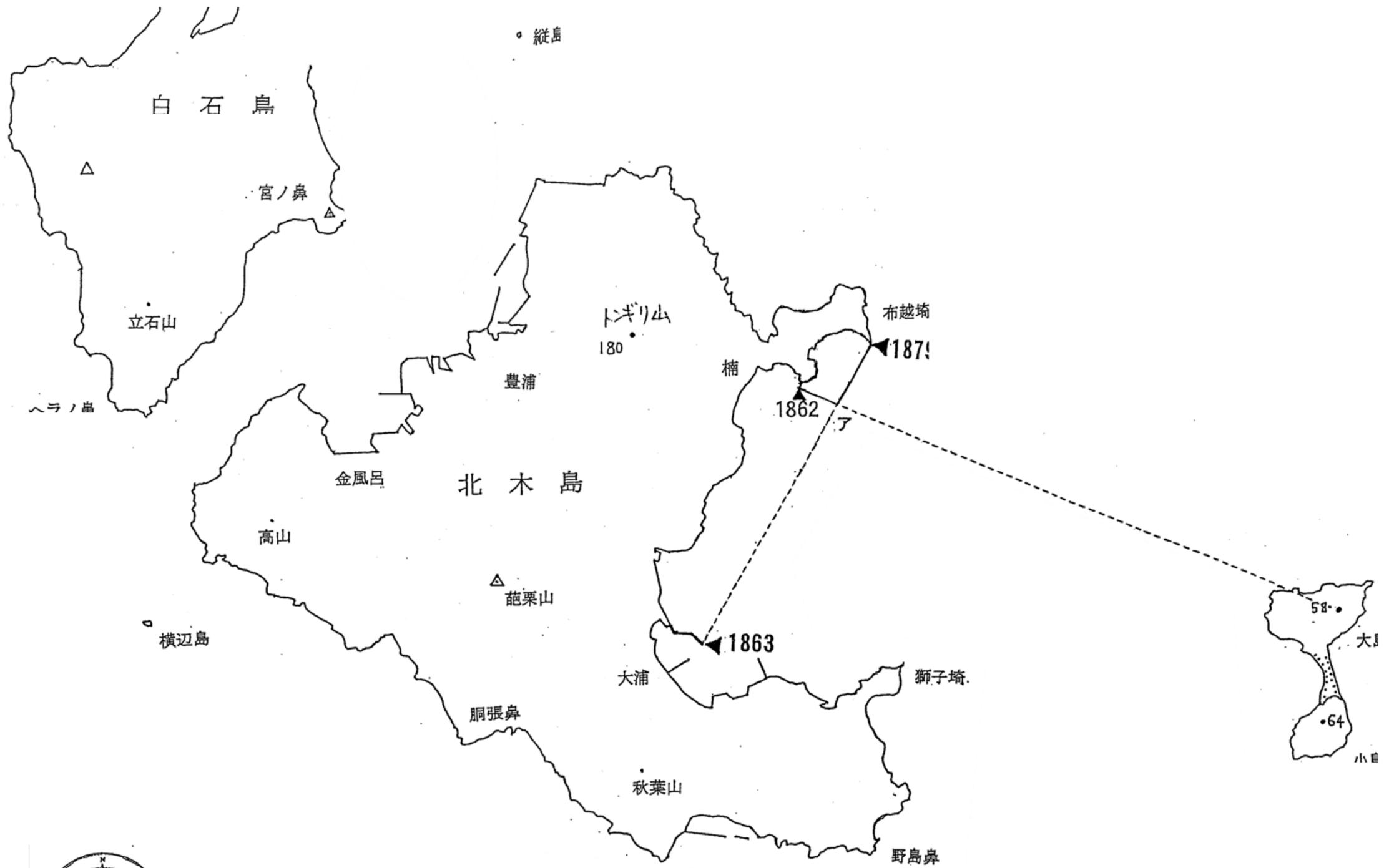


1 : 25.000



岡区第 121 号  
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第122号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市北木島東地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1862号、点ア及び基点第1879号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1863号 笠岡市北木島町大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識  
基点第1879号 笠岡市北木島町布越南東端に設置した標識  
基点第1862号 笠岡市北木島町中山防波堤突端に設置した標識  
点ア 笠岡市大島高頂(58)から基点第1862号見  
通し線と、基点第1863号から基点第1879号  
見通し線との交差点
  
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 6 関係地区 笠岡市北木島町



1:25,000



岡区第 122 号  
第 1 種区画漁業権  
正